



次世代育成支援対策推進のための調査
都道府県調査



結果報告

平成16年10月

全国知事会
男女共同参画研究会

目 次

調査の概要	1
調査結果(概要版)	2
調査結果	7
若者の自立とたくましい子どもの育ちについて	8
1. 若年層の就業実態を把握するための調査	8
2. 若者の自立就労支援策	8
(1) 若者の自立就労支援に関する事業	9
(2) 事業の継続、充実にとって障害となること、行っていない・検討中の理由	9
3. 高校・大学・専門学校等の学生への就学支援策	10
(1)～(5) 就学支援と制度名	10
4. 高校・大学・専門学校等の学生向けの、今後の就学支援制度の拡大	11
(1)～(5) 今後の就学支援制度拡大の検討有無とその方向性・方法	11
(1)～(5) 具体的な意見	12
(6) 今後、就学支援制度を充実していく際の、国への要望等	13
5. 中高生等に対する職業教育	14
(1)(2) 都道府県として中学生に対して何か職業選択に役立つ教育機会を提供しているか。	14
(3) 都道府県として高校中退者へのフォローアップの事業(制度)	16
. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	17
6. 事業所における仕事と家庭の両立支援の状況	17
(1) 301人以上の企業数の把握	17
(2) 企業における「仕事と家庭の両立支援」に係る制度の有無、活用状況に関する調査	18
(3) 都道府県が独自に行っている企業への「仕事と家庭の両立支援」を促すための働きかけ	18
(4) 事業の継続、充実にとって障害となること、行っていない・検討中の最も大きな理由	20
(5) ファミリーフレンドリー企業に対する表彰もしくは支援策など、都道府県独自の制度	21
7. 両立支援策	22
(1) 都道府県内の全事業所における、女性・男性の育児休業取得率の把握	22
(2) 都道府県の職員に対して、部分休業時に代替要員を配置しているか。	22
8. 育児中の女性の再就職のニーズと支援の状況	23
(1) 都道府県で育児中の女性を対象とした再就職に関する調査	23
(2) 育児中の女性の職業能力やキャリア開発(起業・創業を含む)を支援するための取組	23
9. 「少子化対策プラスワン」以降、強調されている男性の育児を支援する施策について	25

(1) 子どものいる男性を調査対象とした、男性の子育て支援のニーズに関する調査	25
(2) 都道府県として、男性の育児を支援する施策	25
. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	27
10 . 都道府県の事業として、乳幼児と触れ合う機会について、対象別実践例	27
11 . 子どもを生み、育てることの意義、子どもや家庭の大切さについての理解を深める取組	29
. 子育ての新たな支え合いと連帯	31
12 . 自立した生活を営む知識・技術の習得と意識の醸成のための支援について	31
(1) 食に関する教育（食育）について	31
(2) これから結婚し、子どもを育てる男女が、ともに助け合いながら家事、育児等を協力しあう ことの意味を深めるための取組について、特徴的な取組や実践例	33
13 . 経済的負担の軽減に関する自治体独自の取組の現状とあり方	34
(1) 都道府県で、子育て家庭の経済的支援に関するニーズ調査	34
(2) 都道府県独自の取組について	34
14 . 自治体における乳幼児の養育の現状	35
(1) 保育・幼児教育施設等について	35
(2) 待機児数	36
15 . 特定14事業に関する都道府県独自の加算（補助も含む）	37
(1) ～ (14) 事業の実施有無	37
16 . 都道府県独自の保育料軽減策	38
17 . 保育サービスの質の確保の取組（第三者評価）の現状	40
(1) 第三者評価制度を実施している認可保育所の把握	40
(2) 公立・私立の認可保育所に関する、今後の第三者評価の取組の方向性	40
(3) 認可保育所以外の第三者評価	41
18 . 保育需要に対応するための規制緩和：民営化の状況	41
19 . いわゆる幼保一体型の施設へのニーズと取組	42
(1) 幼保一体型施設の現状	42
(2) 都道府県として、幼保一体型施設の推進または促進に関する方針	42
20 . 定年を迎えた男性たち、自分の子育てに一段落した女性たちの子育て 支援への参画に関する取組	44
21 . ひとり親家庭のニーズや支援の現状	45
(1) ひとり親家庭の都道府県独自の実態調査	45
(2) ひとり親家庭支援の事業と加算の有無	45
22 . 児童虐待の現状と対策	47
(1) 児童虐待相談処理件数の推移	47

(2) 児童虐待防止対策に関する現行制度の改善点	48
(3) 改善が必要と考える理由	48
(4) 児童虐待防止対策に関し、民間と協働した独自の施策	50
(5) 児童福祉法の改正案に関して	51
2 3 . 子どもの発達障害や学習障害	53
(1) LD , ADHD , 高機能自閉症等の軽度発達障害のある子どもの数の把握	53
(2) 都道府県としての独自の支援策	53
2 4 . 小児医療体制および周産期医療体制の現状	56
(1) 産前産後に焦点を当てた支援策のニーズに関する調査	56
(2) 産前産後の子育て家庭に対する支援策	56
(3) (4) 次世代育成支援の点から、周産期医療体制・小児医療体制の課題	57
2 5 . 子ども連れの親子が集いやすい、住みやすい、動きやすいまちづくり(子育てバリアフリー)	59
(1) 必要な取組	59
(2) (3) 計画策定や公共施設整備等における父親・母親の声の反映	60
. その他	62
2 6 . 都道府県内の横断的な庁内組織体制について	62
(1) 少子化対策や次世代育成支援に関係する横断的な庁内推進体制	62
(2) 特に幼稚園と保育所(教育と福祉)の分野で、幼保一体化を念頭においた横断的な庁内組織	62
2 7 . 子育ての環境整備とともに、労働市場や地域社会の問題も含めて、 より幅広い視点から検討会や諮問機関等で課題・論点等があがっているもの	64
(1) A 群：次世代(子ども・若年層)に対して	64
(2) B 群：子育て家庭に対して	64
(3) C 群：企業に対して	65
(4) D 群：地域社会において	65
2 8 . 次世代育成支援全般について	66
(1) 次世代育成支援全般について、特徴的な取組	66
(2) 次世代育成支援の政策立案の過程：次世代(子ども、若者)の声の反映	67
(3) 市町村に対する、都道府県からの策定指針の通知	68
(4) 「少子化社会対策大綱」の「重点課題に取り組むための 2 8 の行動」	70
(5) 幼稚園や保育所の保護者負担について、今後の方針	72
2 9 . 介護保険の育児版いわゆる育児保険構想	73
3 0 . 次世代育成支援対策に関連した地方分権改革	74
終わりに：次世代育成の推進にあたって、国等への要望や提言	75
調査票	81

調査の概要

1 調査目的

平成15年の我が国の合計特殊出生率は1.29と過去最低を更新したことが発表されるなど、予測を超えて少子化が進行しており、少子化対策は、わが国にとって最大の課題の1つとなっている。他方、地方公共団体にとって喫緊かつ重大な課題である三位一体の改革においては、税財源の移譲等財政的な問題ばかりでなく、それぞれの政策立案における自由裁量を高め地域の実情に対応することが不可欠となっている。その意味で、少子化対策において、地域の創意工夫を活かした施策を創造し発信することは、大変意義深いことである。

全国知事会男女共同参画研究会では、地方分権の視点から各々のニーズにきめ細かく対応した少子化対策を提示し、現在各地方公共団体で策定中の「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画」の策定に資するとともに、併せて、国への要望や国民に対する啓発を行うことを目的に、「次世代育成支援対策推進のための調査」を実施したものである。

2 調査設計

- ・ 調査対象 全国47都道府県
- ・ 調査方法 都道府県調査票を作成し、電子メール（又は郵送）により配布回収を行った。
- ・ 調査時期 平成16年7月28日～8月20日
- ・ 調査機関 全国知事会男女共同参画研究会事務局（千葉県）

3 回収結果

- ・ 有効回答数 47(100%)

4 報告書の見方

本報告書を読む際に、次の点に留意して下さい。

- ・ 比率はすべて百分比であらわし、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分比の合計が100%にならないことがある。
- ・ 基数となるべき実数はnとして掲載した。その比率は件数を100%として算出した。
- ・ 複数回答の設問では、その比率の合計が100%を上回ることがある。
- ・ 図表・本文では、スペースの都合等により、設問文や回答選択肢を省略して表記している場合がある。

調査結果(概要)

6月4日に閣議決定された少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」(以下「大綱」という。)は、国の基本施策として定められたものであるが、その大綱では、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」が重点課題に掲げられており、地方公共団体においても大綱を踏まえ、地域の実情に応じた総合的な取組が求められている。

図1は、都道府県が、企業への「仕事と家庭の両立支援」を促す働きかけの事業を行うにあたり、事業の継続、充実にとって障害となること、あるいは、働きかけを行っていない・検討中である場合にはその最も大きな理由について質問したところ、「そもそも労働行政は国が主導する業務」をあげた都道府県は皆無となっていて、都道府県の主体的な取組の意識が伺えるものの「都道府県として必要は感じるが、その権限・業務に関する位置づけが弱い」(48.9%)、「財源や実施体制に限界がある」(40.4%)となっている。

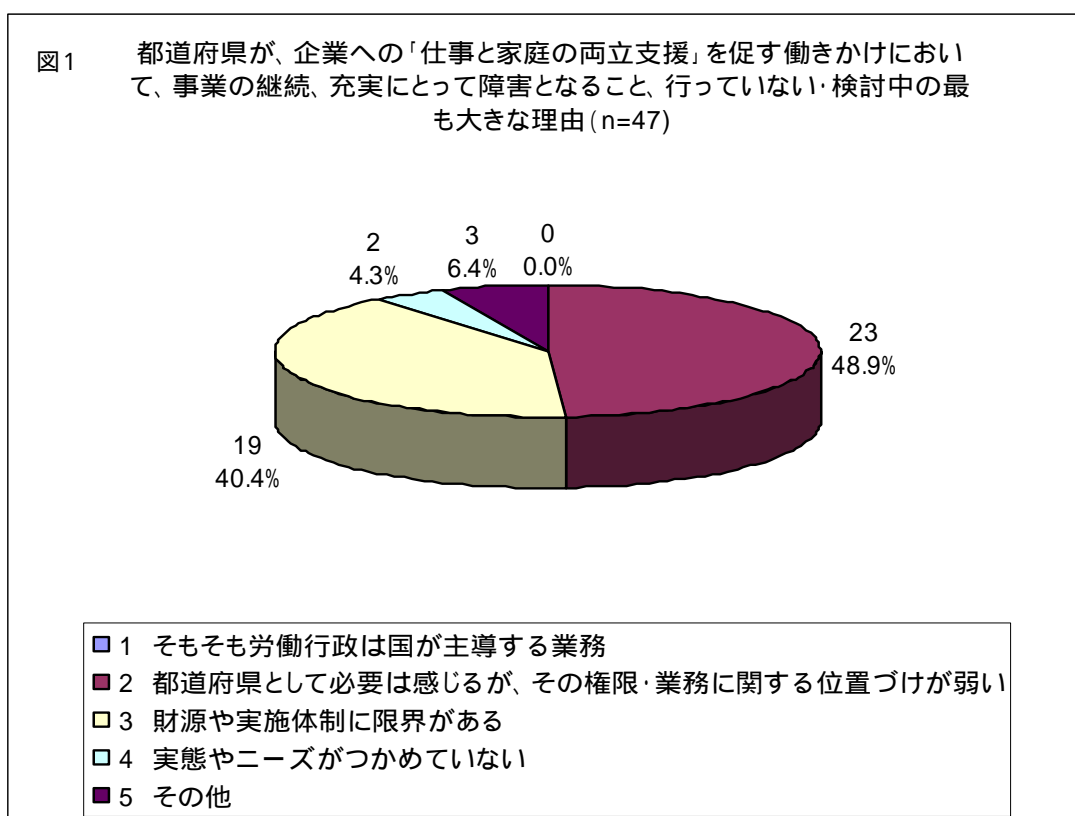


図2は、「行動計画」の策定と大綱との関連をたずねた設問であるが、大綱の「重点課題に取り組むための28の行動」として示されている内容を、現在策定中の「行動計画」に盛り込んでいる(盛り込む予定のある)21都道府県について、どの項目を盛り込んでいる(予定)かを質問したところ、保育など従来の施策群の延長に関する項目は、100%盛り込んでいるのに対し、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」に必要な抜本的施策に関する6つの項目(No5~No10)の反映率は、67%~95%に止まっている。加えて「児童手当の充実を図り、税制の在り方検討」(43%)や「奨学金の充実」(62%)といった財源を伴う項目については、さらに低率となっている。

図2 「少子化社会対策大綱」を受けて、大綱の「重点課題に取り組むための28の行動」の項目のうち、現在策定中の「行動計画」に盛り込んでいる（盛り込む予定）もの（複数回答可）(n=21)

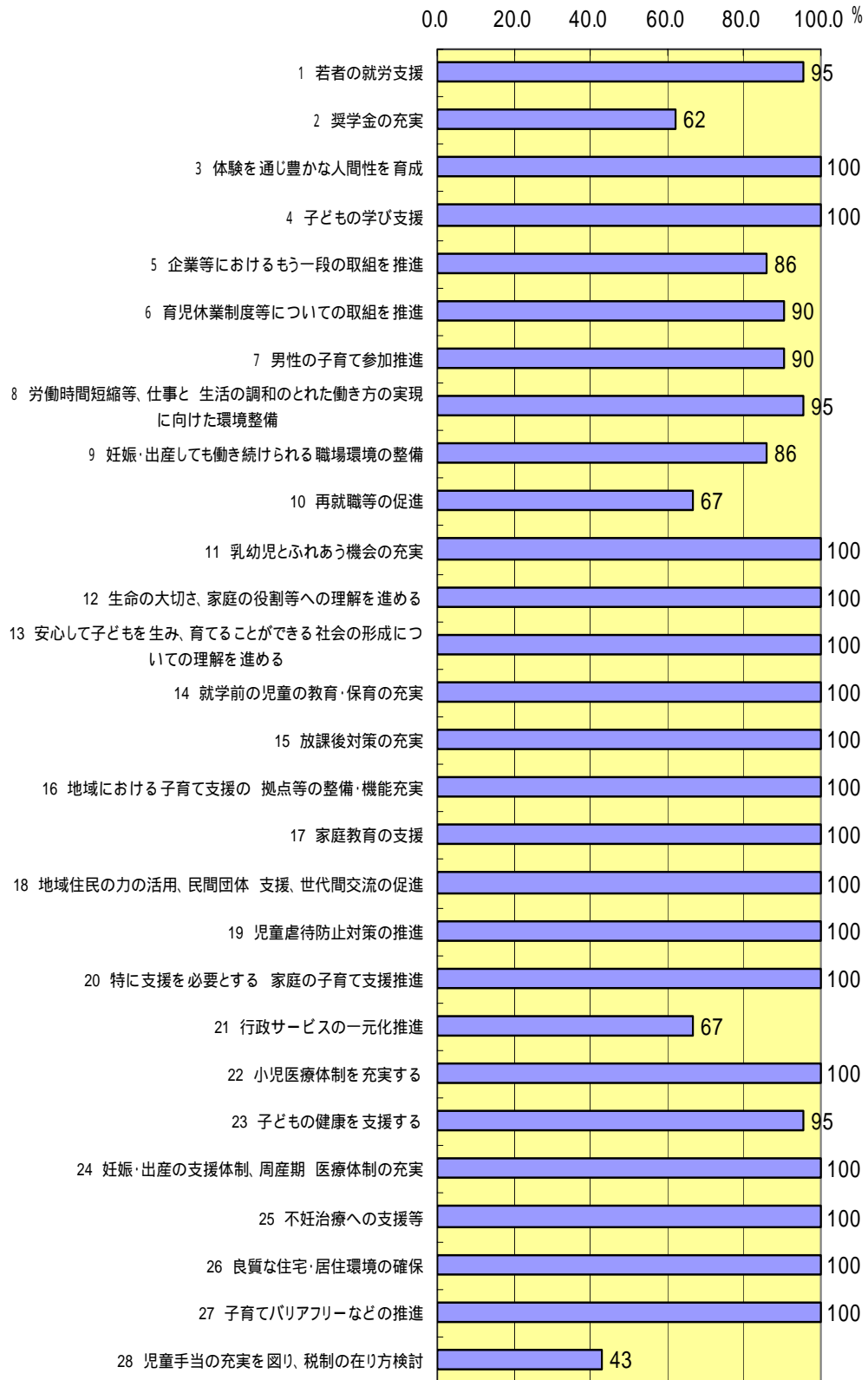


図3は、次世代育成支援対策推進法において、一般事業主行動計画の策定を義務づけられている「従業員301人以上の企業」の数の把握状況について質問したところ、約6割(57%)の都道府県は把握していないことを示す。同法に基づき国が定めた行動計画策定指針では、地方公共団体と一般事業主は密接な連携を図ることが必要とされているが、「地域行動計画策定に関するQ&A」において、「どの企業が一般事業主行動計画の策定を義務づけられるか等の個別企業の情報の提供は困難」とされている。現状では、策定義務を負うのはどの企業であるのか等の基本的な情報の把握が困難である。

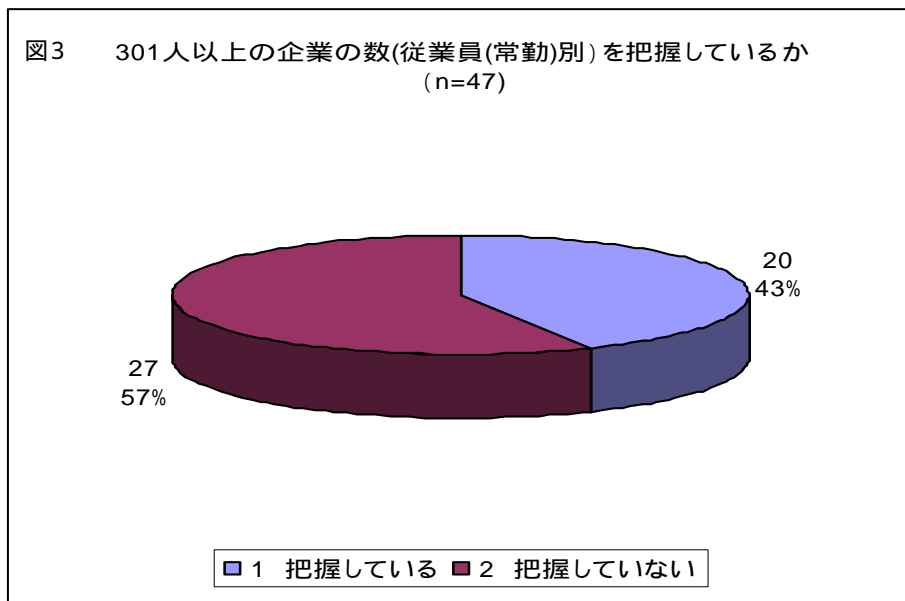


図4は、各施策分野での実態調査やニーズ調査等の有無をグラフにしたものである。企業の両立支援制度や育児休業取得率の調査、食に関する実態調査、ひとり親家庭の実態調査は半数以上の都道府県で行われている。

その一方で、育児中の女性の再就職ニーズ調査、産前産後の子育て家庭支援ニーズ調査、子育て家庭の経済的支援ニーズ調査、男性の子育て支援ニーズ調査などは、極端に実施率が低い。

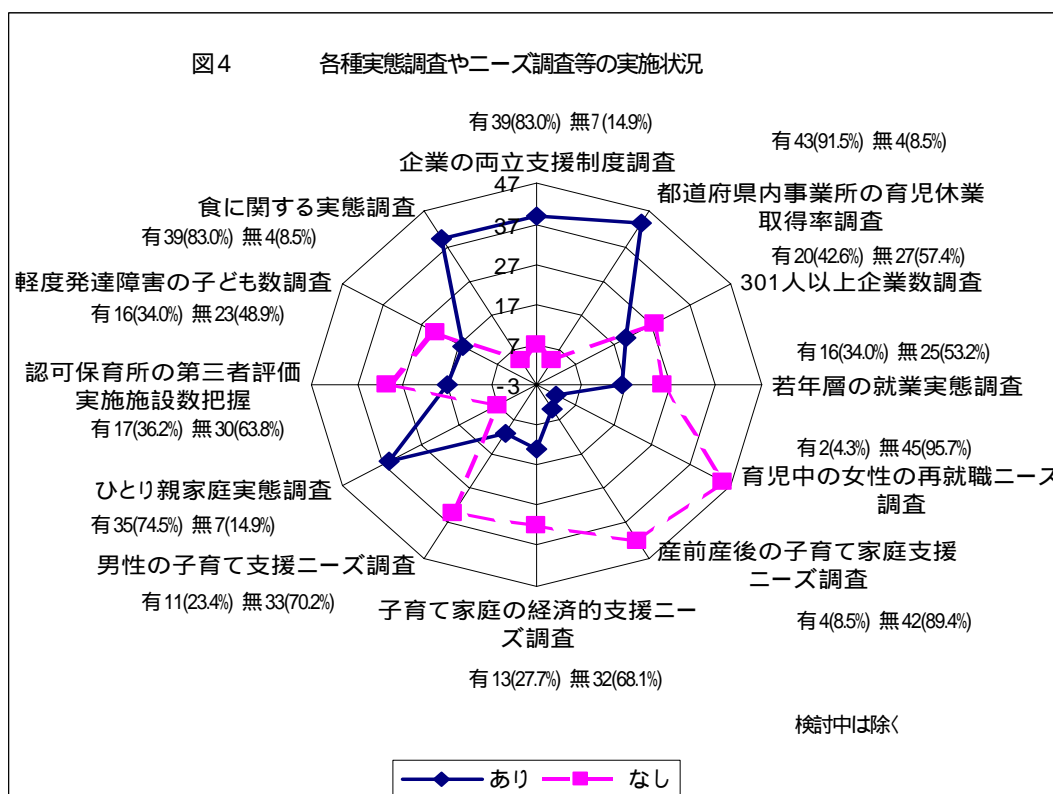
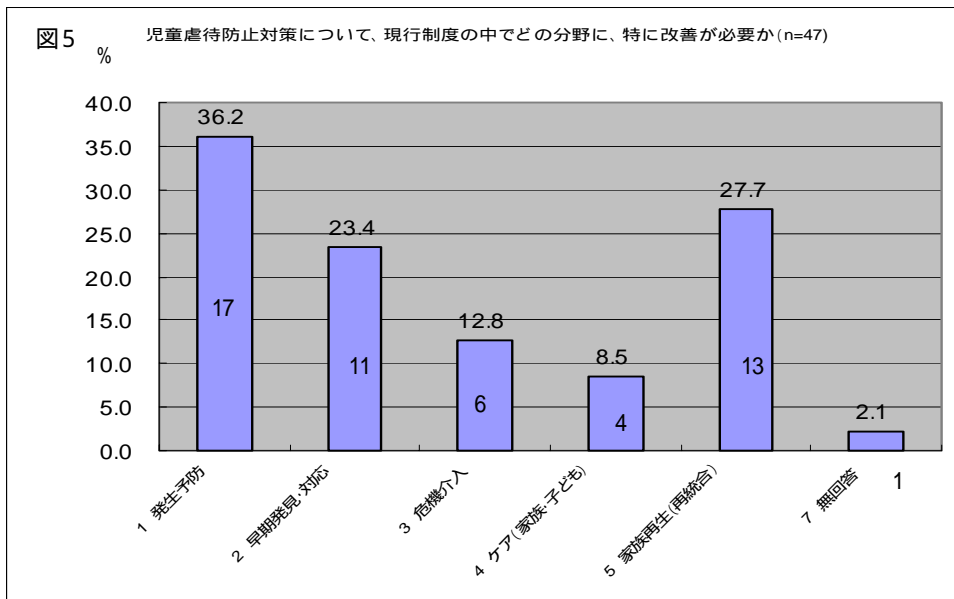


図5は、児童虐待防止対策について、現行の制度の中でどの分野に、特に改善が必要か質問したところ発生予防(36.2%)、家族再生(27.7%)、早期発見・対応(23.4%)の順となっている。



一部、複数回答の都道府県有り。設問「6 その他」は該当がない。

図6-1 「発生予防」とした場合(n=17)

改善が必要と考える、それぞれの理由については、次のとおり市町村や専門家の取組に対する期待が顕著となっている。

図6-1「発生予防」に改善が必要との回答(n=17)のうち、約8割強(82.4%)が「市町村の育児支援策が不十分」と答えており、また、図6-2「早期発見・対応」に改善が必要との回答(n=11)のうち、約6割強(63.6%)が「市町村の関わりが不明確」と答え、市町村の果たす役割について期待する結果が出ている。

一方、図6-3「家族再生(再統合)」に改善が必要との回答(n=13)では、全て(100%)が「専門的なプログラムやマニュアルが不十分」と回答しており、専門的なシステム構築への問題意識がより強く出ている。

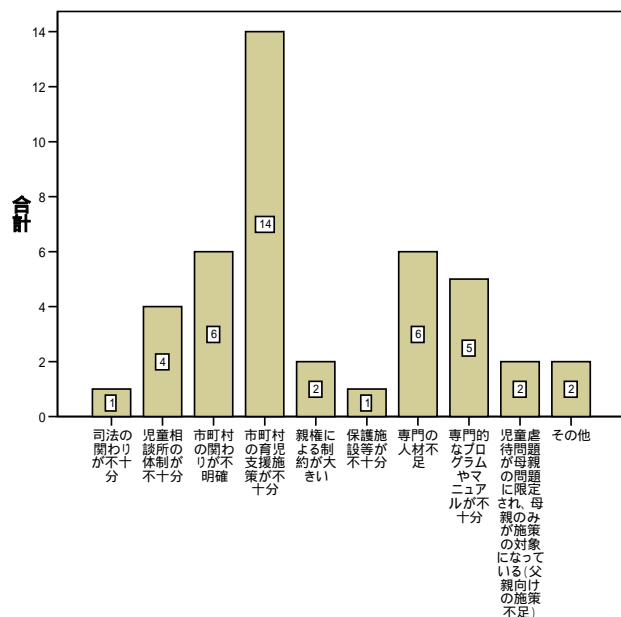


図6-2 「早期発見・対応」とした場合(n=11)

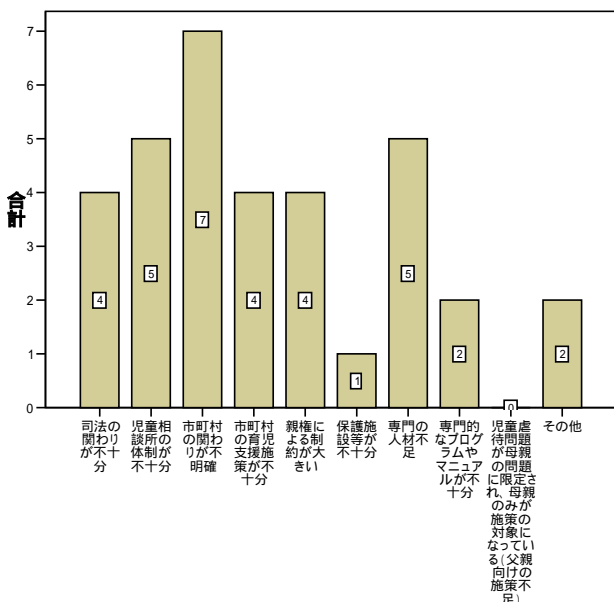
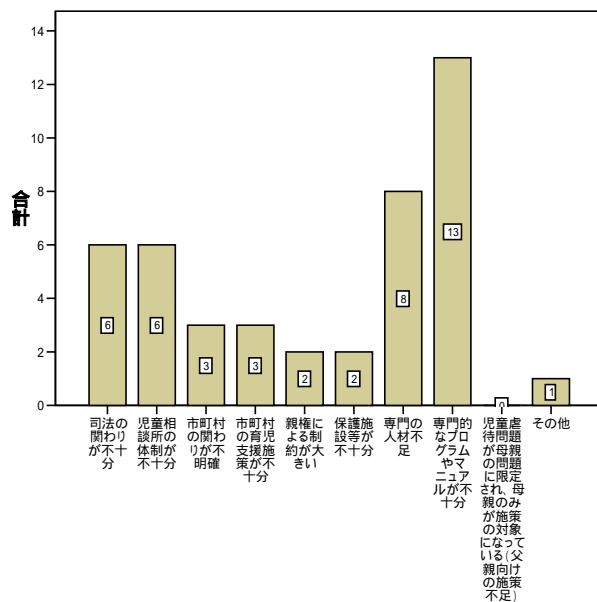


図6-3 「家族再生(再統合)」とした場合(n=13)



(まとめ)

調査結果からは、財源、権限、情報等限られた条件の中で、都道府県が、男女共同参画の視点から、仕事と家庭の両立支援のための企業への働きかけや、策定中の行動計画への盛り込み等に意欲的に取り組もうとしている実態が浮き彫りとなったものの、一方でそれら取組に限界があることも明らかとなった。

地域の実情やニーズにより、「育児中の女性の再就職支援」「産前産後の家庭支援」「経済的支援」「男性の子育て支援」といった各施策分野等で、都道府県の実態把握やニーズ把握にばらつきが見られたり、児童虐待への対応等への市町村や専門家の取組に対する期待が顕著にうかがわれることなどが明らかになった。

財源及び権限の移譲並びに情報の共有化等を積極的に進め、地域の実情やニーズに即した実効性のある次世代育成支援対策が期待される。

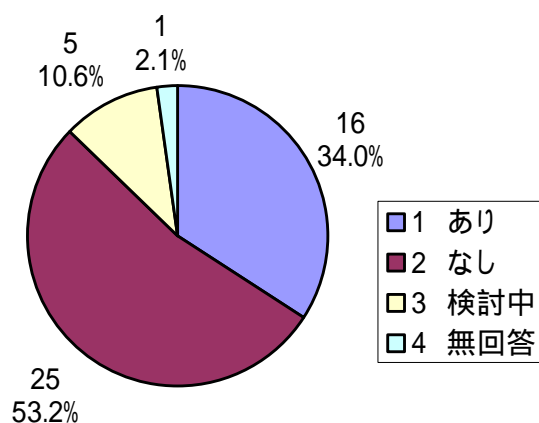
調查結果(詳細)

若者の自立とたくましい子どもの育ちについて

1. 若年層の就業実態を把握するための調査

- 過半数(53.2%)は、実施していない。

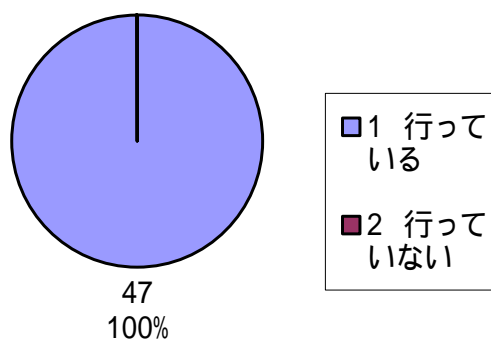
図 1：問1 都道府県としての、若年層の就業実態を把握するための調査
(調査の一項目として行ったものも含む) (n=47)



2. 若者の自立就労支援策

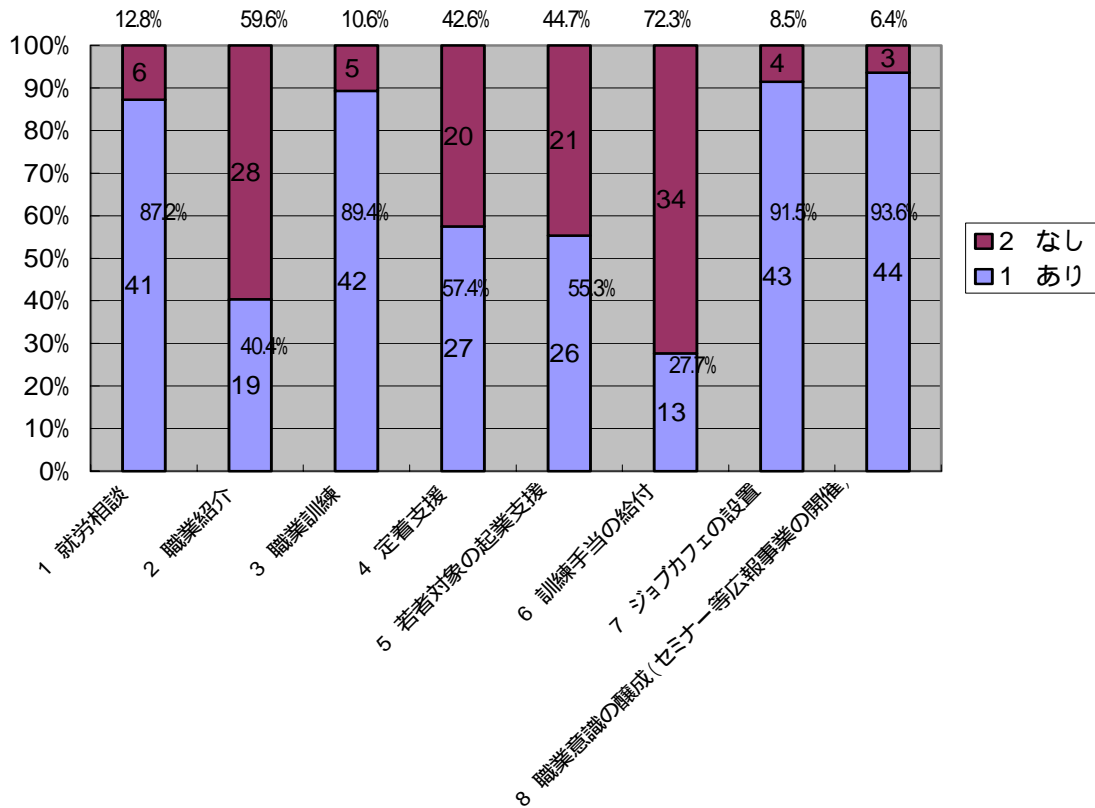
- 若者の自立就労支援は、全都道府県(100%)が行っている。
- その内容は、職業意識の醸成(セミナー等)、ジョブカフェの設置、職業訓練、就労相談が中心である。

図 2：問2 若者の自立就労支援に関する、都道府県としての事業の有無(n=47)



(1) 若者の自立就労支援に関する事業

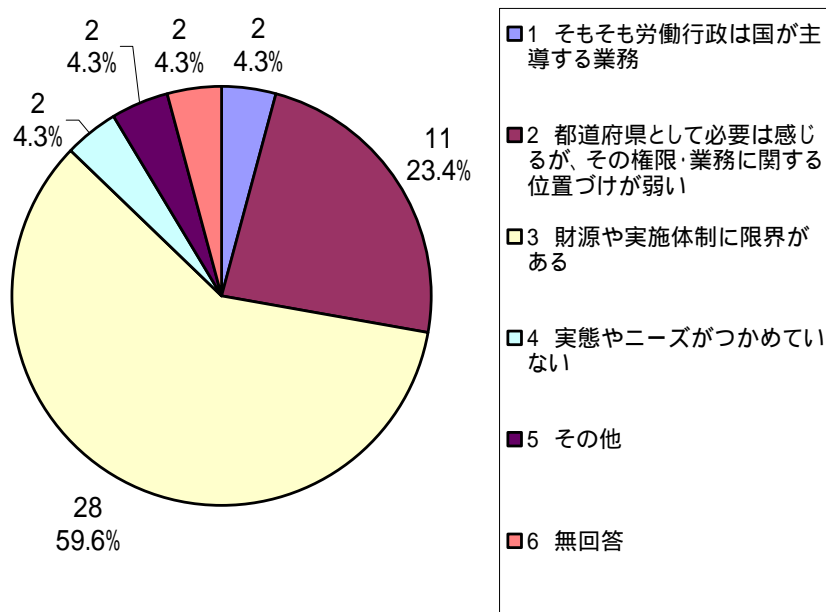
図3：問2(1) 若者の自立就労支援に関する、都道府県としての事業(n=47)



(2) 事業の継続、充実にとって障害となること、行っていない・検討中の理由

- 財源や実施体制に限界があったり (59.6%) 都道府県として必要は感じるが、その権限・業務に関する位置付けが弱い (23.4%) ことなどが、これら事業継続・充実の障害となっている。

図4：問2(2) 事業の継続、充実にとって障害となること、行っていない・検討中の理由 (n=47)



問2(1) その他の事業一覧

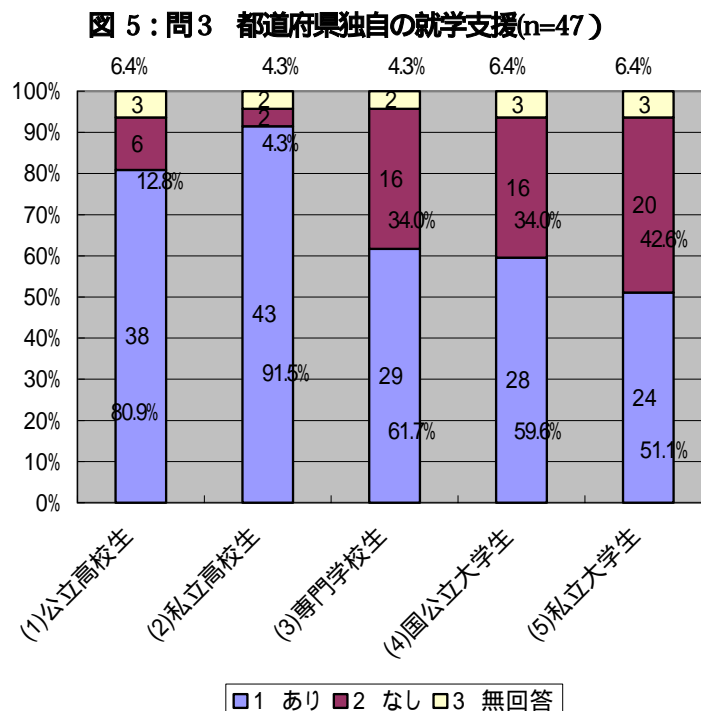
- ・未就職新規高卒者能力開発支援事業（未就職新規高卒者の主体的な能力開発を支援して早期就職を促進するため、知事が指定した民間教育訓練施設が開設する教育訓練コースの受講費用の取得）
- ・就職面接会と企業説明会の実施
- ・雇用創出・就業支援（若年者の直接雇用とキャリアアップ）
- ・啓発冊子「働く若者のハンドブック」の作成配布
- ・高校生と大学生を対象に就職情報の提供
- ・「若年者就業支援員」による就労相談、定着指導のほか、1か月未満での職場体験を実施。
- ・県立3大学において、授業科目としてインターンシップを実施している。
- ・求人開拓（求人確保促進月間における求人要請）
- ・新規高卒者等の常用雇用の促進（新規学校卒業生雇用奨励事業）
- ・人材ニーズ調査、カリキュラム・教材開発（若者就職支援センターにおいて実施：国の委託事業）

問2(2) その他の内容

- ・特になし。
- ・厚生労働省、文部科学省、経済産業省がそれぞれ同種の事業を実施しているため、事業実施の際に調整が必要である。
- ・雇用対策法第7条の年齢に関わりない均等な機会付与の制度により、若年者と特定して職業紹介機関を通じて募集ができない等、就業支援事業に支障が生じることがある。

3. 高校・大学・専門学校等の学生への就学支援策 (1)～(5)就学支援と制度名

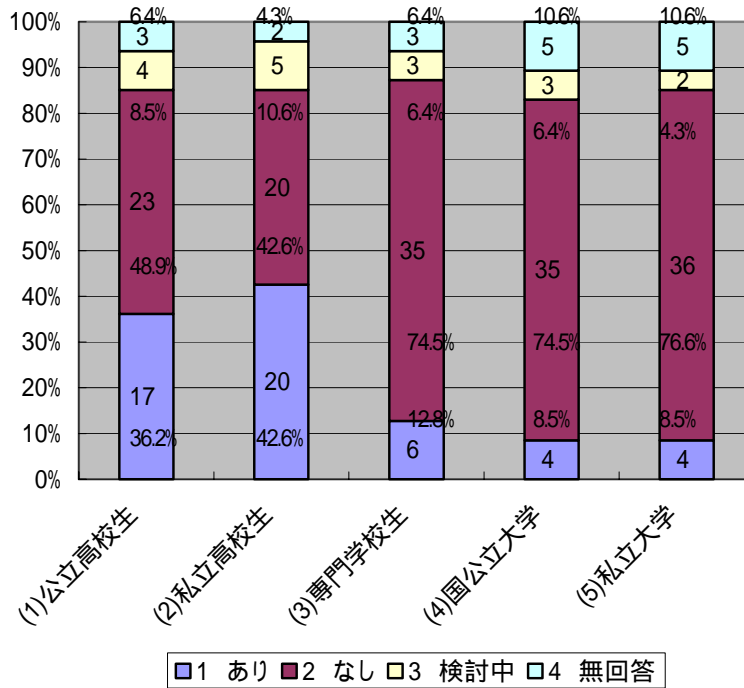
- 高校生向けには公立、私立ともに支援策が8割以上（公立 80.9%、私立 91.5%）あるが、他方専門学校生、国公立大学生、私立大学生はいずれも過半数程度にとどまっている。



4. 高校・大学・専門学校等の学生向けの、今後の就学支援制度の拡大
 (1)～(5)今後の就学支援制度拡大の検討有無とその方向性・方法

● 専門学校生、国公立大学生、私立大学生はいずれも制度拡大なしが7割を超えている。

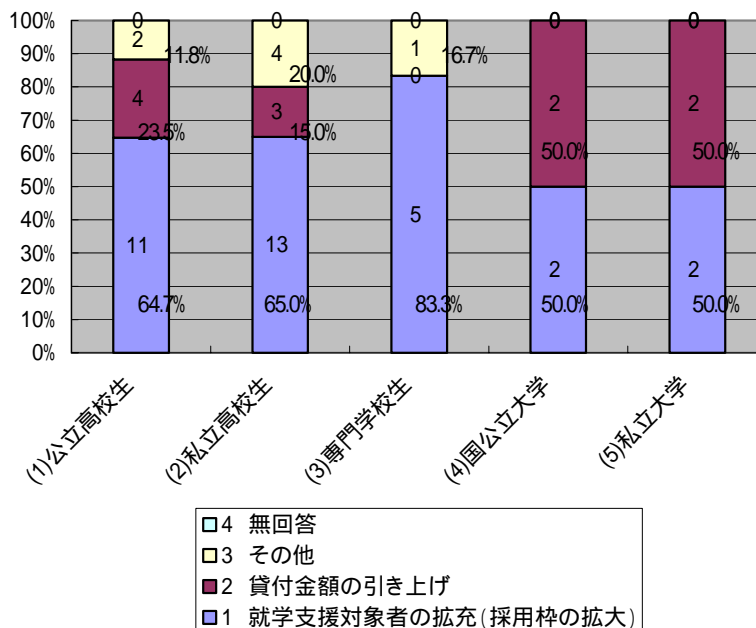
図6：問4 今後の就学支援制度拡大について検討していること(n=47)



● 制度拡大について検討している場合、高校生・専門学校生向けには「就学支援対象者の拡充(採用枠の拡大)」の方向が中心である。大学生の場合は、「就学支援対象者の拡充(採用枠の拡大)」と「貸付金額の引き上げ」が同数となっている。

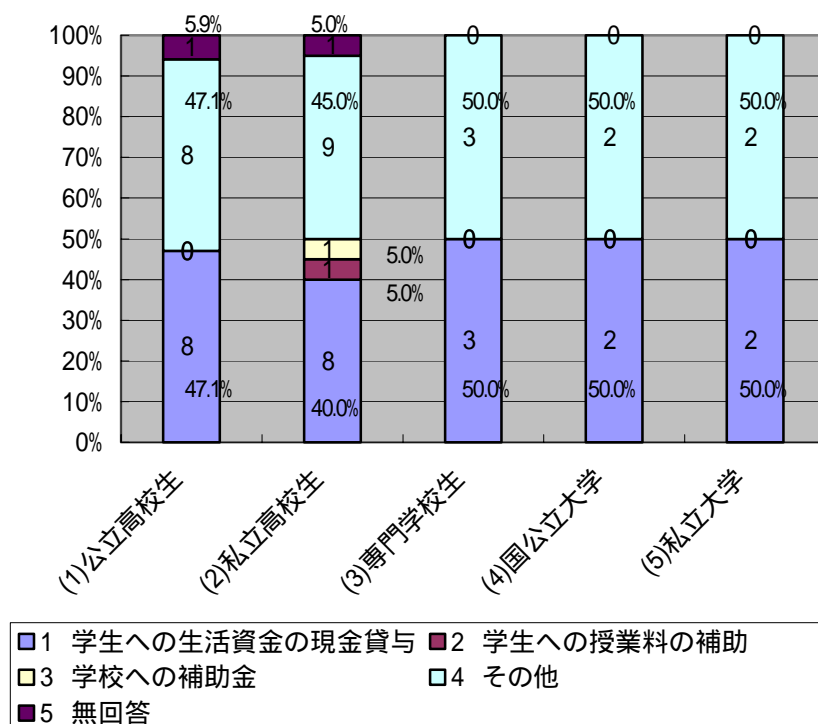
図7：問4 ア 就学支援拡大の方向性

問4 ア 就学支援拡大の方向性



- 就学支援の拡大の方法としては、高校生・専門学校生・大学生向けいずれも、「学生への生活資金現金貸与」と「学校への補助金」が半数ずつとなっている。

図 8：問4 イ 就学支援拡大の方法



(1)～(5)具体的な意見

(1) 公立高校

- ・ 就学支援拡大の方向性・就学支援拡大の方法
- ・ 高校奨学金の地方移管に伴い、採用数の拡大及び貸付額の引き上げ
- ・ 生徒への奨学金の現金貸与(資金の用途は指定しない。)
- ・ 学力要件の廃止

(2) 私立高校

- ・ 高校奨学金の地方移管に伴い、採用数の拡大及び貸付額の引き上げ
- ・ 生徒への奨学金の現金貸与(資金の用途は指定しない。)
- ・ 学力要件の廃止
- ・ 学校への補助単価の増額

(3) 専門学校

- ・ 高校奨学金の地方移管に伴い、専修学校高等課程生徒の貸与
- ・ 学力要件の廃止
- ・ 奨学金の貸与人数の拡大

(4) 国公立大学

- ・ 奨学金の貸与人数の拡大

(5) 私立大学

- ・ 奨学金の貸与人数の拡大

(6) 今後、就学支援制度を充実していく際の、国への要望等

- 国としての責務を問うもの、特に、財源確保や条件の整備（貸与時期の変更、成績条項の廃止等）について要望が挙げられている。

具体的な国への要望等

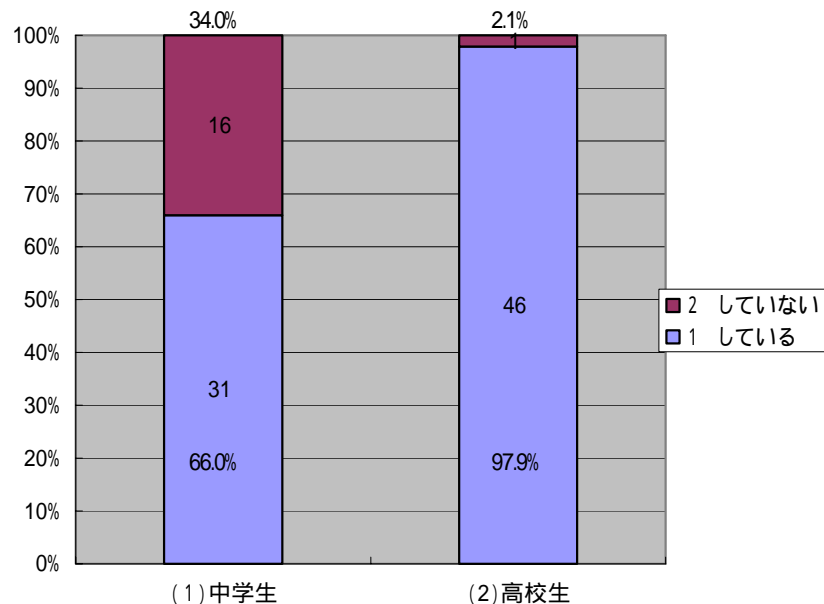
- ・ 旧日本育英会高校生奨学金について、県への移管に伴う財源交付の積算根拠を早急に示してもらいたい。
- ・ 就学支援の国の制度としての奨学金制度の拡充（支援対象者の拡充や貸付額の引き上げ等）を図ってほしい。
- ・ 所得水準の緩和、貸与判定事務の簡素化。
- ・ 日本育英会が実施してきた高等学校奨学金事業が都道府県へ移管されるにあたっては、移管後においても質的量的な実施水準の低下をもたらすことなく都道府県が円滑に事業を実施できるよう、国の責務として財源措置及び条件整備を図ること。
- ・ 大学奨学金事業については、国として制度の充実を図ること。
- ・ 日本学生支援機構の大学奨学金については、成績条項を廃止するとともに、採用基準を満たす者は全員採用すること。また、入学時増額貸与奨学金については、入学時の納付金の納付時期に間に合うよう貸与時期を変更すること。

5. 中高生等に対する職業教育

(1)(2) 都道府県として中学生に対して何か職業選択に役立つ教育機会を提供しているか。

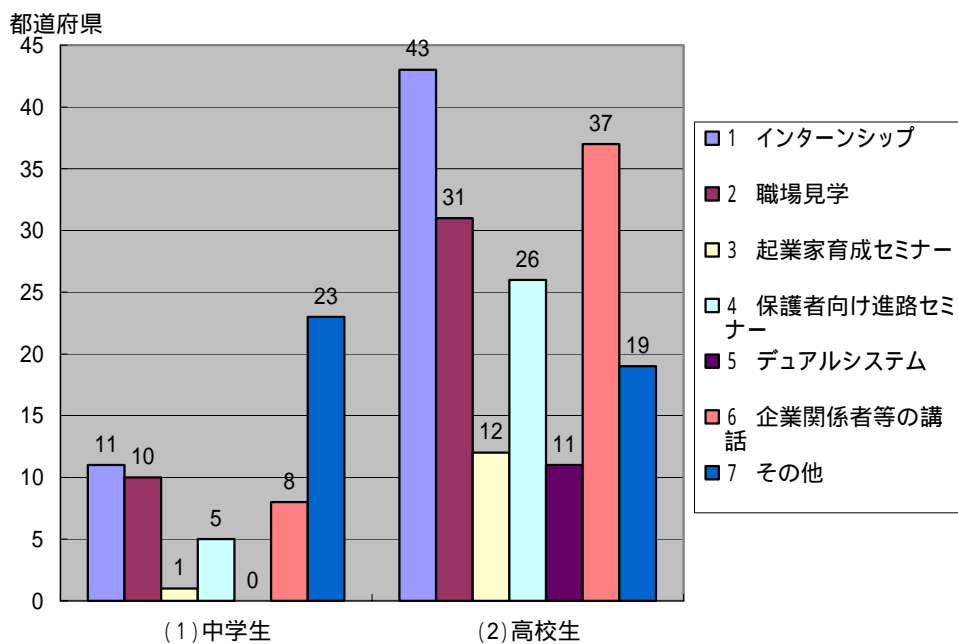
- 中学生に対して約7割(66.0%)が、高校生に対してはほとんど(97.9%)が、職業機会の提供を行っている。

図9：問5 中高生に対する職業機会の提供(n=47)



- 具体的な内容として、中学生はインターンシップや職場見学、ものづくり体験(その他)が多くなっている。高校生は、インターンシップ、企業関係者の講話、職場見学、保護者向け進路セミナーが多い。

図10：問5 中高生に対する職業機会の提供の内容(中学生 n=31、高校生 n=46)



問5 その他の内容

中学生

- ・ ビジネスマナーの習得や職業意識向上のための講演、実技指導
- ・ キャリア教育推進地域指定事業
- ・ 各学校において「生き方指導」としての進路指導計画作成の周知。上級学校説明会及び学校見学、学校体験入学、職場体験等。
- ・ ふれあい技能体験学習、保護者向け進路啓発パンフレット作成配付
- ・ ものづくりを体験する「ものづくり開放教室」
- ・ 高校生対象合同企業説明会の開催
- ・ 1日技能教室
- ・ 身近で専門的な職業（弁護士、記者、建築士等）に就いている女性の体験談を聞き、その後、キャリアカウンセリングを実施。
- ・ 出前型教育セミナー

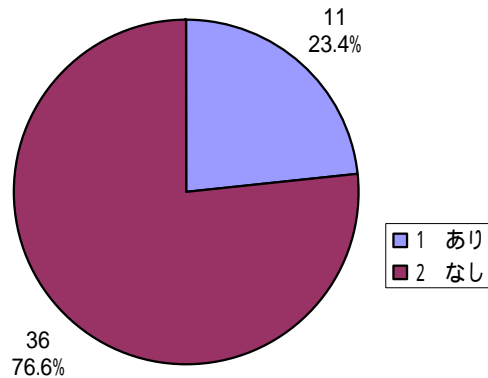
高校生

- ・ IT研修、資質・職業意識向上研修
- ・ 学校開放：職業能力開発校的に
- ・ 県内に在勤する30才未満の特に優秀な技能者を高校に派遣し実演を通して授業を行う。
- ・ 経験者交流会
- ・ 求職活動支援セミナー
- ・ ものづくり教育支援
- ・ ものづくり体験教室、1日技能教室
- ・ 高校生の就職内定者に対する職業意識の向上を図るためのセミナー
- ・ 若年求職者キャリアアップ 応援事業
- ・ 生徒向けセミナー、カウンセリング
- ・ 啓発冊子の中3、高3生の就職予定者への配布、学校教員への就職に関する講習など
- ・ 早期個別カウンセリング、キャリアデザイン講座
- ・ 長期休業期間中におけるアルバイトによる就業体験
- ・ 高校生のためのジョブフェア（合同企業説明会）
- ・ スペシャリスト育成教育特区の実施（学校外における学修の単位認定の拡大（36単位まで））
- ・ スキルアップセミナー（マナー講習等）
- ・ ものづくり名人派遣事業〔再掲〕
- ・ 応募前職場見学
- ・ 中高校生に対する仕事ふれあい活動支援事業

(3) 都道府県として高校中退者へのフォローアップの事業(制度)

- 都道府県として高校中退者へのフォローアップの事業(制度)は、約8割(76.6%)が何も行っていません。

図 11：問5(3) 高校中退者へのフォローアップ事業(制度)(n=47)



- 行っている場合、「日本版デュアルシステム」や相談・情報提供などが具体的に挙げられる。

問5(3) 具体的な内容

- ・ デュアルシステム推進モデル事業
- ・ 若者就職支援事業
- ・ 高校生年齢段階(10代)の中退者については、相談事業の対象として進路等の相談に応じている。
- ・ キャリアカウンセラーの配置
- ・ 求職活動支援セミナー
- ・ 若年者向け小面接会の開催
- ・ 若年者合同面接会の実施
- ・ 能力開発コースの実施
- ・ 高等職業技術校等への受け入れ
- ・ ヤングジョブステーションの紹介(各学校へ通知)
- ・ 私立学校が職業体験施設を活用した取組やインターンシップに取り組んだ場合に補助している。
- ・ 「緑の学園」(将来、農業を志向する高校生を対象に農業実習等の体験活動を実施し農業の担い手としての意欲を高める。
- ・ 「チャレンジ・サポート推進事業」により、中途退学者等への相談支援や情報提供を実施。
- ・ コースアシストカード
- ・ 青少年自分探し支援事業

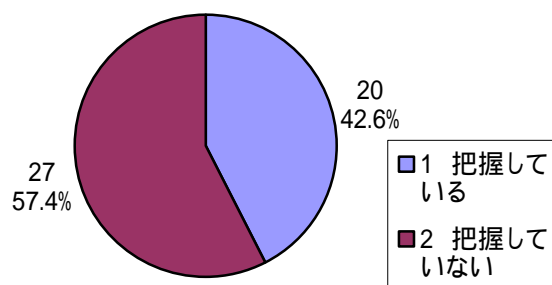
. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

6. 事業所における仕事と家庭の両立支援の状況

(1) 301人以上の企業数の把握

- 過半数(57.4%)は把握していない。

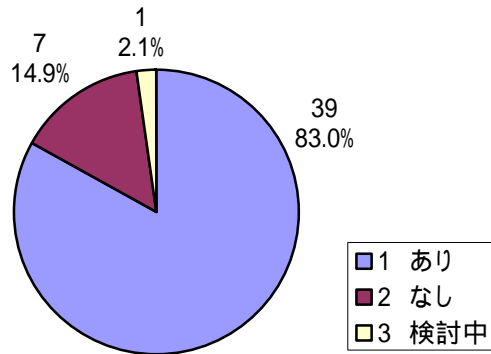
図 12 : 問6(1)301人以上の企業の数(従業員(常勤)別)を把握しているか (n=47)



(2) 企業における「仕事と家庭の両立支援」に係る制度の有無、活用状況に関する調査

- 8割強（83.0%）が、都道府県として、企業における「仕事と家庭の両立支援」に係る制度の有無、活用状況に関する調査を実施している。

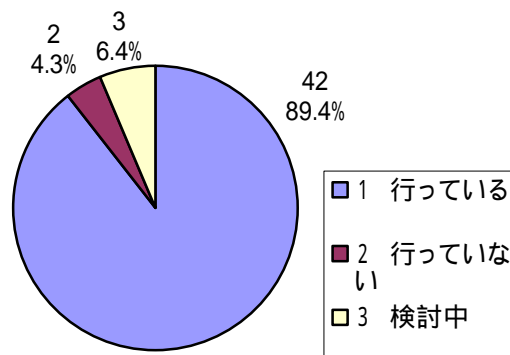
図 13：問6(2)企業における「仕事と家庭の両立支援」に係る制度の有無、活用状況に関する調査 (n=47)



(3) 都道府県が独自に行っている、企業への「仕事と家庭の両立支援」を促すための働きかけ

- 約9割強（89.4%）が働きかけを行っている。

図 14：問6(3) 都道府県独自の、企業への「仕事と家庭の両立支援」を促す働きかけ (n=47)

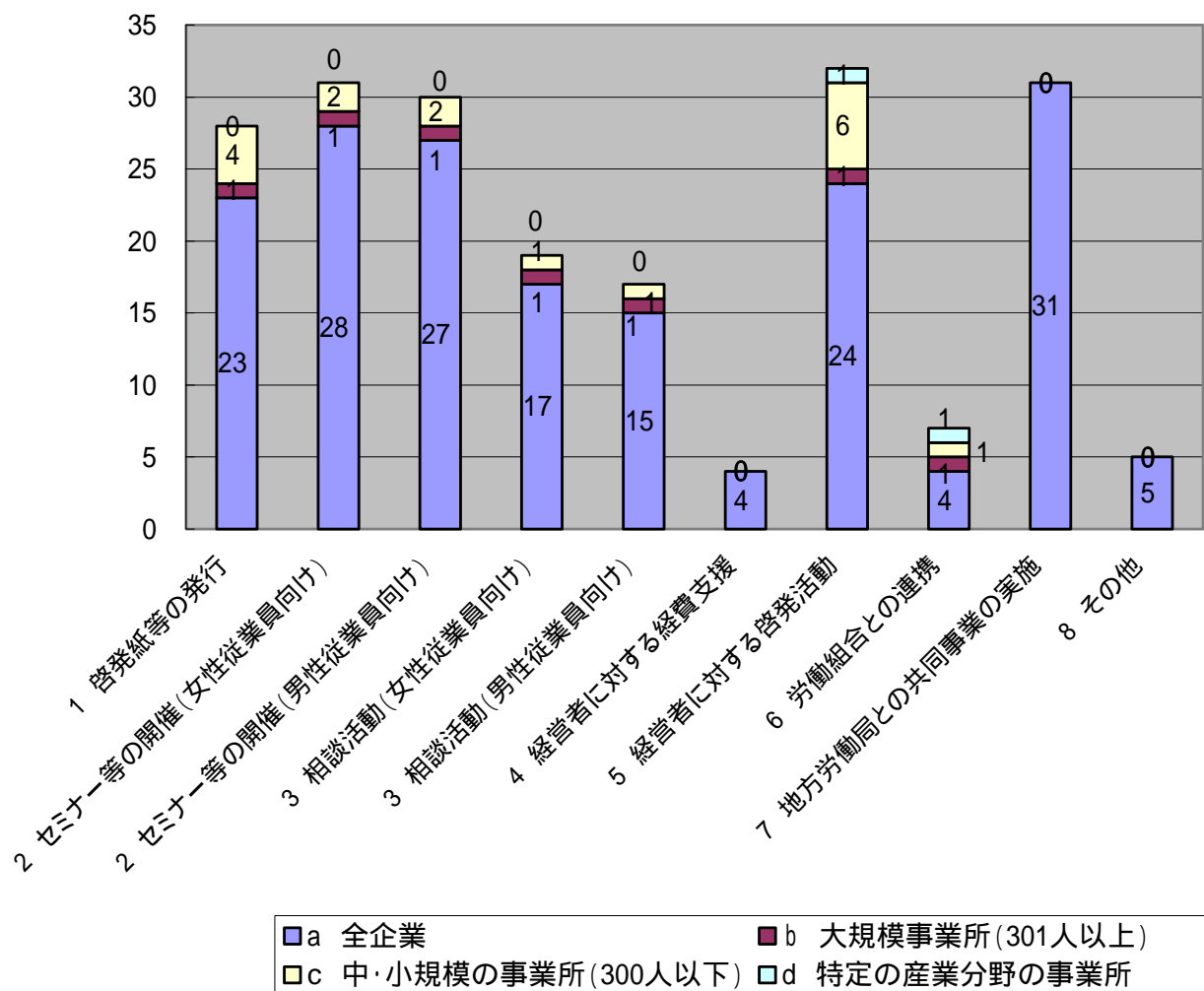


- その内容は、「地方労働局との共同事業の実施」「セミナー等の開催」「啓発紙等の発行」「経営者に対する啓発活動」が主である。

ア 働きかけの具体的内容と、対象とする企業

図 15：問6(3) 働きかけの具体的内容と、対象とする企業(n=42)

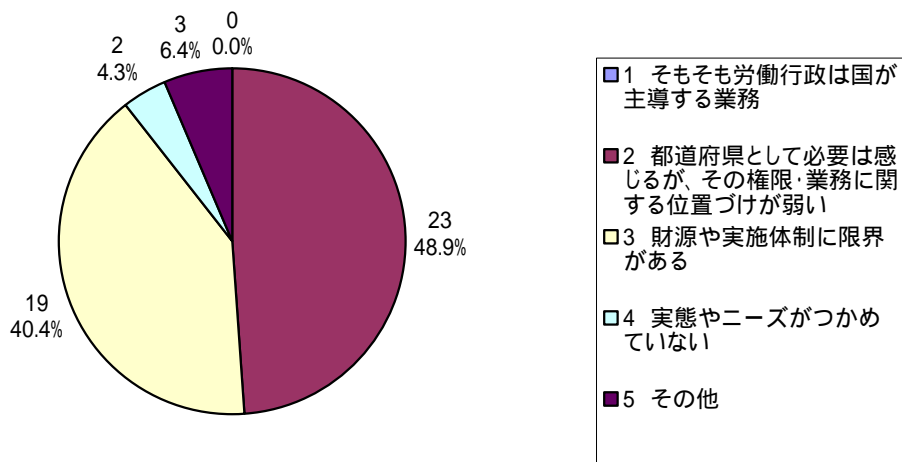
都道府県



(4) 事業の継続、充実にとって障害となること、行っていない・検討中の最も大きな理由

- 「そもそも労働行政は国が主導する業務」と回答した都道府県は皆無である。
- 一方で、約9割弱が、都道府県として必要は感じているものの、「事業の継続、充実にとってその権限・業務に関する位置付けが弱いこと」(48.9%)、「財源や実施体制の限界等が障害」(40.4%)としている。
- このことから、都道府県の位置づけの弱さや財源・実施体制の問題が制度拡大の障壁となっていることがわかる。

図 16：問6(4)事業の継続、充実にとって障害となること、行っていない・検討中の最も大きな理由 (n=47)



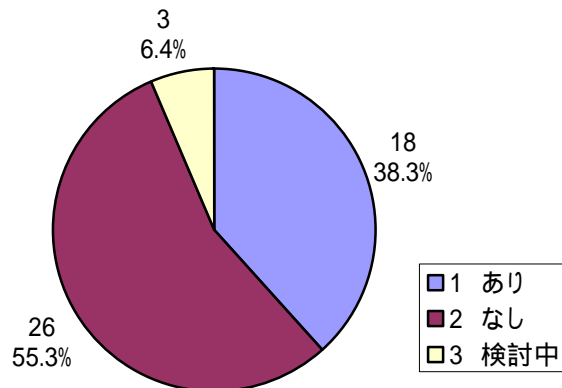
その他の内容

- ・企業も必要性は感じているものの、現在の経済(経営)状況により、補助金の活用まで至らない。
- ・特になし

(5) ファミリーフレンドリー企業に対する表彰もしくは支援策など、都道府県独自の制度

- 都道府県として制度があるのは、約4割弱(38.3%)であり、半数に満たない。

図 17: 問6(5)ファミリーフレンドリー企業に対する表彰もしくは支援策等、都道府県独自の制度 (n=47)



- 具体的な内容としては、「男女共同参画」という枠組みのなかで、その表彰策や情報支援策が中心となっている。

問6(5) 具体的な内容

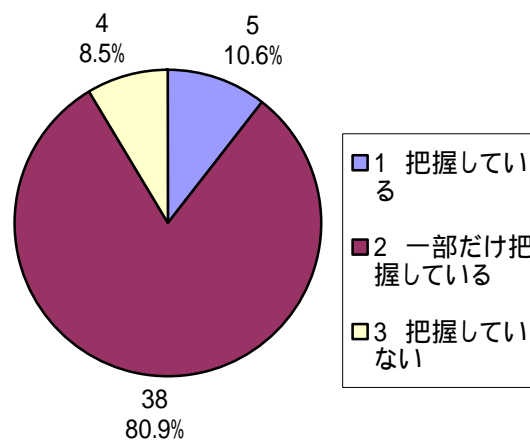
- ・ 雇用の場における男女共同参画への取り組みについて調査し、意欲的な取り組みをしている企業について、表彰をしている(「仕事と家庭の両立支援部門」あり)
- ・ 「働く女性支援優良企業表彰」女性のキャリアアップ又は仕事と家庭の両立支援について積極的に取り組む企業を表彰する。
- ・ 男女平等推進・両立支援起業データベースを作成し、HPで公開している。
- ・ 仕事と家庭を両立しやすい取り組みを行っている企業を「ファミリーフレンドリー企業」として認証し、その中で特に優れた取り組みを行う企業を表彰している。また、認証企業には、県ファミリー・フレンドリー・マークを授与している。
- ・ 「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男性も女性もいきいきと働くことのできる職場環境づくりの取組を進める意欲のある事業者を、「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取組を応援。
- ・ 「県内事業所との協定制度」
- ・ 仕事と家庭の両立に向けた環境整備、女性の能力活用など男女共同参画社会づくりに向けた職場づくりに積極的に取り組む県内の事業所と県が協定を結び、事業所の取り組みを支援するとともに、PRしている。
- ・ 「子育て・介護」応援企業顕彰事業
- ・ 家庭にやさしい企業支援事業(介護短時間勤務等導入助成金、事業所内託児施設設備費助成金)

7. 両立支援策

(1) 都道府県内の全事業所における、女性・男性の育児休業取得率の把握

- 把握しているのは約1割(10.6%)、一部だけ把握しているのは約8割(80.9%)である。何らかの形で、約9割(91.5%)が、女性・男性の育児休業取得率を把握している。
- 「1 把握している」とした県(約1割・5県)の中での育児休業取得率平均は、女性77.38%、男性0.455%である。
- また、「2 一部だけ把握している」とした都道府県(約8割・37県)の平均値は、女性71.9%、男性1.14%である。

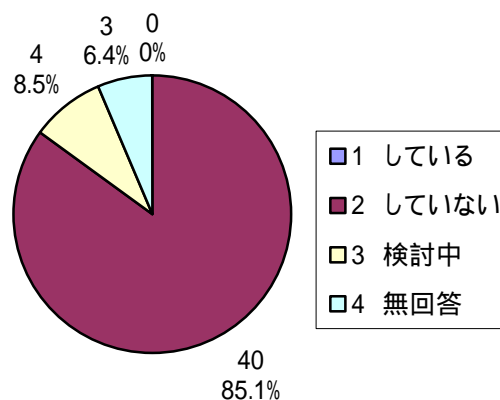
図 18 : 問7(1) 都道府県内の全事業所における、女性・男性の育児休業取得率の把握 (n=47)



(2) 都道府県の職員に対して、部分休業時に代替要員を配置しているか。

- 配置しているところは皆無である。
- また、「検討中」については、1割に満たない(8.5%)。

図 19 : 問7(2) 都道府県の職員に対する、部分休業時の代替要員配置 (n=47)

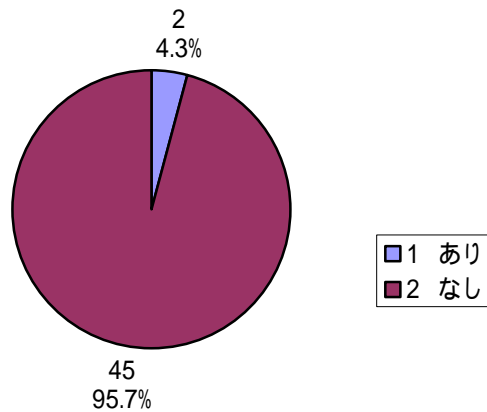


8. 育児中の女性の再就職のニーズと支援の状況

(1) 都道府県で育児中の女性を対象とした再就職に関する調査

- 2 都県（福島県・東京都）以外の道府県(95.7%)が調査を実施していない。

図 20：問 8(1)都道府県で育児中の女性を対象とした再就職に関する調査 (n=47)



(2) 育児中の女性の職業能力やキャリア開発（起業・創業を含む）を支援するための取組

- 約3割強（31.9%）が取り組んでおり、具体的な取組は、研修・セミナーが中心となっている。

図 21：問 8(2)育児中の女性の職業協力やキャリア開発（起業・創業を含む）支援策 (n=47)

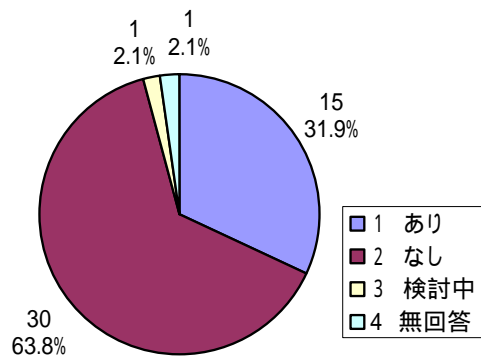
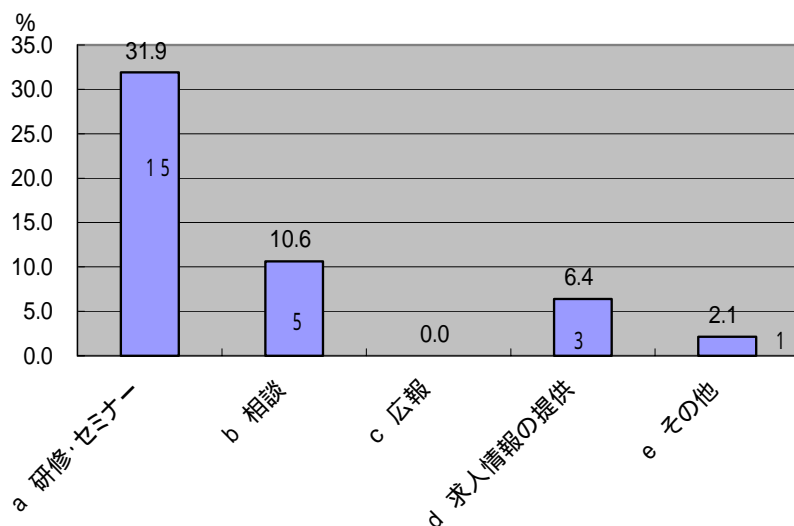


図 22 : 問 8(2)ア 具体的な取組(n=15)



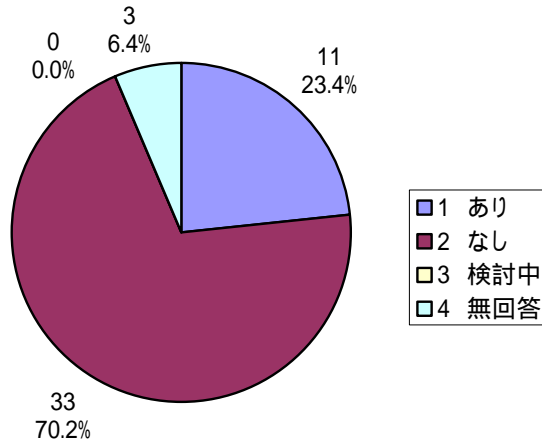
問 8(2)ア その他の取組等

- ・ 再就職のためのパソコン検定資格取得講座を託児つきで実施
- ・ 再就職準備支援講座を実施
- ・ 相談
- ・ 再就職サポートセミナー
- ・ 即戦力セミナー

9. 「少子化対策プラスワン」以降、強調されている男性の育児を支援する施策について
 (1) 子どものいる男性を調査対象とした、男性の子育て支援のニーズに関する調査

- 男性を対象とした支援策のニーズ調査は、実施しているのが約 2 割(23.4%)、実施していないのが 7 割 (70.2%) となっている。

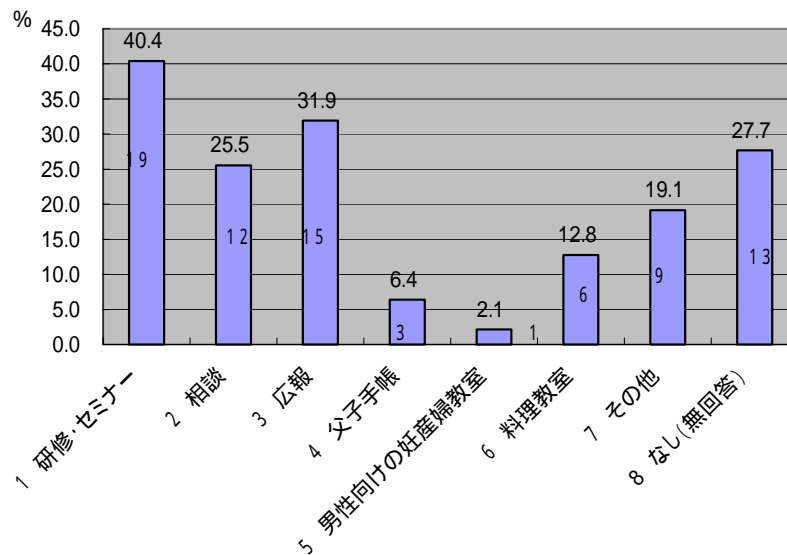
図 23 : 問9(1)子どものいる男性を対象とした、男性の子育て支援ニーズに関する調査 (n=47)



(2) 都道府県として、男性の育児を支援する施策

- 実際の支援策をみると、研修・セミナー (40.4%)、広報 (31.9%)、相談 (25.5%) が中心となっている。

図 24 : 問9(2)都道府県として、男性の育児を支援する施策(複数回答可) (n=47)



問9(2) 具体的な内容やその他の取組等

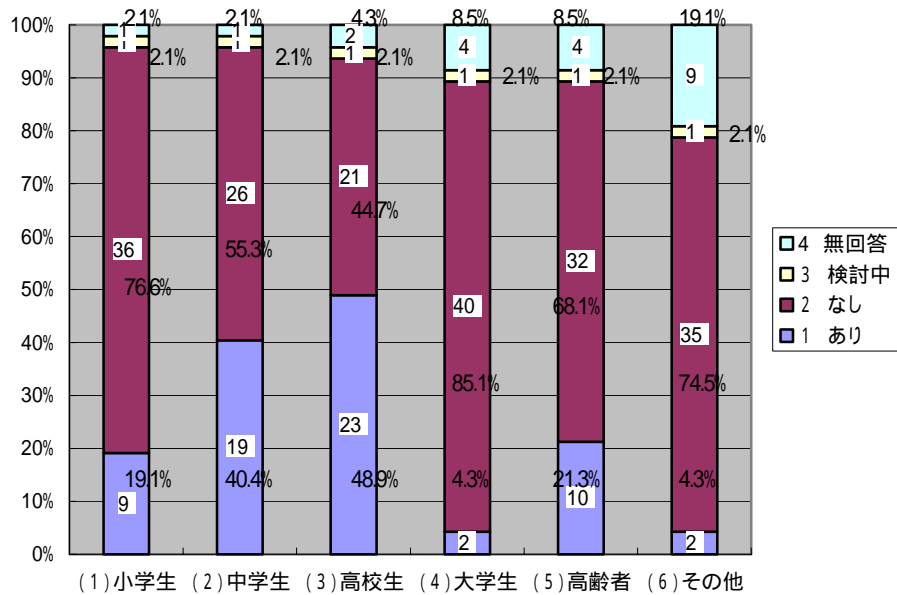
- ・ 携帯電話による出産までの情報提供と意識啓発
- ・ 県のホームページに「子育てQ&A」を掲載し、情報提供を行っている。
- ・ 私立幼稚園が実施した事業に対し補助
- ・ 男性に限定した育児支援は特になし。
- ・ 育児に限定せず、男女共同参画を進めるための男性向けセミナーを実施。
- ・ 父子でオモチャや絵本づくり
- ・ 企業、組合等による乳幼児の子育てや思春期の子どもとのつきあい方を学べる「父親大学」の開設を支援するため、実践的なプログラム例の提示や情報提供・相談等の支援を行うことを検討している。
- ・ 「男女共同参画職場づくり補助金」(お父さんの子育て環境づくり)
- ・ 子育て応援宣言登録制度
- ・ お父さんのための育児支援ブックの作成

生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

10. 都道府県の事業として、乳幼児と触れ合う機会について、対象別実践例

- 小学生対象・高齢者対象はともに約 2 割 (19.1%、21.3%)、中学生対象は 4 割(40.4%)、高校生対象は約 5 割 (48.9%) であり、高校生対象が最も多くなっている。
- 一方で、大学生対象の事業は、1 割に満たない (4.3%)。

図 25：問 10 都道府県の事業として、乳幼児とふれあう機会(n=47)



問 10 対象別の実践例

小学生

- ・ (小学校高学年対象) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 地域親ふれあいある家庭づくり推進事業
- ・ 幼小連携を推進。行事を通じての交流だけでなく、授業研修を通しての交流も促進している。
- ・ 「総合的な学習の時間」等での乳幼児との体験学習
- ・ 地域とかがわる「ドキドキぼらんていあ」推進事業
- ・ 年長児童の赤ちゃん出会い、ふれあい、交流事業への補助
- ・ 保育所や乳幼児健診の場で、小学生(高学年)が園児や幼稚園児と直接ふれあう体験学習
- ・ 幼保小連携を推進しており、各小学校で交流を実施している(総合的な学習の時間、生活科、体育、音楽会、運動会、学習発表会等の時間を利用)。

中学生

- ・ 「明日の親となる中・高校生を対象とした子育て理解講座」の実施、子育てサポーター養成研修会」の実施 - 子育てジュニアサポーターに認定
- ・ 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 地域親ふれあいある家庭づくり推進事業
- ・ 中高生乳幼児ふれあい体験事業
- ・ 中学生の職業体験の一環 3歳児親子ふれあい村事業
- ・ 家庭科の授業や総合的な学習の時間を活用し、中学生と幼稚園、保育園との交流を促進している。乳幼児とのふれあい体験事業を行う市町村に助成。

- ・ 中学生が幼稚園での「トライやる・ウィーク」活動で乳幼児とふれあう機会を持っている。
- ・ 豊かな体験活動の一環として、保育実習体験を取り入れた事例がある。
- ・ 保育所や乳幼児健診の場で、中学生が園児や幼稚園児と直接ふれあう体験学習 ・産婦人科医院で心音やエコーを実際見学する体験学習 ・中高生を対象とした子育て理解のための家庭教育講座開設を市町村に委託。

高校生

- ・ 「明日の親となる中・高校生を対象とした子育て理解講座」の実施、子育てサポーター養成研修会」の実施
- 子育てジュニアサポーターに認定
- ・ 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 地域親ふれあいある家庭づくり推進事業
- ・ 中高生乳幼児ふれあい体験事業
- ・ 保育体験 3歳児親子ふれあい村事業
- ・ 子どもファミリーサポーター事業
- ・ 高校生保育・介護体験事業を実施している。乳幼児とのふれあい体験事業を行う市町村に助成。
- ・ 乳幼児健診の体験学習
- ・ 保育所訪問
- ・ 家庭教育の重要性を広報したり、子育て支援団体等の情報交換の場であるイベントに、ボランティアとして参加する。

大学生

- ・ 3歳児親子ふれあい村事業
- ・ 「家庭教育フェスタ2004」に、子どもを対象とした人形劇や読み聞かせなどのお楽しみ発表会を行うためにボランティアとして参加する。

高齢者

- ・ 地域の高齢者社会貢献活動団体への支援事業(シルバーパワーネット助成)の中で、世代間交流事業が行われている(自然環境学習会、環境保全活動等)。
- ・ 特別保育事業の中の保育所地域活動事業で世代間交流事業を実施(国庫補助事業)。
- ・ 老人クラブにおけるイベント時の託児や育児サークルの支援の実施。
- ・ 3歳児親子ふれあい村事業
- ・ 老人クラブが実施する、ひとり暮らしの後期高齢者(75歳)等の社会参加活動の一つとして、園児との交流に対して補助する(県単独事業:高齢者いきいきサロン設置事業)。
- ・ 「街かどふれあいプラザ(宅幼老所)」の整備支援
- ・ 地域資源を活用した心豊かな子どもを育てるための研修事業
- ・ 三世代いきいき交流事業(就学児童等を含め、学校、PTA、行政、町内会等の機関の協力を得て、伝承文化活動、スポーツ交流活動や農作業体験等を通じて、世代間の交流を行い、地域の活性化に資する協働創造事業)

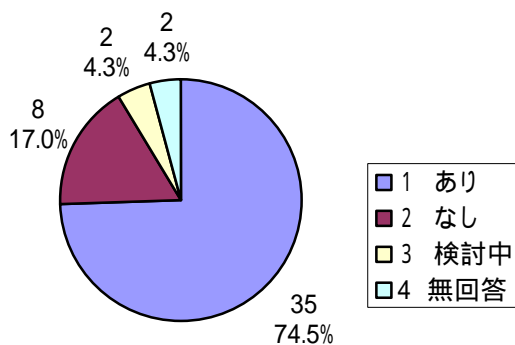
その他

- ・ 3歳児親子ふれあい村事業
- ・ 中高生が、乳幼児や子育て中の親とふれあう体験学習を実施するために参考となる子育て学習プログラム集「ふれあい・遊び・かたりあい」を作成し、県内の中高校(各3部)に配布する。

11. 子どもを生み、育てることの意義、子どもや家庭の大切さについての理解を深める取組

- 約7割以上(74.5%)が実施している。
- 具体的には、イベントやセミナー・研修・キャンペーンが中心となっている。

図 26：問 11 子どもを生み、育てることの意義、子どもや家庭の大切さについての理解を深める取組 (n=47)



問 11 具体的な取組の内容

- ・ 「少子化対策推進条例（仮称）」の制定への取組み
- ・ 命を大切にすることを育む県民運動...関係機関や 700 以上の団体が構成される「命を大切にすることを育む県民運動推進会議」を設立し、県民に周知するため「推進大会」を開催した。
- ・ 家庭教育における父親の役割の重要性や関心を高めるための講演会等の実施。
- ・ 「夢のある子育て・家庭作り県民会議」を設置して、企業や地域を含めた社会全体で子育てを支える環境の整備を図るための県民運動を展開する（地区県民会議の開催、子育て応援フェスティバル・子育てセミナーの開催、子育て情報誌の作成配布等）。
- ・ 家庭教育事例集の配布・啓発、婦人保護事業の啓発の一環として高校 1 年男女対象の「ティーンズブック」の配布・性に関する理解の啓発。
- ・ 「親育て・子育てサポート事業」（家庭教育地域フォーラム、子育てサポーター養成研修会）、「家庭教育支援総合推進事業」*親への学習機会の提供、子育て支援人材の養成、近い将来親となる世代である中・高校生対象の子育て理解講座、保育実習、子育て中の親子とのふれあい交流、子どもとの関わり方の演習、子どもの発達についての理解や家庭教育への基本的な理解を深める研修等。
- ・ 中学校「技術・家庭科」の家庭分野や高等学校の家庭科において、体験学習を取り入れながら、保育の重要性と親の役割について指導している（中・高とも必修科目で）
- ・ 「家庭の日」の普及・啓発 ・ 育児健康支援事業（健全母性育成事業・出産前後ケア事業）
- ・ 県（保健福祉部）HPによる情報提供。
- ・ 地域子育て総合推進事業の補助メニューの一つとして「命の誕生感動講座」を実施。
- ・ 平成 14 15 年度に「子ども・家庭」県民議論を実施。
- ・ 少子化対策啓発テレビ・ラジオ番組放送事業...結婚や子育ての楽しさをテーマとするテレビ・ラジオ番組の制作・放送を委託。
- ・ 結婚・子育て等をテーマとするキャンペーンに対し負担金を拠出。
- ・ 10 代の人を対象に将来親になることへの意識啓発を実施。
- ・ 家庭教育テレビ番組の制作・放映、家庭教育手引書の配布。
- ・ 「子どもと語ろう」推進事業による地区推進大会の開催（家庭や地域の教育力の充実）
- ・ 「家庭教育フォーラム」を開催し、家庭における父親の役割の重要性や家庭教育のあり方等について、父親

と母親と一緒に協議している。

- ・ 明日の家庭教育事業として高校生を対象に、家庭教育に関する講座の開催、高校生自身が作成するリーフレットの配布を平成16年度中に実施。 ・ 家族が増えることの良さを伝える啓発誌（作成中）。
- ・ みんなでつくる家庭記念日募集事業。
- ・ 「子育て・子育て」ことのは大賞（募集もの）の実施。
- ・ 家庭教育のためのパンフレット作成・配布予定（母子手帳交付時、小学校入学説明会時）。
- ・ 新米ママ応援事業（携帯電話で妊娠期に応じたメルマガの配信やメールによる子育て相談、子育てに関する適切な情報提供を行う。）
- ・ 結婚や子育てをテーマとしたエッセー、三行詩を募集し、作品集、カレンダーを作成（国庫10/10）。
- ・ 「子育て応援キャラバン隊」事業。子育てに不安感・負担感を感じる親を対象に、子育てサークル、子育て支援関係者等との出会いの場を創り、相談の機会や子育て情報を提供するキャラバン隊（子育て相談員等）を派遣し、地域全体の子育てを支える気運づくり、子育て中の親が互いに支え合う基盤づくりを醸成する。

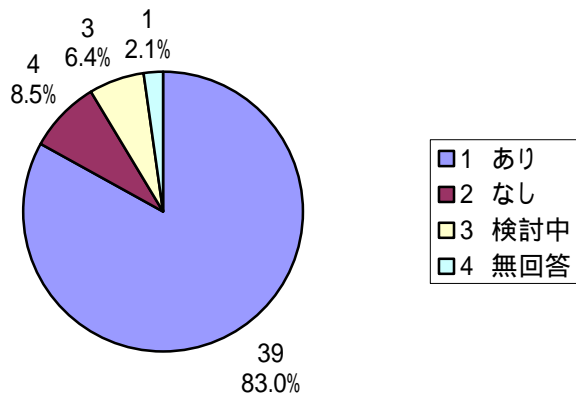
子育ての新たな支え合いと連帯

12. 自立した生活を営む知識・技術の習得と意識の醸成のための支援について
 (1) 食に関する教育(食育)について

ア 都道府県として食に関する実態調査(食習慣・食生活等の調査)

- 8割以上(83%)が実施している。

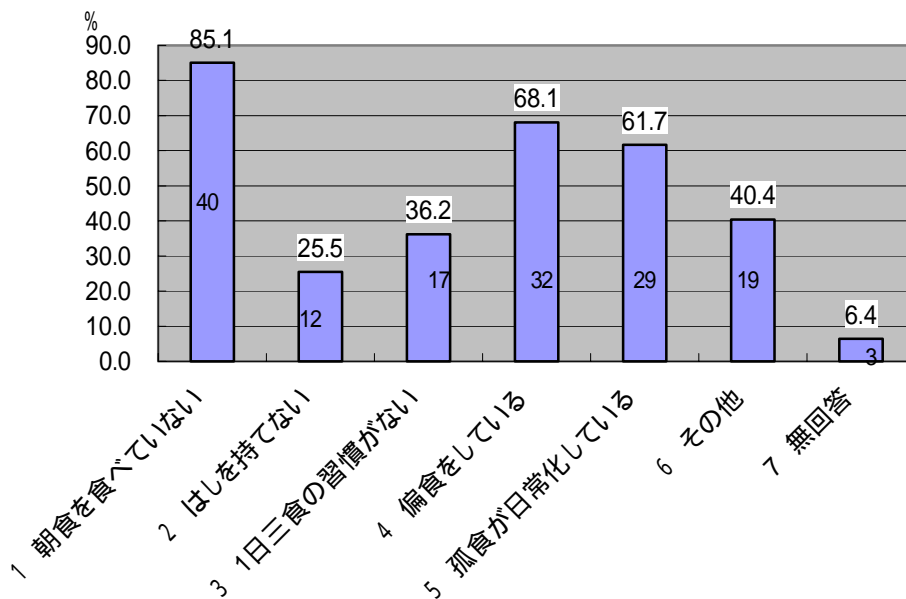
図 27 : 問 12(1)ア 都道府県としての、食に関する実態調査(食習慣・食生活等の調査)(n=47)



イ 今の子どもたち(高校生含む)の食生活に関して、何が問題になっているか(複数回答可)

- 朝食を食べていない(85.1%)、偏食をしている(68.1%)、孤食が日常化している(61.7%)の順で多い。

図 28 : 問 12(1)イ 今の子どもたち(高校生含む)の食生活に関しての問題



問 12(1)イ その他の内容

- ・ おやつの過剰摂取。
- ・ 食に対する関心が低い。
- ・ 清涼飲料水多飲、ダイエット、お菓子の「ながら食い」。
- ・ 食事に対する意欲がない。
- ・ 食事の時間が決まっていない。
- ・ 地域特有の食材や伝統的な食文化が親から子の世代へ伝わりにくくなっている。
- ・ 幼児期の食生活においては、朝食の欠食、就寝時間、間食の取り方に問題があり、改善に向けた目標を健康日本21地方計画へ盛り込んでいる。
- ・ アレルギー児の増加。
- ・ 肥満傾向の増加（4～5歳頃）。
- ・ 就寝時間が遅い。
- ・ 自分に必要な食事量・栄養量を知らない。（高校生）〔必要なエネルギー量を知らない〕
- ・ 高校生の牛乳の飲用が少ない。
- ・ 家族が揃って食事をする機会の減少
- ・ 間食、夜食が多い
- ・ 食事のマナーが身に付いていない
- ・ 食に関する手伝いの機会が少なく体験が乏しい。
- ・ 適正体重の認識が十分でない

ウ 都道府県として、乳幼児、小中高生に対し、食に関する教育（食育）の特徴的な取組や実践例

- ・ 児童生徒の食に関する指導を充実させるためには、教職員や保護者が食生活の重要性を理解することが必要であることから、保護者や教職員を対象に「子どもの食生活を考える研修会」を開催しており、更に「食に関する指導・教師用手引」を作成し、全ての担任教諭に配付している。
- ・ ふるさと産品を活用した学校給食資料集の作成、配布及び教育委員会のホームページに掲載。
- ・ 「いのち育む」食の県民運動の実施。
- ・ 学校給食週間の取組として、地場産品の利用、郷土料理を取り入れた献立実施、家庭・地域の方々との交流試食会等が行われている。
- ・ 地場産品を生かした学校給食献立集を発行。
- ・ 高校生に対し実習等による朝食欠食等の健康への影響を学ばせる。
- ・ 心を育む学校給食週間の実施。
- ・ 我が家の自慢の朝ごはんコンクール。
- ・ 幼児期の親子を対象とした料理教室と食育講話、管理栄養士による食生活相談。
- ・ 遊びながら食を学ぶ「すすく」カルタの作成。
- ・ 食育サポーターズ制度。
- ・ 食農教育モデル校。
- ・ アグリカルチャースクール。
- ・ 朝ごはん推進事業（朝食メニュー集の作成、朝ごはん推進のための講習会の開催）
- ・ 若年者健康づくり推進事業（骨密度測定および食育指導者研修会、食と健康教室の開催）
- ・ 親子、祖母がクッキングセミナーを通じて三世代ふれあい交流を推進する「三世代クッキングセミナー開催事業」の実施。
- ・ 高校生、大学生に対して正しい食生活について普及する「青年向け栄養改善講習会」の実施。
- ・ 保育園児を主な対象とし、生産、食材の選択、調理、食事、ゴミ処理という一連の流れを体験し、食への関心を高めることを目的に「食育事業」を実施している。
- ・ 食に関する指導事例集を作成し、県内小中学校、特殊教育諸学校、夜間定時制高校へ配布。
- ・ 地域の食文化の体験活動や学校給食への地域食材の導入等により、子どもたちの郷土への関心や健全な食生活に対する考え方を育むため、食生活いきいきネットワーク事業として取組んでいる。

- ・ 保育園、幼稚園、小中学校の子どもたちを対象に、地産地消の観点から給食への地域食材の導入、これを活用した食農教育の実践、健全な食生活への理解の促進を、他の分野と連携して取り組む「子どもの元気づくり事業」を実践している。
- ・ 子のすこやか食生活針の策定。
- ・ 「食」に関する指導の実践モデル市町村指定事業。
- ・ 野菜バリバリ朝食モリモリ 食育推進プロジェクト事業。
- ・ 子どもの時から規則正しい食生活と健康な生活習慣を身につけるため、小学校における野菜栽培や調理体験、学校給食への活用等を進める「育てて食べよう野菜バリバリ推進事業」を実施。
- ・ 「食」に関する知識や経験を有する方を食育推進ボランティアとして人材登録し、学校や地域からの要請により、食育活動の実践を行っている。
- ・ 幼児を持つ保護者等を対象に「食の健康運動リーダー」(食育推進ボランティア)が調理実習、農業体験を行う。
- ・ 望ましい食習慣を身につけ、健康な心と体を育成することをねらいとし、家庭と学校を結ぶ「食の学習ノート」を県教育委員会が作成し、平成15年度から県内のすべての児童に配布している。「食の学習ノート」は6年間を通して、学級活動や学校給食の時間等で使用する。
- ・ 「地域のお母さんがすすめる健康支援事業」で愛育委員、栄養委員が地域で食育や子育てについて、地域全体で取り組んでいる。(委託事業)
- ・ 「朝食毎日食べよう大作戦」に取り組んでいる。
- ・ 平成15年度から「元気の素は食事から」実践事業に取り組んでいる。
- ・ 食教育プログラムの作成 推進地域による実践活動 生活習慣ふりかえり票による自己チェック 継続的な調査(生活リズム、朝食摂取等)。
- ・ 「ヤング世代の食の応援団事業」(平成13年度～平成15年度)を実施し、その事業の一環として高校モデル校への出前教室を行った。
- ・ 平成15年度、NPOとのパートナーシップ実証実験事業で、「ワークショップによる参加体験型の食育プログラムの開発と実践」を行い、食育を進めるための手法をまとめた「ワークショップ食育ハンドブック」を作成。
- ・ 子どもの生活習慣病対策として、16年度は「子どもドック事業」に取り組む。

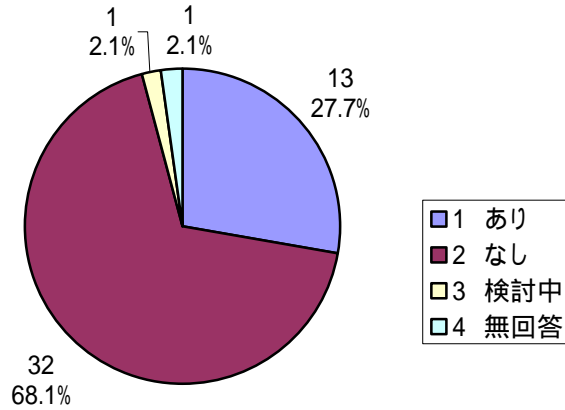
(2)これから結婚し、子どもを育てる男女が、ともに助け合いながら家事、育児等を協力しあうことの理解を深めるための取組について、特徴的な取組や実践例

- ・ 高校家庭科担当教員実技講習会による「幼児との交流」の講義・実習。
- ・ 思春期ピアカウンセリング事業。
- ・ 総合教育センターの取組として、小・中・高等学校が連携し、「少子化に対応した家庭教育の在り方に関する調査研究」事業を行っている。
- ・ 男女共同参画センターの講座・セミナー。
- ・ 新米パパの子育て読本の発行(既婚男性対象)。
- ・ 個性輝く高校生づくり推進事業において、体験活動を通して子育ての理解と豊かな人間性の育成を図り、家庭生活の在り方について自覚を育てるために、幼稚園・保育所等での乳幼児保育体験活動の実施、意識啓発のための副読本を製作。
- ・ 輝く！子育てPR大作戦(次世代育成支援対策推進法の趣旨に基づき、子育て中の父親や有識者を講師に子育てのすばらしさを語る場を設け、父親の子育て参画の機運を醸成する)妊婦体験など。
- ・ 若年者(幼児、学童、学生)を対象とした分かりやすいビジュアルな媒体作成事業(平成13年度:健康かるた、平成14年度:朝食カード、平成15年度:エプロンシアター)。
- ・ 小中学校及び夜間定時制給食に関して関係機関及び団体と連携をとりながら食育の推進を図っている。
- ・ 高等学校の家庭科の授業「家庭総合」、「家庭一般」等の中で、妊婦疑似体験の実施や幼児を持つ親を学校に招き、授業でふれ合う等の時間を設けている。「高等学校教科指導実践事例集」
- ・ 家族経営協定推進の中で話題としている。(農政分野)

13. 経済的負担の軽減に関する自治体独自の取組の現状とあり方
 (1) 都道府県で、子育て家庭の経済的支援に関するニーズ調査

● 約7割(68.1%)が実施していない。

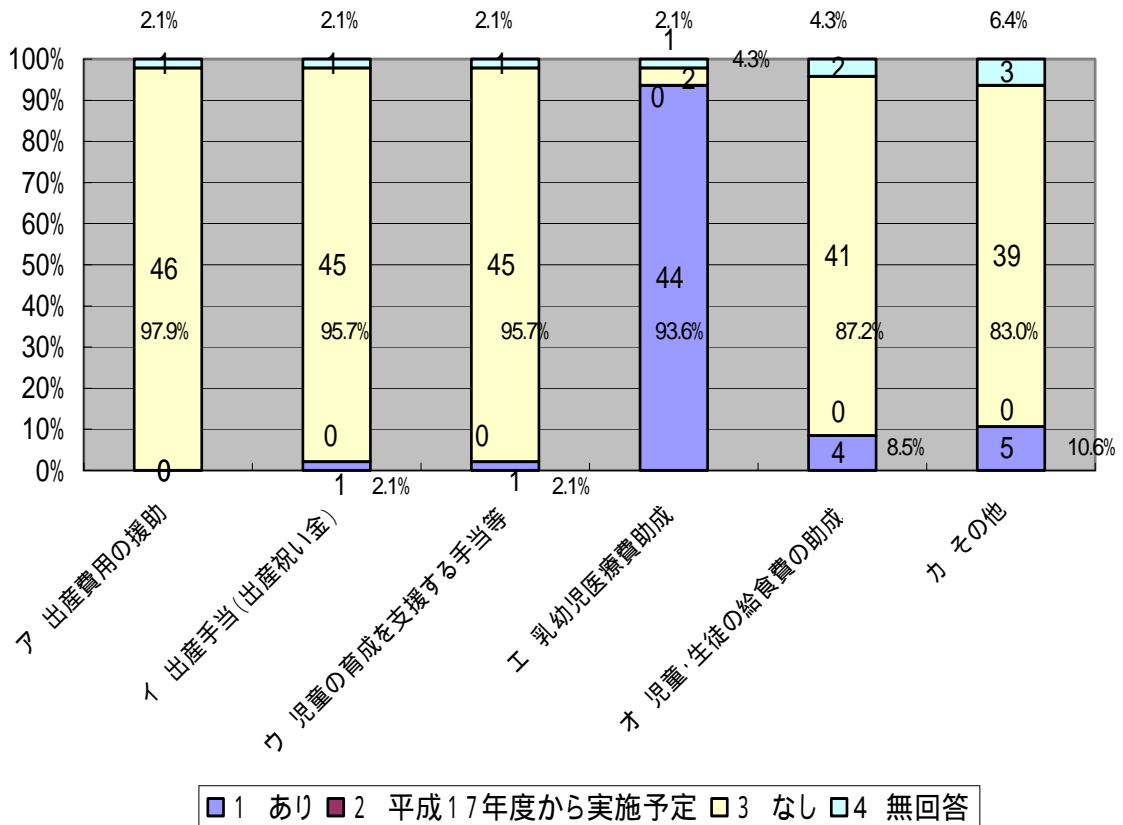
図 29：問 13(1)都道府県で、子育て家庭の経済的支援に関するニーズ調査の実施 (n=47)



(2) 都道府県独自の取組について

● 乳幼児医療費助成はほとんど(93.6%)実施しているが、これ以外はほとんど実施されていない。

図 1：問 13(2) 経済的負担の軽減に関する都道府県独自の取組(n=47)

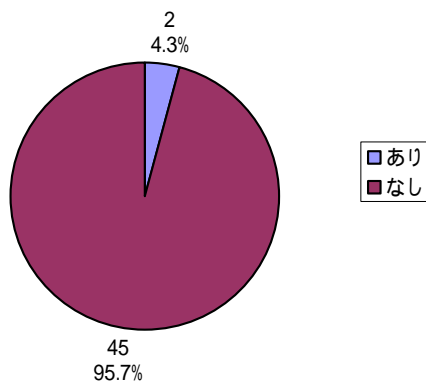


14. 自治体における乳幼児の養育の現状

(1) 保育・幼児教育施設等について

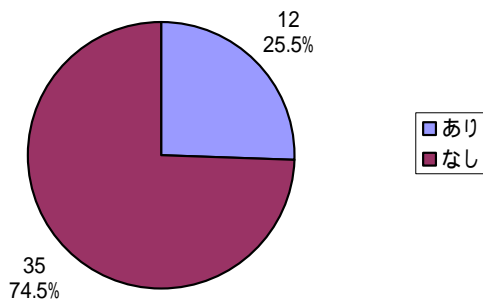
- 独自の認証保育施設等については、2 都道府県で、412 施設ある。

図 30 : 問 14(1)独自の認証保育施設等がある都道府県 (n=47)



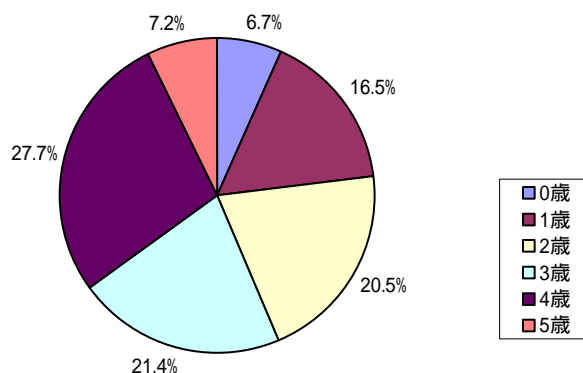
- 家庭的保育（保育ママ等）があるのは、12 都道府県（25.5%）である。

図 31 : 問 14(1)家庭的保育（保育ママ）のある都道府県 (n=47)



- 認可外保育施設は、全都道府県に設置されている。7,996施設、177,938人の児童が利用している。
- 「認可外保育施設を利用している児童の年齢区分」を把握している15の都道府県を見ると、4歳児(27.7%)、3歳児(21.4%)、2歳児(20.5%)、1歳児(16.5%)、5歳児(7.2%)、0歳児(6.7%)の順となっている。

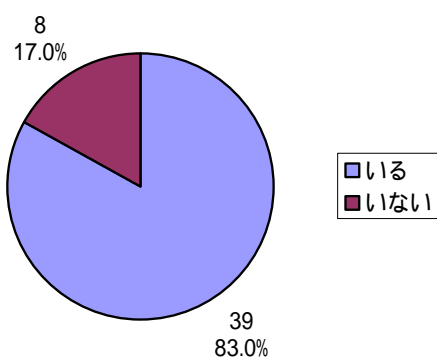
図 32 : 問 14(2)認可外保育施設を利用している児童の年齢別割合(n=15)



(2) 待機児数

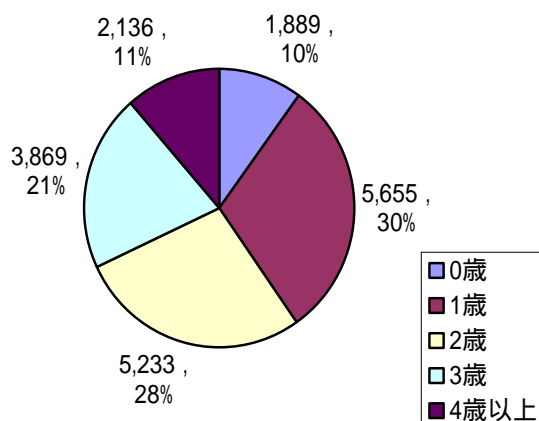
- 8割強の都道府県で保育施設への待機児童がいる。

図 33 : 問 14(2)待機児童がいる都道府県 (n=47)



- 待機児童の年齢区分を把握している 37 都道府県を見ると、1 歳児 (30%)、2 歳児 (28%)、3 歳児 (21%)、4 歳以上 (11%)、0 歳児 (10%) の順で待機児童が多い。

図 34 : 問 14(2)待機児童の年齢別割合 (n=37)



15. 特定14事業に関する都道府県独自の加算（補助も含む）

(1)～(14)事業の実施有無

通常保育事業、延長保育事業、一時保育事業は全都道府県が実施、次いで、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）(98%)、地域子育て支援センター事業(98%)、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）(96%)の順で多いが、一方で乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・派遣型）(30%)、特定保育事業(32%)、夜間保育事業(45%)は少ない。

図 35：問 15 特定 14 事業の取組(n=47)

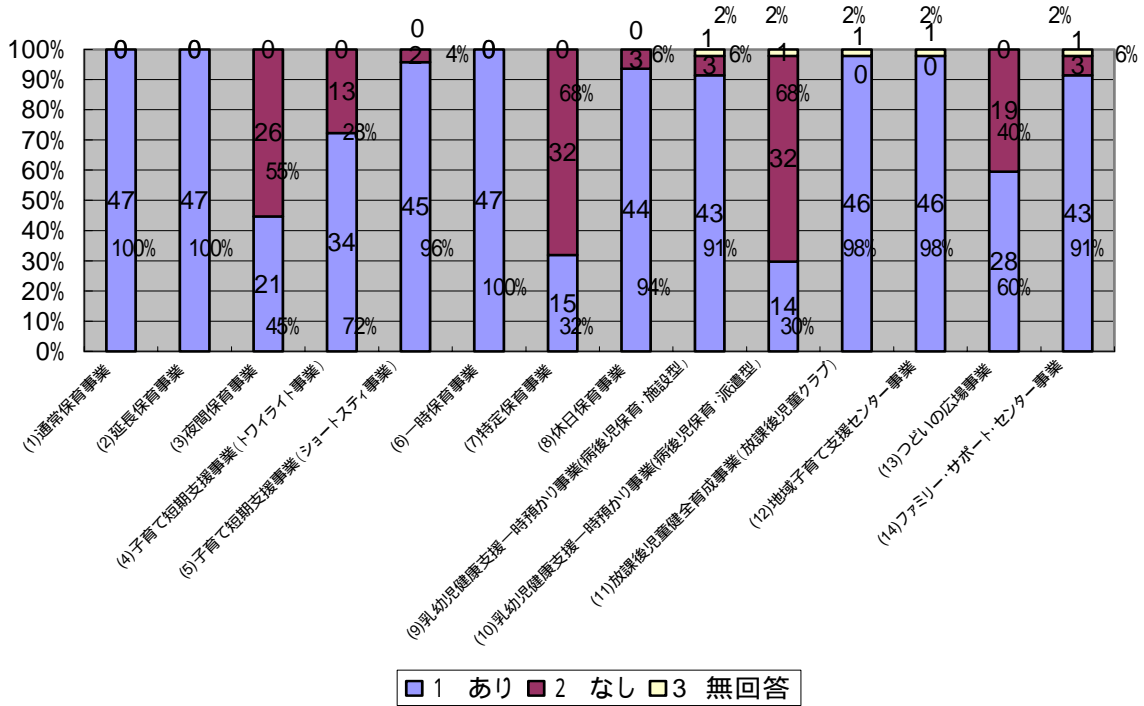
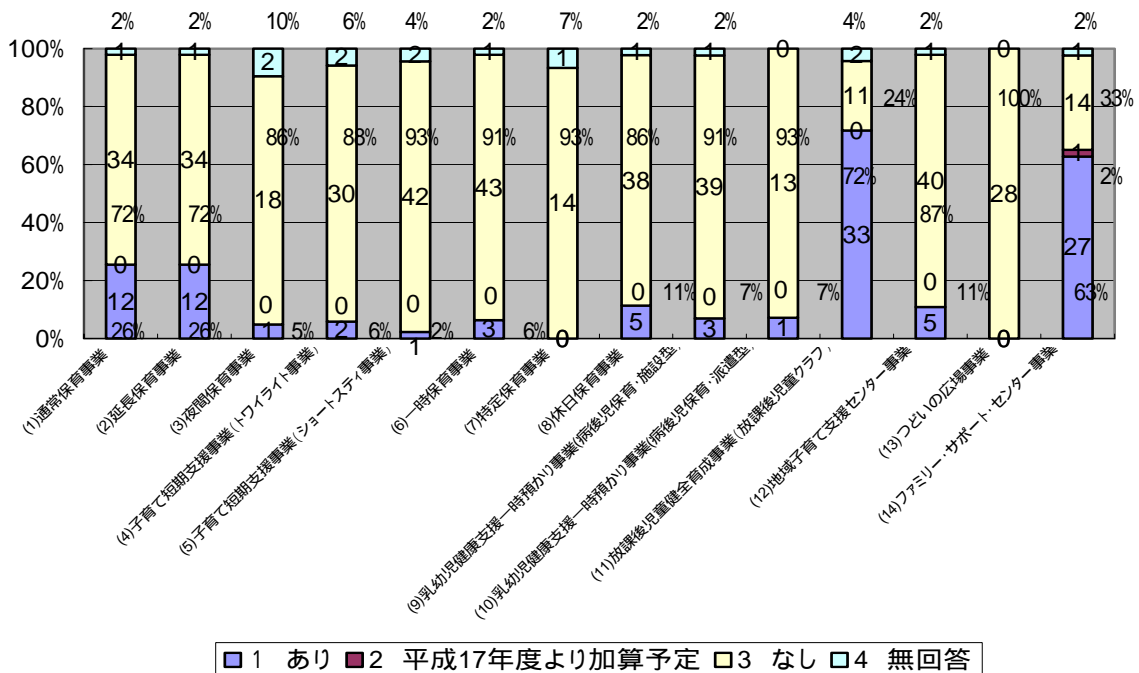


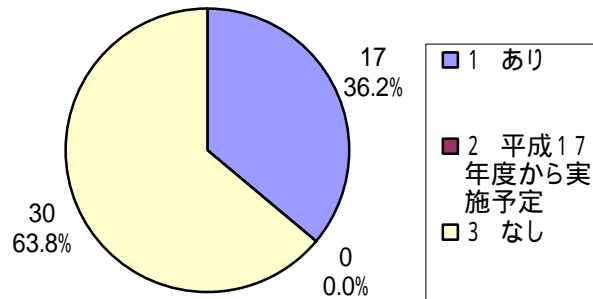
図 36：問 15 特定 14 事業の加算の有無



16 . 都道府県独自の保育料軽減策

- 6割強(64%)が実施していない。

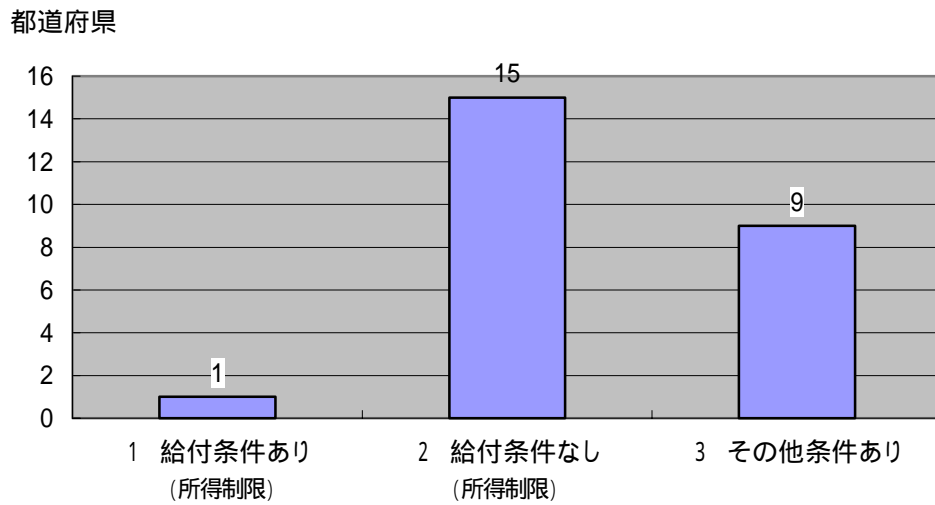
図 37 : 問 16 都道府県独自の保育料軽減策 (n=47)



問 16 取組の内容

- ・ 第3子の保育料を軽減している。(第1～4階層は無料、5階層以上は国基準の半分までの軽減)
- ・ 第1子0歳児及び第3子以降の乳幼児における保育所・幼稚園等の保育料を全額免除
- ・ 3歳未満児の保育料を3歳児の保育料と同額または3,000円を限度に軽減
- ・ 県内在住・在園者全員に対するもののほか、家計が急変した世帯に対する保育料の軽減補助あり
- ・ 第3子以降0～3歳の児童について、市町村が保育料を1/2以下に軽減する場合、保育料の1/4を市町村に補助。第3子以降4歳の児童について、市町村が保育料を2/3以下に軽減する場合、保育料の1/6を市町村に補助。
- ・ 18歳未満の児童を3人以上養育している家庭の3歳未満児の保育料を月3,000円軽減
- ・ 第3子以降の保育料を国の徴収基準額の1/3(3歳以上は2/3)に軽減する市町村に対し助成する
- ・ 保育所に入所している第3子以降の3歳未満の児童に係る保育料を1/2～1/3軽減する
- ・ 第3子以降3歳児未満に係る保育料の減免
- ・ 保育所同時入所3人以上の3人目の保育料(1/10)を無料化
- ・ 第3子以降の3歳未満児(2人入所の場合は1/2対象児)の保育料を1/2に軽減・3人以上同時入所の場合の1/10対象児の保育料を無料化
- ・ 第2子以降の3歳児未満の児童の保育料(認可外保育施設を含む)を半額若しくは無料

図 38 : 問 16 保育料軽減策の条件



1都道府県は給付条件(所得制限)は市町村により対応が異なると回答

給付条件の内容

- ・ 国徴収基準第7階層は対象外

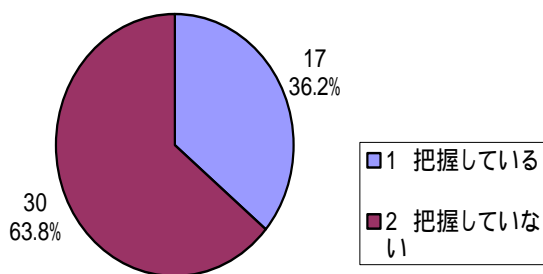
その他条件の内容

- ・ 第3子以降0～3歳の児童について、市町村が保育料を1/2以下に軽減していること。
- ・ 第3子以降4歳の児童について、市町村が保育料を2/3以下に軽減していること。
- ・ 第3子以降の保育料を1/10に軽減
- ・ 第3子以降3歳児未満
- ・ 第3子以降の児童が単独で保育所に入所した場合に保護者負担金の半額を市町村と折半で負担する。
- ・ 子どもを3人以上養育している世帯に属する第3子以降の保育所入児童のうち3歳未満児の保育料免除

17. 保育サービスの質の確保の取組（第三者評価）の現状
 (1) 第三者評価制度を実施している認可保育所の把握

● 約4割弱（36.2%）が把握している。

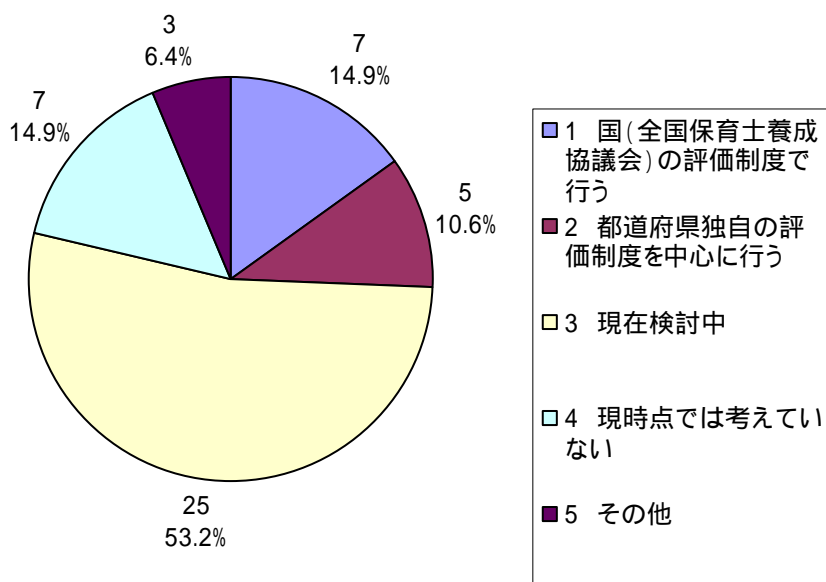
図39：問17(1)第三者評価制度を実施している認可保育所の数を把握しているか（n=47）



(2) 公立・私立の認可保育所に関する、今後の第三者評価の取組の方向性

● 過半数(53.2%)が「現在検討中」、次に「現時点では考えていない」(14.9%)で、「独自評価で行う」のは1割強(10.6%)である。

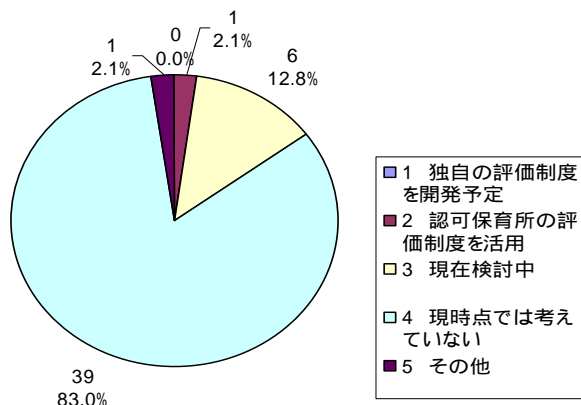
図40：問17(2)公立・私立の認可保育所に関する、今後の第三者評価制度の取組の方向性（n=47）



(3) 認可保育所以外の第三者評価

- 8割強(83%)が現時点では考えてない。

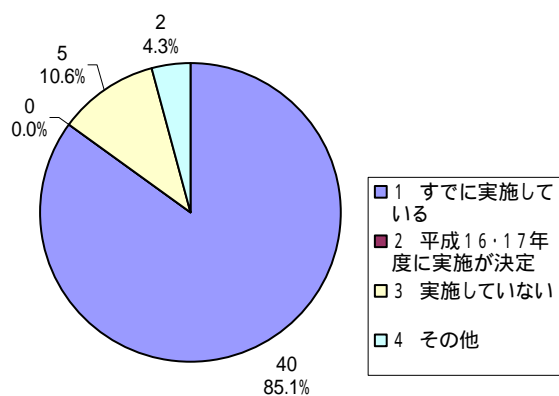
図 41：問 17 (3) 認可保育所以外の施設に関する、今後の第三者評価制度の取組の方向性 (n=47)



18. 保育需要に対応するための規制緩和：民営化の状況

- 8割強(85%)が既に実施している。

図 42：問 18 保育需要に対応するための規制緩和について。民営化（公立保育所の民間への委託や移管）の状況 (n=47)



問 18 「1 すでに実施している」場合の実施数と形態

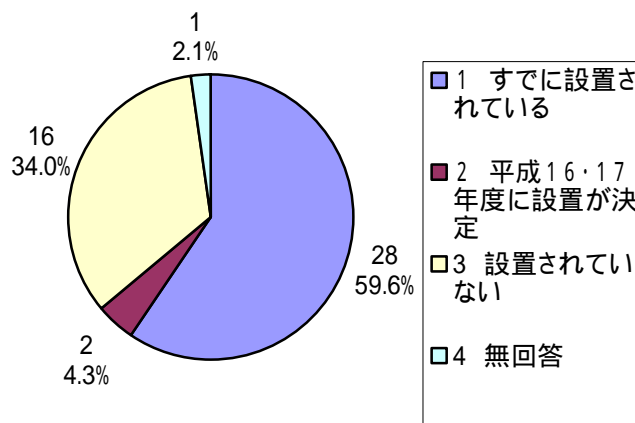
	ア 平成12年度以降の実施	イ 形態		
		民間移管	民間委託	内、企業(株式会社)の参入
合計	257	146	111	8

19. いわゆる幼保一体型の施設へのニーズと取組

(1) 幼保一体型施設の現状

- 約6割(59.6%)ですでに設置されており、設置予定も含めると、約6.5割が設置・設置予定の現状にある。一方で、約3分の1(34%)が設置されていない。

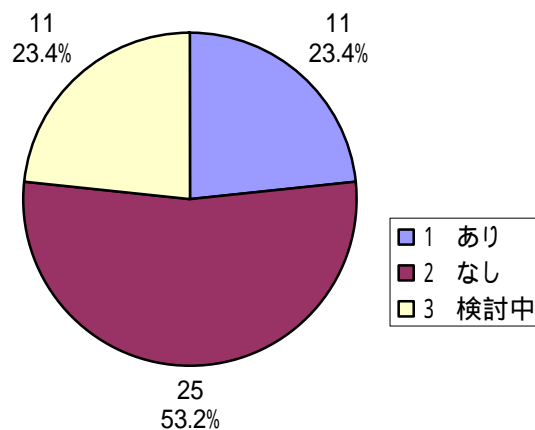
図43：問19(1) 幼保一体型施設の現状 (n=47)



(2) 都道府県として、幼保一体型施設の推進または促進に関する方針

- 約4分の1(23.4%)がある一方で、過半数(53.2%)がない。

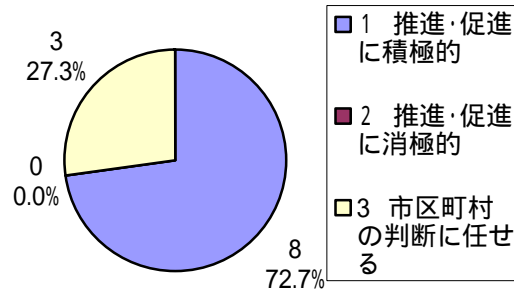
図44：問19(2) 都道府県として、幼保一体型施設の推進または促進に関する方針 (n=47)



ア 推進または促進に関する方針

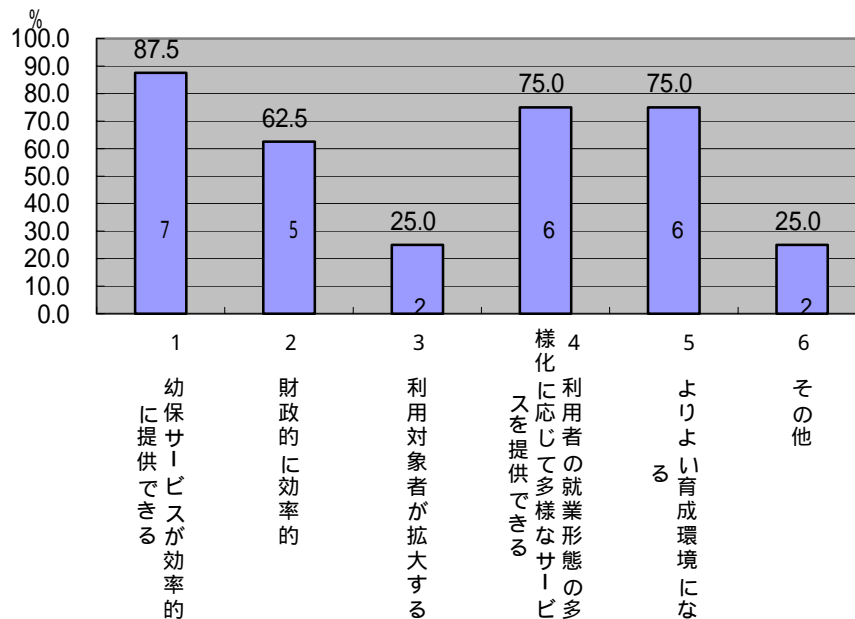
- 幼保一体型施設の推進または促進に関する方針があるうち、7割強(72.7%)は積極的であり、その理由は幼保サービスが効率的に提供できる(87.5%)、利用者の就業形態の多様化に応じて多様なサービスを提供できる(75.0%)、よりよい育成環境になる(75.0%)の順である。

図 45：問 19 (2) ア 推進または促進に関する方針 (n=11)



「1 推進・促進に積極的」な理由（複数回答可）

図 46：問 19(2) 幼保一体型施設の推進または促進に積極的な理由（複数回答可）(n=8)



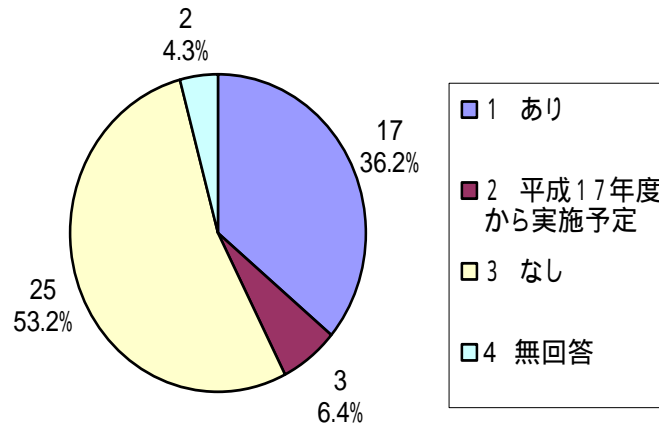
その他の内容

- ・ 就学前の一貫した保育・教育が提供できること
- ・ 過疎地等における集団生活や異年齢交流等の環境が確保されること

20 . 定年を迎えた男性たち、自分の子育てに一段落した女性たちの子育て支援への参画に関する取組

- 4 割弱(36.2%)がある一方で、過半数(53.2%)がないが、平成 17 年度から実施予定はわずか(6.4%)である。

図 47 : 問 20 定年を迎えた男性たち、自分の子育てに一段落した女性たちの子育て支援への参画に関する都道府県としての取組 (n=47)



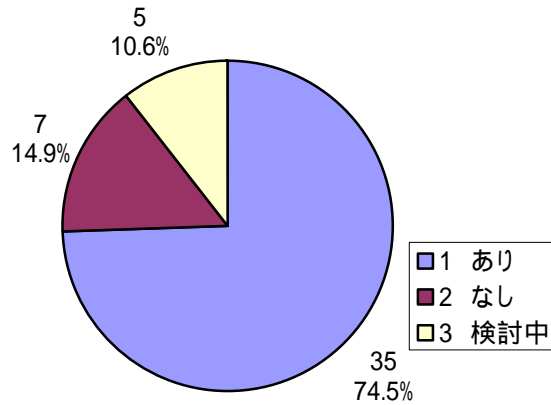
問 20 具体的な内容

- ・ 元気な高齢者等による「子育てボランティア」の組織化等。
- ・ 子育てボランティアの養成（養成講座を開催し、講座修了者によるボランティア活動の実践を促進）。
- ・ 一時的な保育需要に対応できる人材を養成するため、「子育てサポーター養成講習会」を開催。
- ・ 子育てボランティア養成研修（子育て経験者の知識を活かしてもらうためのボランティア養成、年齢性別不問）。
- ・ シルバー人材センター連合会が実施する、子育て支援者養成研修事業に協力している。
- ・ 子育て中の親子と子育てサポーターが身近なところで気軽にふれあい、交流できる溜まり場を設置することにより子育て不安や悩みを軽減又は解消するとともに、一時的な託児サービス等をも提供することができる環境を整備し、地域における子育て支援を推進する事業（市町村、社会福祉法人等への補助事業）。
- ・ 今年度から地域の団体や住民がネットワークを組み、子育て家庭の見守りや声かけなどを行う「子育て家庭応援運動」を展開するとともに、その中で虐待や問題行動などのSOSのサインをキャッチした場合は、専門機関に連絡する「地域子育てネットワーク事業」を進めている。
- ・ 「父親の教育参加促進」として、県内PTAを中心に「おやじの会」の立ち上げを支援。「おやじの会」は、単位PTAの父親保護者のみならず、PTAのOBや地域の有志をはじめ、幅広い参加がある。
- ・ 放課後児童クラブ等における高齢者等を活用した生涯現役人材活用事業の実施。
- ・ 県民を対象に「家庭教育相談研修講座」（初級 2 日間、中級 3 日間、上級 3 日間）を実施し、地域での家庭教育のリーダーを育成する。
- ・ 応援団の交流、研修会の開催及び子育て支援グループへの活動費助成。
- ・ 「高齢者子育て支援推進事業」高齢者が長年培った生活の知恵（知識、技術、経験）を「高齢者子育て支援員」として、地域で直接、子供達に教えることにより、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進する。
- ・ 高齢者が長年培った経験・知識・技能をもって地域社会に積極的に活用してもらうため、長寿社会振興財団が実施する「シニアリーダー」の養成・登録に支援を行っており、その中で、青少年育成指導、文化活動やスポーツを通じた子どもたちとの交流などに役立ててもらっており、その経費の一部を県が補助している。

21. ひとり親家庭のニーズや支援の現状
 (1) ひとり親家庭の都道府県独自の実態調査

● 約7.5割(74.5%)が実施している。

図48：問21 (1)ひとり親家庭の都道府県独自の実態調査 (n=47)



(2) ひとり親家庭支援の事業と加算の有無

● 母子寡婦福祉資金貸付(100%)、母子家庭等就業・自立支援センター事業(98%)に比べて父子家庭に対する支援(72%)、母子福祉団体への補助(72%)は低い。

図49：問21(2) ひとり親家庭支援事業の現状(n=47)

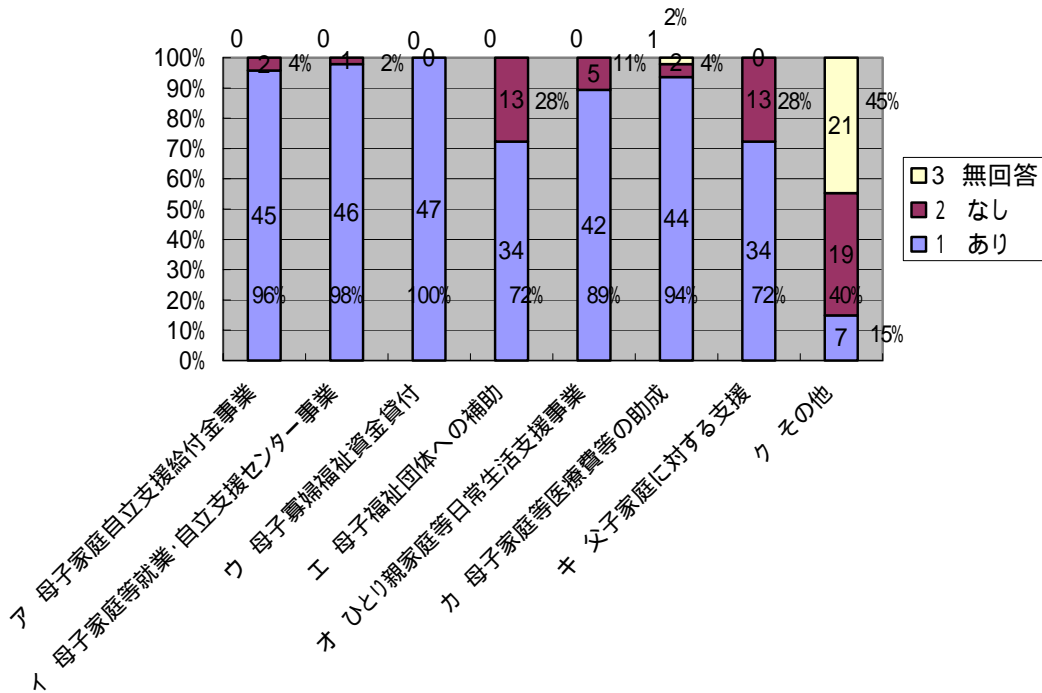
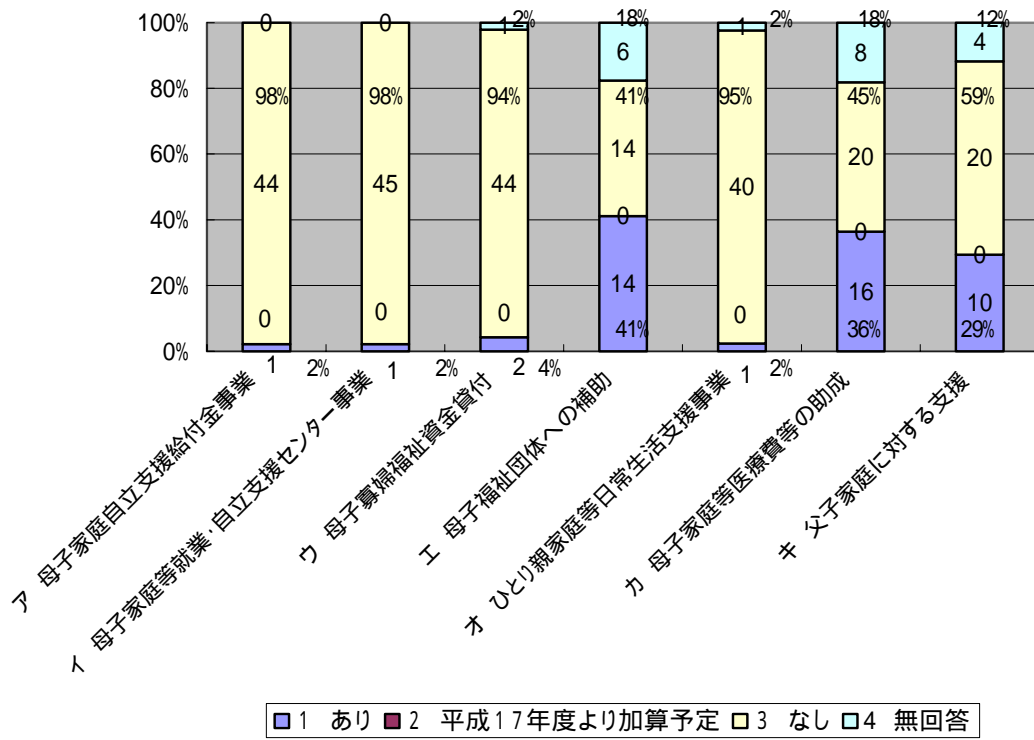


図 50 : 問 21(2) ひとり親家庭支援事業の加算の有無

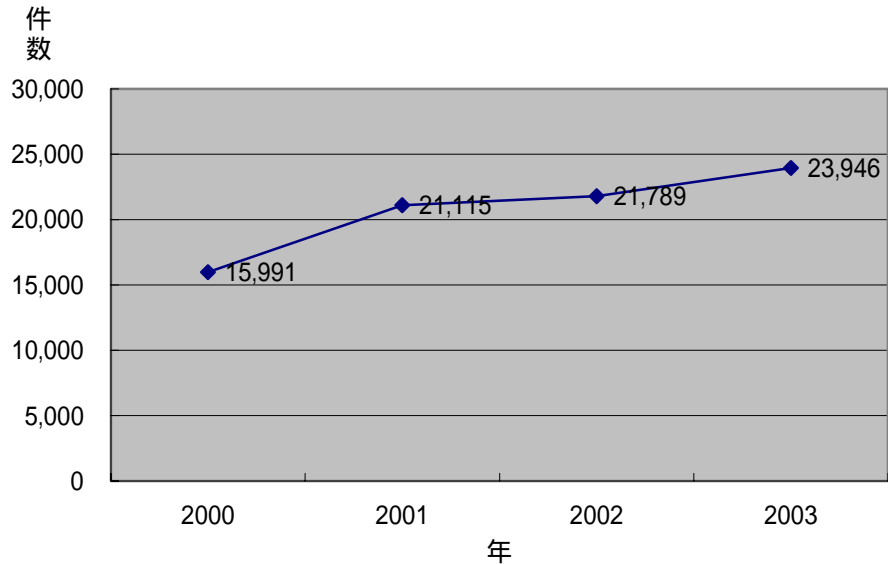


2.2. 児童虐待の現状と対策

(1) 児童虐待相談処理件数の推移

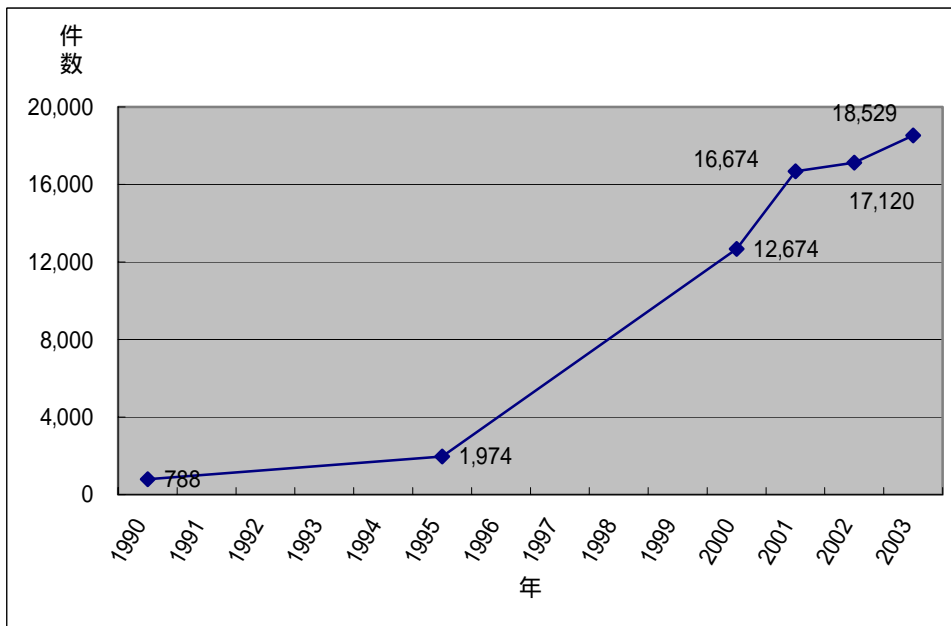
- 2003年度(平成15年度)の児童虐待処理件数は、23,946件で、2002年度(平成14年度)に比較して2,157件(9.9%)の増となっている。処理件数は、一部受付件数で集計している。

図 51：問 22(1) 児童虐待相談処理件数（47都道府県）



- 1990年度(平成2年度)から件数を把握している36都道府県についてみると、2003年度(平成15年度)の児童虐待処理件数は、23.5倍の増加となっている。

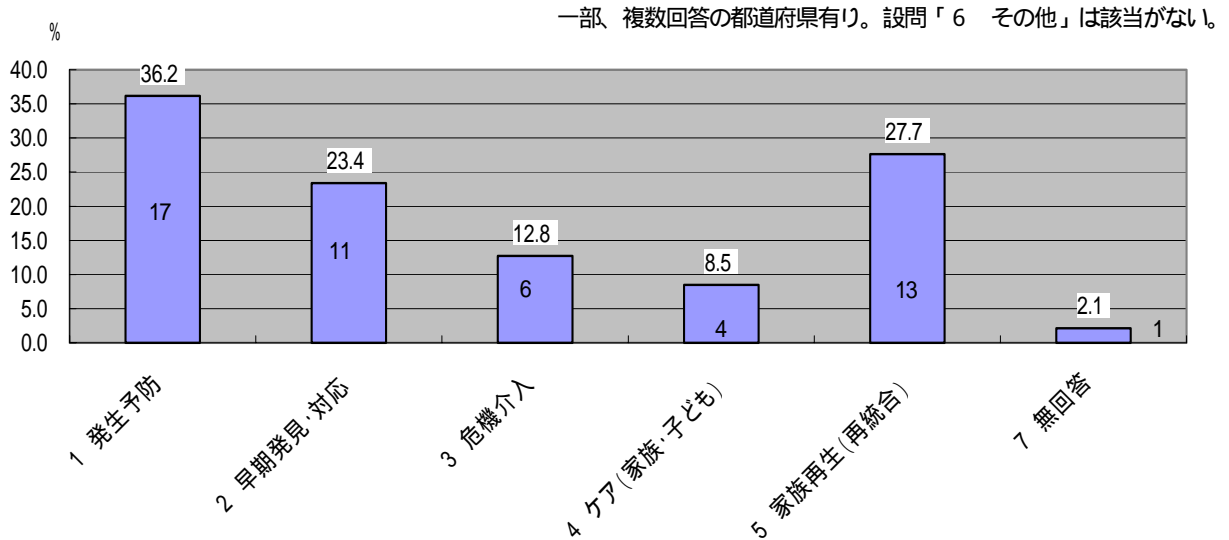
図 52：児童虐待相談処理件数（データのある36都道府県）



(2) 児童虐待防止対策に関する現行制度の改善点

● 発生子防(36.2%)、家族再生(27.7%)、早期発見・対応(23.4%)の順である。

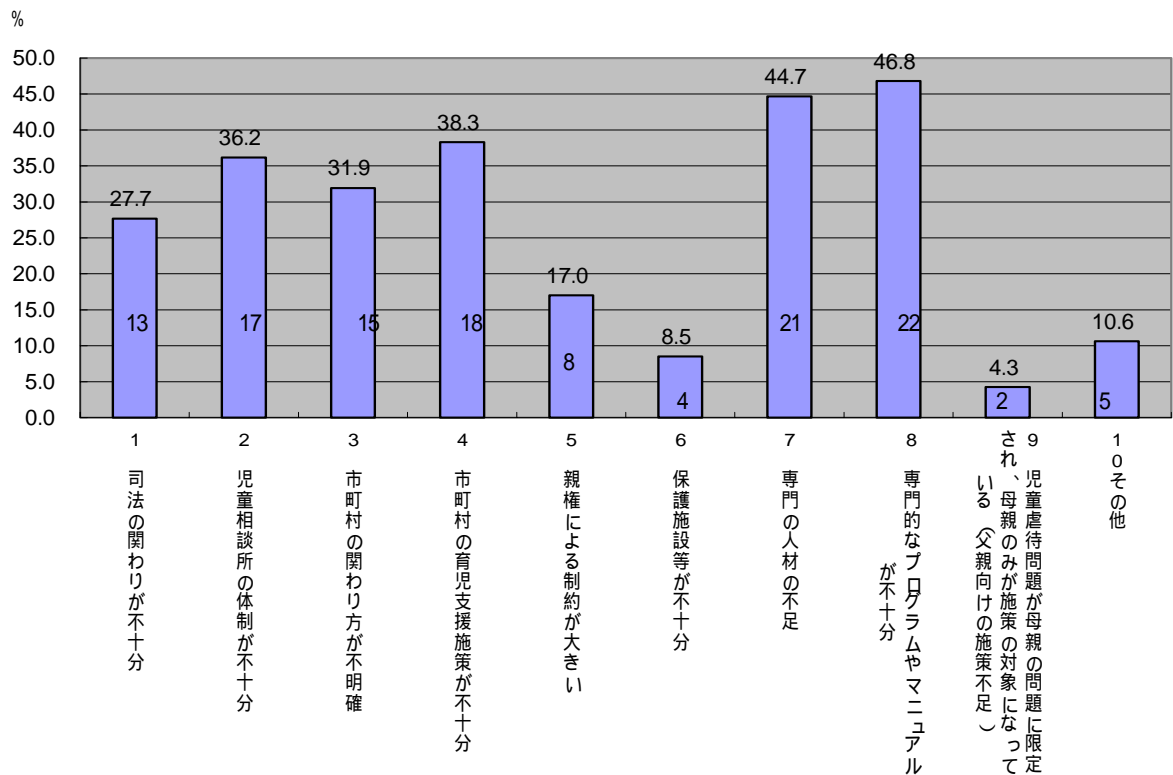
図 53 : 問 22(2) 児童虐待防止対策について、現行制度の中でどの分野に、特に改善が必要か (n=47)



(3) 改善が必要と考える理由

● 専門的なプログラムやマニュアルが不十分 (46.8%)、専門の人材の不足(44.7%)、市町村の育児支援施策が不十分(38.3%)の順である。

図 54 : 問 22(3) 改善が必要と考える理由 (複数回答可)(n=47)



- ちなみに、問22(2)「現行制度の中でどの分野に特に改善が必要と考えるか」の回答によって、問22(3)「改善が必要と考える理由」の回答傾向が顕著に異なっている。
- すなわち、「発生予防」に改善が必要と考える場合(n=17)は、約8割強(82.4%)が「市町村の育児支援策が不十分」と回答しており、育児支援策の整備に問題意識がある。
- また、「早期発見・対応」に改善が必要と考える場合(n=11)は、約6割強(63.6%)が「市町村の関わりが不明確」と答え、市町村の関わりでの明確化に問題意識があるといえる。
- しかしながら、「家族再生(再統合)」に改善が必要と考える場合(n=13)は、全て(100%)が「専門的なプログラムやマニュアルが不十分」と回答しており、上記とは異なって、専門的なシステム構築への問題意識がより強く出ている。

図55:「発生予防」とした場合(n=17)

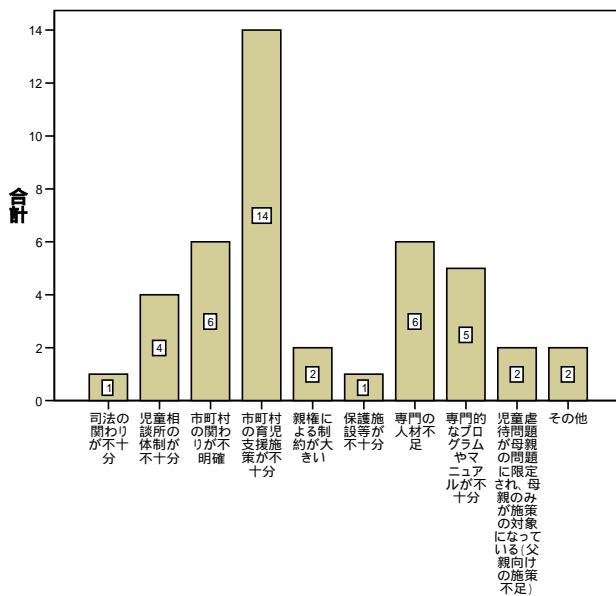


図56:「早期発見・対応」とした場合(n=11)

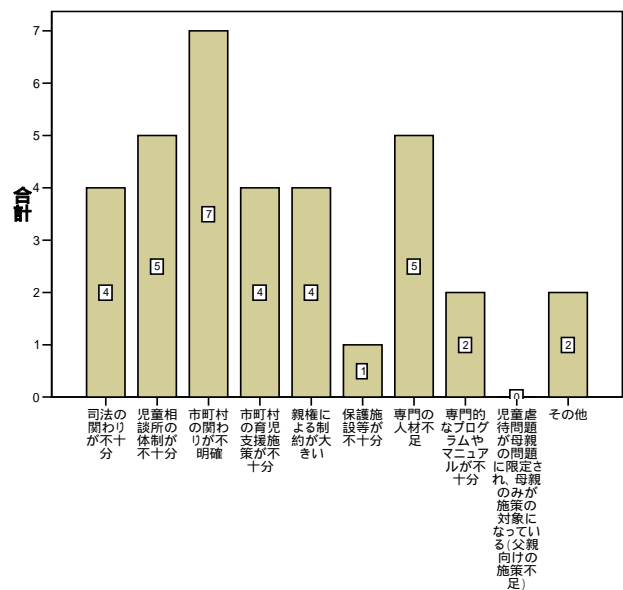
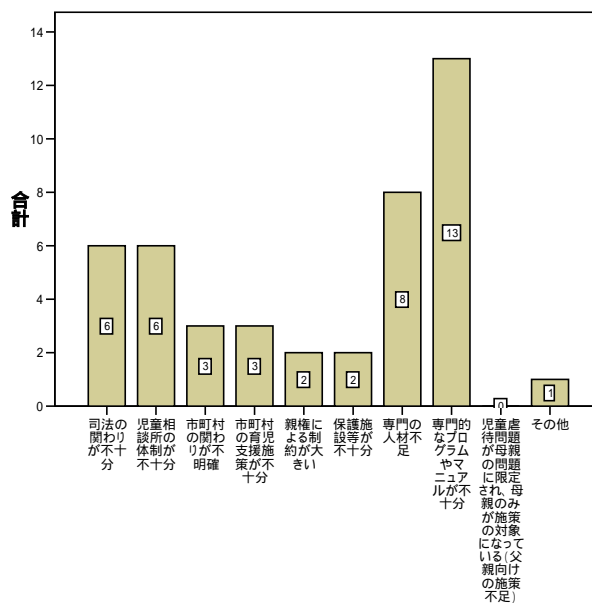


図57:「家族再生(再統合)」とした場合(n=13)



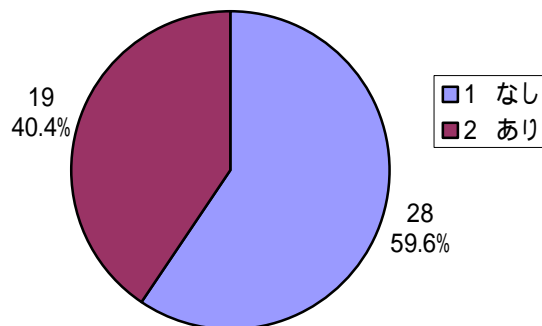
問22(3) その他の内容

- ・ 児童虐待を発見し、児童相談所に通告しても地域の中で見守りとなる場合が多く、具体的な対応策を制度化する必要がある。
- ・ 18歳を境に、相談機関が分かれる場合があり、一貫した支援が妨げられることがある。
- ・ 日常的に接している人々(教諭、保育士等)が虐待に適切に対応できるよう、研修の機会の充実などが必要。文部科学省においても職員の資質向上のための具体的な対策が必要。
- ・ 核家族化、女性の社会進出等の社会環境の変化により、家庭内や地域の子育て力の低下、雇用形態の問題も大きく、児童虐待の発生リスクが高まっている中で、特に発生予防に重点を置く必要がある。
- ・ 児童虐待の発生予防については、地域・福祉・保健・教育が連携した子育て支援のネットワークのさらなる整備が不可欠であると考えるため。

(4) 児童虐待防止対策に関し、民間と協働した独自の施策

- 約4割が民間と協働した独自の施策を行っている。

図58：問22(4) 児童虐待に関する、民間と協働した独自の施策 (n=47)



問22(4) 具体的な取組内容

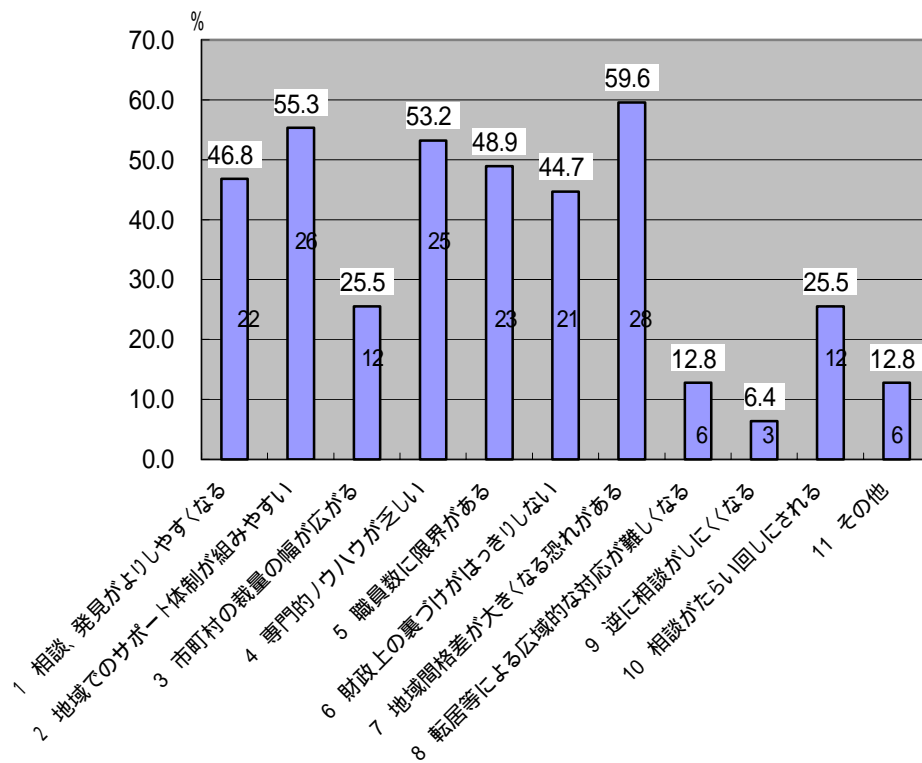
- ・ 子育てメイト制度、子どもの幸せ推進会議。
- ・ 「児童虐待防止連絡会議(県、地域)」において、医師会や子育てサークル等と連携策等を協議し、具体的な活動に結びつけるようにしている。
- ・ 虐待から子どもを守る連絡会議」において関係機関の連携を図っているが、そのメンバーに民間団体が入っている。
- ・ 民間団体(小児虐待防止ネットワーク)へ虐待防止に係る研修会の開催及び啓発資料発行等について業務委託している。
- ・ 児童相談所とNPO(1団体)との間で協力協定を締結し、一時保護等を委託。
- ・ 児童虐待防止民間NPOに「関係機関向け研修(セミナー)」を委託。
- ・ 情報提供にかかわる協定締結や子育てキーパーソンの養成にかかわる事業委託を行っている。
- ・ 民間団体への活動事業費助成。
- ・ 臨床心理士会と連携し、育児不安の強い保護者に対して心理カウンセラーが訪問指導を行い虐待の未然防止を図っている。
- ・ 子ども家庭サポーター(ボランティア)の養成(市町村の子育て支援事業において協働)。

- ・ NPO法人に親子再統合のための支援プログラムを研究委託。
- ・ 虐待防止マニュアルの作成 嘱託顧問弁護士の設置。
- ・ 児童虐待予防に必要な研修を受講した在宅保健師等を中心としたチームを虐待ハイリスク家庭に派遣（ハイリスク見守りチームの設置）
- ・ 子ども虐待防止ネットワーク会議、子どもSOS地域連絡会議。

(5) 児童福祉法の改正案に関して

- 地域間格差が大きくなる恐れがある(59.6%)、地域でのサポート体制が組みやすい(55.3%)、専門的ノウハウが乏しい(53.2%)の順である。

図 59：問 22(5) 児童福祉法の改正案に関して（複数回答可）(n=47)



問 22(5) その他の内容

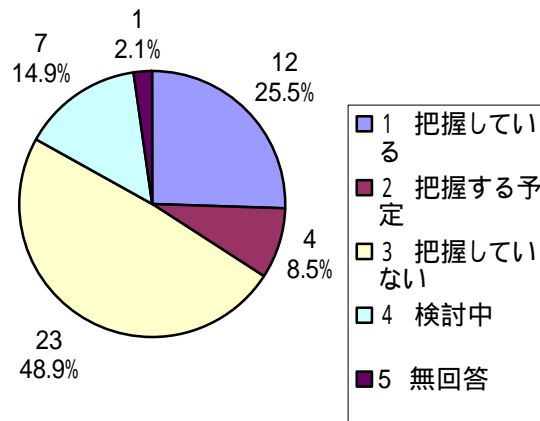
- ・ 市町村と県との役割、連携のあり方が課題である。
- ・ 権限を持たない市町村に従来の児童相談の機能を持たせることについて、市町村の対応が危惧される。特に福祉事務所がない町村は母子保健分野の職員が対応することになり、マンパワー、業務過重が懸念される。
- ・ 親子関係の再統合にかかる親への対応について、市町村への後方支援が懸念される。
- ・ 将来的に、児童相談所職員の実務経験が少なくなり、相談対応技術の維持・向上に意識的に努める必要が生じる可能性がある。
- ・ 発生予防の面は母子保健部門の協力を得やすくなるため効果が期待できるが、重症ケースを抱え込む、又は全く対応できないなど新たな問題の発生が懸念され、「後方支援」では済まされなくなる恐れがある。早急に市町村職員の専門性を向上させるための対策が必要。
- ・ 市町村の役割が大きくなり、地域のネットワークの一層の拡充が必要となる。
- ・ 市町村の体制が機能すれば、相談、発見はしやすくなり、児童相談所はより専門的な活動ができると思われる。ただ、機能の専門化に伴う児童相談所の組織体制のあり方について、国において明確な指針が示されるべき。
- ・ 市町村の体制づくりが急務である。

23. 子どもの発達障害や学習障害

(1) LD, ADHD, 高機能自閉症等の軽度発達障害のある子どもの数の把握

- 約4分の1(25.5%)が把握している一方で、半数近く(48.9%)が把握していない。

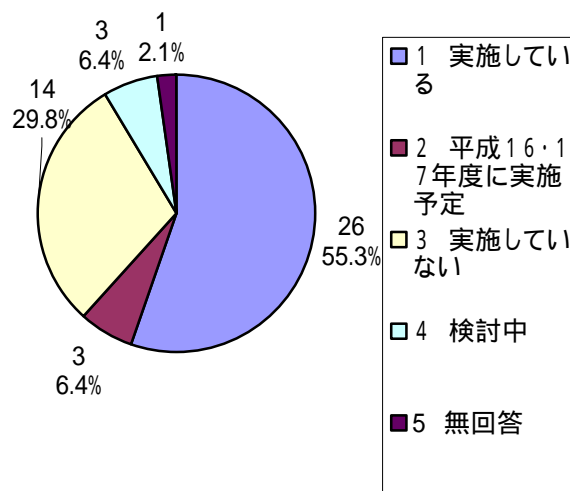
図60：問23(1) LD, ADHD, 高機能自閉症等の軽度発達障害のある子どもの数を把握しているか (n=47)



(2) 都道府県としての独自の支援策

- 約6割が、実施(55.3%)や実施予定(6.4%)である一方、実施していないのは約3割(29.8%)である。

図61：問23(2) 都道府県としての独自の支援 (n=47)



具体的な取組内容

- ・ 小・中学校における校内支援体制の構築。
- ・ 小・中学校への支援員の設置。
- ・ 小・中学校の要請による巡回相談員の派遣。
- ・ 精神科通院医療の一形態の子どもデイケア事業を実施しており、個々の子どもに応じた医療、生活技能を高めるスキルトレーニング、学習プログラムの提供等を行っている。
- ・ 軽度の障害児を受け入れ、障害児保育の知識・経験を有する保育士を配置している保育所に児童1人あたり月額37,000円の補助を行っている。
- ・ 「地域教育相談推進事業」で、県内4教育事務所に教育相談推進員を配置するとともに、巡回指導相談員(盲・ろう・養護学校教諭)を幼稚園、小・中学校に派遣し相談や指導に当たっている。
- ・ 児童相談所において、自閉症親子教室を実施。保育所や幼稚園の職員を対象にした専門研修の実施。
- ・ 健康福祉センター(保健所)における、療育集団指導、乳幼児二次検診、保育所等に出向く発達相談療育施設との連携。
- ・ 特別支援教育サポート事業(県立盲ろう養護学校に特別支援教育相談ステーションを設けるとともに、特別支援教育相談コーディネーターを県立養護学校及び県内教育事務所に配置し、保育園、幼稚園、小中学校を支援する。
- ・ 自閉症・発達障害支援センターを設置し、自閉症児・者、家族等に対する相談、助言などを行っている。
- ・ 要請に応じて学校を巡回し、児童生徒への教育的支援に関することや、校内支援体制整備等に関する指導助言をする巡回指導職員を各教育事務所に配置した。
- ・ 国の「軽度発達障害の支援体制に取り組むモデル事業」の対象以外の市町村において、県の事業として、専門相談員派遣事業の中の巡回相談で発達障害に対する支援を実施。
- ・ 「心身障害児在宅療育総合支援事業」を実施。
- ・ 乳幼児すこやか推進事業。
- ・ 障害を招来するおそれのある乳幼児について、発達相談・訓練を実施。
- ・ LD・ADHD児等支援事業を実施し、県内全小学校に校内委員会、特別支援教育コーディネーターを設置するとともに、指導・事例研修会や特別支援教育体制に係るモデル事業などを実施している。
- ・ 特別支援教育アシスタントの設置。
- ・ 小中学校を対象に軽度発達障害の児童生徒の学校生活への適応等、個に寄り添った支援を充実するために有償ボランティアを配置している。
- ・ 県立小児心療センターを有しているので、診療や市町村支援を通じて、発見から治療に至るシステムが確保できている。
- ・ 養護学校に地域の小中学校等への教育相談窓口を設けている。各養護学校には精神科医や臨床心理士等で構成する専門家チームを設置しており、さまざまなケースの相談にも対応が可能である。心身障害児総合通園センター(こども発達支援センター)において、自閉症等の発達障害児に対し相談検査及び療育訓練等を実施している。
- ・ 平成16年度後半に、自閉症・発達障害を診断できる医師及び心理士・療育が行える指導員等の研修を行う予定。
- ・ 特別支援教育リーディングスタッフの養成。
- ・ 教育相談、教職員、保護者を対象とした研修会を実施するとともに、理解・啓発ガイドブックを作成、配布している。
- ・ 軽度発達障害の早期発見・早期支援のため、全国に先駆けて「5歳児検診(発達相談)」に取り組む相談指導を専門に行う教員又は指導主事を10名配置している。学級経営が困難な場合に非常勤講師を配置している(定数20人)。県内3ヶ所で、それぞれ20人程度の保育所保育士を対象に講義や公開保育等の研修を実施。
- ・ 健康福祉の地域づくり総合支援事業費補助金(高機能自閉症等に対する支援事業)高機能自閉症等の方のホームヘルプサービス利用に対する助成。
- ・ 小中学校の通常学級に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症などを含めた障害のある児童生徒に対し、医療、保健、福祉等と連携し、早期からの教育対応など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を総合的に推進する。

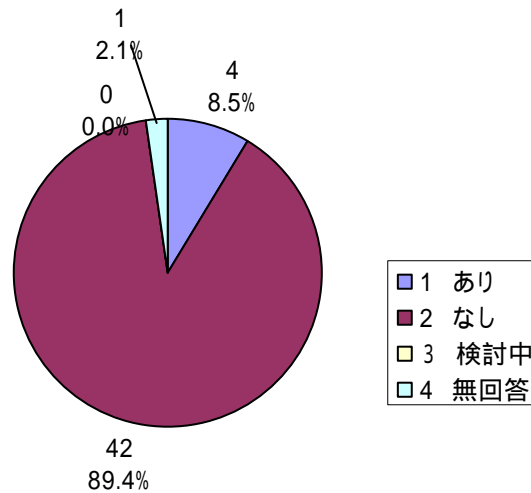
- ・ 県自閉症・発達障害支援センター連絡協議会を設置し母子保健関係のワーキンググループで自閉症児の早期発見の為、各市町村で行う1歳6ヶ月児及び3歳児健診でのスクリーニングのための問診票を検討、また健診に携わる者の研修会を実施し、モデル的に取り組んでいる。(既実施分)
- ・ 小・中学校及び盲・ろう・養護学校の全教職員がLD、ADHD、高機能自閉症等について理解を深めるための研修会を実施するとともに、研修に活用するためのリーフレットを作成し、全教職員に配付する。(平成16・17実施予定分)
- ・ 教員を対象に「学習障害児等に対する相談会」を各教育事務所毎に年2回実施し、支援を行っている。
- ・ 特別支援教育システム構築事業を実施し、特別支援教育コーディネーターの養成、心理検査等実施できる教員の養成、特別支援教育担当教員の専門的指導力の向上に努めている。

2.4 小児医療体制および周産期医療体制の現状

(1) 産前産後に焦点を当てた支援策のニーズに関する調査

● 9割近く(89.4%)が実施していない。

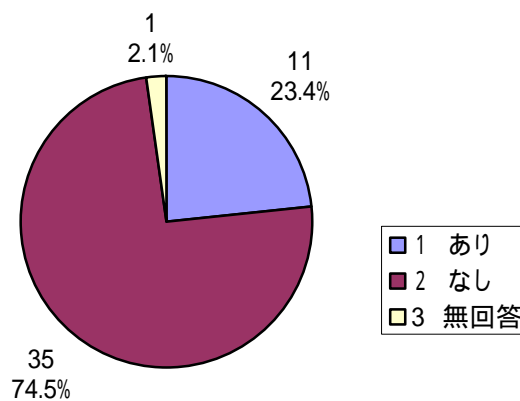
図 62 : 問 24 (1) 都道府県で、産前産後の子育て家庭を調査対象として、産前産後に焦点を当てた支援策のニーズに関する調査 (n=47)



(2) 産前産後の子育て家庭に対する支援策

● 7割強(74.5%)がない。

図 63 : 問 24 (2) 都道府県で、産前産後の子育て家庭に対する支援策 (例: 産褥ヘルパー派遣等) (n=47)



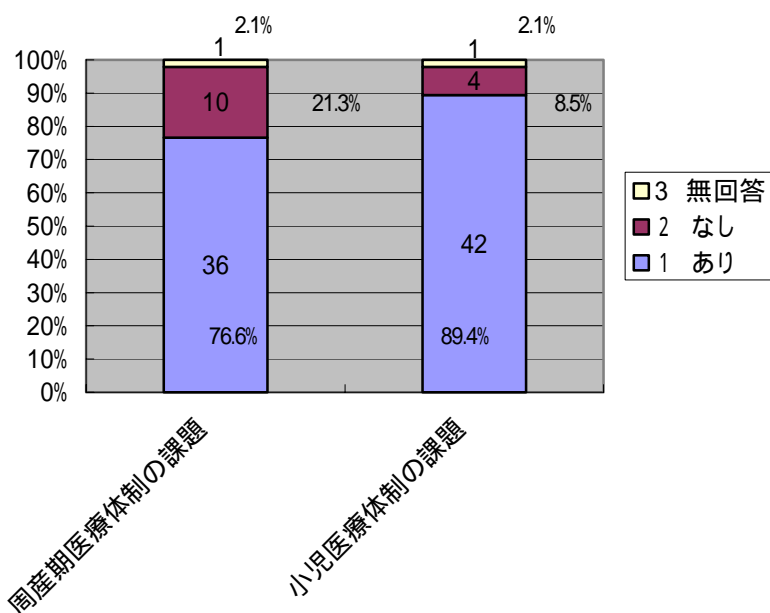
具体的な取組内容

- ・ 育児支援家庭訪問事業
- ・ 子育てアドバイザー派遣事業
- ・ 医療と保健が連携した子育て支援ネット
- ・ 産褥ヘルパー派遣事業
- ・ 出産母子支援事業
- ・ 妊婦健康診査単独県費補助

(3)(4) 次世代育成支援の点から、周産期医療体制・小児医療体制の課題

● 周産期医療体制は約4分の3(76.6%)が、小児医療体制は9割弱(89.4%)がそれぞれ課題がある。

図 64 : 問 24 (3) (4) 次世代育成支援の観点から見た、周産期医療体制・小児医療体制の課題(n=47)



問 24 (3) (4) 具体的な課題の内容

周産期医療体制の課題

- ・ 専門医の確保、医療資源の偏在、財源の確保。
- ・ 産婦人科、小児科医の確保と地域偏在の解消。
- ・ 周産期医療体制の充実が必要なことから、周産期医療体制整備事業の継続や要件緩和、地域周産期母子医療センター整備への支援を要請している。
- ・ 地域周産期母子医療センター未設置 2 次医療圏の解消に向けた医療体制の整備。
- ・ 2 カ所の総合周産期母子医療センターが常に満床状態であり、母胎搬送依頼の 3 割強については応じられず、転送先を紹介している。
- ・ ここ 10 年における本県の極低出生体重児及び多胎分娩数はほぼ 2 倍と増加しているが、NICU ベッド数の変動はなく、新生児ベッド数は減少傾向にある。
- ・ 地域周産期母子医療センターの指定数を増やす必要がある。
- ・ 妊産婦・新生児の救急患者・児の受け入れに必要な病床が、医療圏域ごとに整備できていない。
- ・ 周産期救急医療については、妊娠・出産から新生児まで一貫してケアすることが可能な体制を整備しているところだが、総合周産期母子医療センターの整備が課題となっている。
- ・ 一般産科と高度周産期医療機関との連携体制の強化。
- ・ 新生児集中治療管理室 (NICU) 及び母体・胎児集中治療管理室 (MFICU) の病床不足。(特に MFICU) 地域間において整備状況に格差がある。
- ・ 母体搬送を中心に県内で 100% 収容できない状況となっている。
- ・ 高度救急救命医療のみならず、母親の精神的ケアにも配慮した体制づくり。予防からフォローアップまでの一貫したサービス提供体制等
- ・ 地域周産期母子医療センターについての施設・設備整備費及び運営費に対する財政措置及び診療報酬の充実。
- ・ 本県では周産期医療に関して国立病院機構の医療機関が中心となり整備が図られている。国立病院機構が中心となっているため、国庫補助等の対象とならず体制整備の予算確保に苦慮している。
- ・ NICU を退院した児に対するフォローアップ体制の整備。

- ・ 現在も未熟児出生等連絡票を活用し連携を図っているが、未熟児・新生児医療が行われた子どもや、育児不安の強い母親等の情報を、医療機関から保健所や市町村へ伝達し、地域で支援を行うネットワークの体制強化が必要である。

小児科医療体制の課題

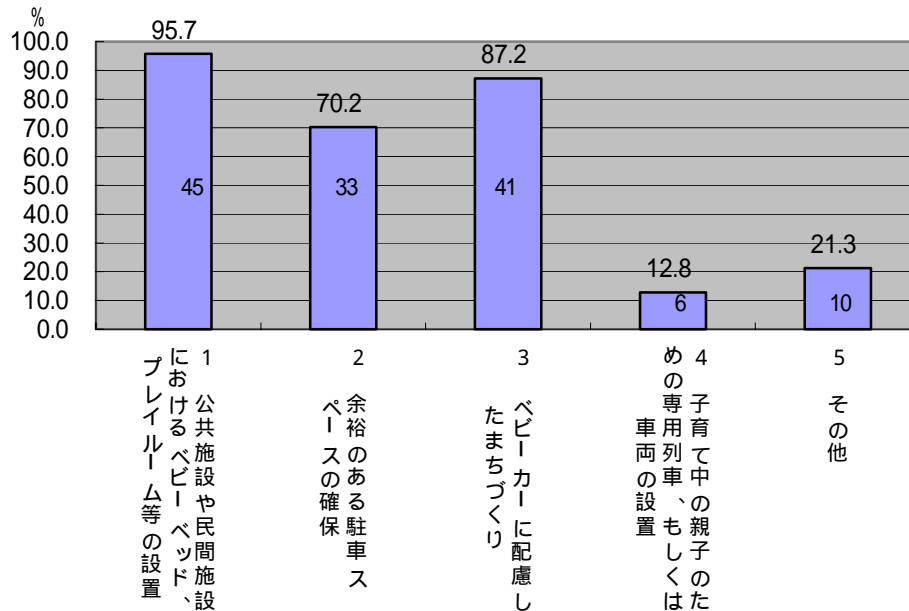
- ・ 専門医の不足から、特に土日休日、夜間に対応した救急体制づくりが難しい。
- ・ 小児科医の不足及び地域偏在を解消することにより、医療圏ごとに小児科の病院輪番制等の24時間小児救急医療体制を確保すること。
- ・ 小児科医の不足と地域偏在化に対応し、二次医療圏を超えた救急医療体制の整備が必要である。
- ・ 全国的な小児科医不足。
- ・ 低体重出産児の増加に伴う高度専門医療体制の整備。
- ・ 全県にわたる初期・二次・三次救急体制の確立。
- ・ 小児救急医療については、初期から三次にわたる体制を整備し、充実を図っているが、時間帯を問わず小児科医が常駐する医療機関へ患者が集中する傾向があり、準夜・深夜帯における子どもの体調や病状に関する保護者の不安や心配を解消するための対応が必要である。
- ・ 神経発達に関する専門医の不足。
- ・ 小児科医の数が不足しており、若い親御さんが安心して休日や夜間に医療を受けられる体制づくりが課題となっている。
- ・ 小児科を標榜する医療機関、小児科医の数は減少傾向にある上に、H16.4 から新医師臨床研修制度が開始され、今まで事実上小児救急医療の担い手であった研修医を確保することが困難となってきた。そのため、救急病院への小児患者（そのうち95%は入院を要しない軽症患者）の集中と勤務する小児科医への過重な負担が見られ、現在の小児救急医療体制の維持が困難となってきている。
- ・ 2次医療圏ごとの小児医療救急体制を確保するため、小児の救急医療に関する国の補助事業制度等の整備・充実が必要である
- ・ 小児救急医療拠点病院をはじめ、2次医療圏における小児救急医療体制の機能を十分に活かすため、救急搬送機関や医師会など関係機関との連携を強化する必要がある。

25. 子ども連れの親子が集いやすい、住みやすい、動きやすいまちづくり(子育てバリアフリー)

(1) 必要な取組

- 公共施設や民間施設におけるベビーベッド・プレイルーム等の設置(95.7%)、ベビーカーに配慮したまちづくり(87.2%)、余裕のある駐車スペースの確保(70.2%)の順である。

図 65：問 25 都道府県における子ども連れの親子が集いやすい、住みやすい、動きやすいまちづくり(子育てバリアフリー)について、必要な取組(複数回答可)(n=47)



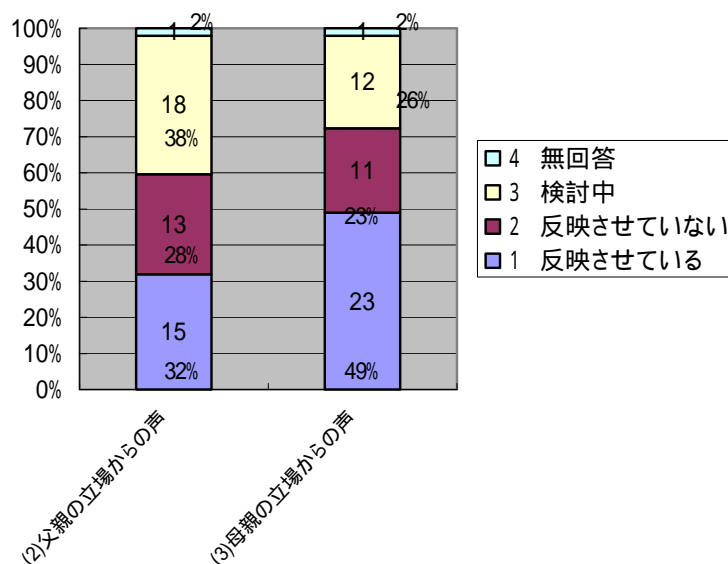
問 25 その他の内容

- ・ トイレの充実(女性トイレへの男児用小便器設置、荷物棚)。
- ・ イベント等における託児サービス。
- ・ 文化ホール等への母子室の設置。
- ・ 「福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者、障害者等にとってやさしいまちが全ての人にやさしいまちであるという認識に立ち、施設所有者等に整備基準への適合努力義務を課している。
- ・ 授乳室。
- ・ 公共交通機関のバリアフリー化(低床バスなど)。

(2)(3) 計画策定や公共施設整備等における父親・母親の声の反映

● 父親の声は約3分の1(32%)、母親の声は半数弱(49%)反映させている。

図 66 : 問 25(2)(3) 計画策定や公共施設整備等において、父親・母親の立場からの声を反映させているか(n=47)



問 25(2)(3) 特徴的な取組

父親の立場から

- ・ 子どもの高さに合った手洗い場。
- ・ 複数の高さの水道栓を有する公園の水のみ場。
- ・ 男子トイレブース内にベビーキープ設置。
- ・ 父親・母親と特に区別してはいないが、子育て中の家庭からの意見を反映させており、多目的トイレにおむつ台等を設置している。
- ・ 県福祉のまちづくり条例の施行規則において、男性トイレに乳幼児用のイスやおむつ替えベッドなどについての整備基準を盛り込む予定。(平成17年1月1日施行予定)
- ・ 車いす使用者用トイレを多目的トイレとし、ベビーベッド等の設置を行っている。(男女兼用)
- ・ 子ども達が健やかに生まれ育つことができる社会環境の整備推進についてバリアフリー条例の「施策の基本方針」として明記
- ・ トイレにベビーベット等の設置や一定規模以上の施設に授乳所を設けること等について整備基準、配慮事項として定めている。
- ・ ユニバーサルデザインの観点から施設設備を行っているため、例えば段差の解消や、ファミリートイレの設置など、父親のみの意見だけでなく、全ての人が利用しやすい施設整備を行っている。
- ・ 父親、母親の区別なく、ワークショップなどを開き、広く住民の意見を反映させている事例がある。
- ・ ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(県策定)に多機能トイレの整備の他、男性トイレ内にベビーシートやベビーキーパーの設置を推奨。県やさしいまちづくり条例の整備基準に乳幼児設備の設置を追加。

母親の立場から

- ・ ベビーカーでも振動が少ないように歩道を改修。
- ・ 駅舎内をベビーカーでも自由に移動できるようエレベーターを設置。
- ・ 子どもから見えにくいバス時刻表の改善。
- ・ 休憩室への子ども同伴スペースの設置。
- ・ 乗り降りしやすいバス乗降場。
- ・ ユニバーサルデザイン推進隊。

- ・ 「ひとにやさしいまちづくり」を推進する取り組みの一つとして、点検調査と改善提言を行う「ユニバーサルデザイン推進隊」を設置している。その活動の中で、子育て支援関連設備についても主要な調査項目に位置付けている。
- ・ 授乳室の設置、託児サービス付講習会等の開催。
- ・ 公共的施設における授乳室、ベビーベッド、幼児用遊び場等の条例での設置規定の制定。
- ・ 県庁舎内に「こどもルーム」を設置（県庁舎で開かれる催事の際は託児室として使用。それ以外の際は、子ども連れの方に広く開放）
- ・ 県福祉のまちづくり条例の施行規則において、ベビーカーごと利用できる多機能トイレや2,000㎡以上の建築物などに授乳場所を整備する旨の整備基準を盛り込む予定。（平成17年1月1日施行予定）
- ・ 病気の子どもを預かる施設の整備（H16から取り組み）
- ・ ユニバーサルデザインの観点から施設設備を行っているため、例えば段差の解消や、ファミリートイレの設置など、母親のみの意見だけでなく、全ての人が利用しやすい施設整備を行っている。
- ・ 県営公園の多目的トイレにベビーベッドを設置。
- ・ 県営住宅に社会福祉施設を併設。
- ・ 父親、母親の区別なく、ワークショップなどを開き、広く住民の意見を反映させている事例がある。
- ・ 授乳室の整備を一定規模以上の医療施設、図書館、体育館等に義務付けている。（福祉のまちづくり条例）
- ・ 民間大型商業施設の建設に際し、利用者との意見交換を実施し、要望のあった託児所を整備してもらった。また、既存県有建物のUD評価を実施し、授乳室等がない場合には空室利用等ソフト的対応の検討を依頼している。
- ・ いきいき子育てサロン活動の促進。宅幼老所の整備促進。

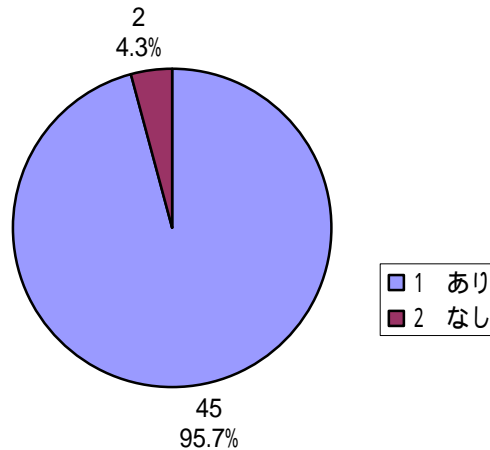
. その他

26 . 都道府県内の横断的な庁内組織体制について

(1) 少子化対策や次世代育成支援に関係する横断的な庁内推進体制

- ほとんど(95.7%)が、横断的な推進体制をとっている。

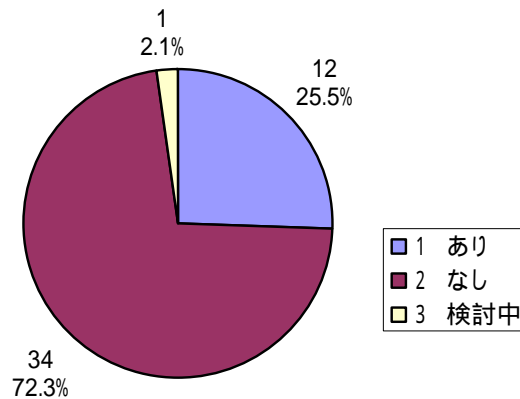
図 67 : 問 26(1) 少子化対策や次世代育成支援に関係する横断的な庁内推進体制 (n=47)



(2) 特に幼稚園と保育所(教育と福祉)の分野で、幼保一体化を念頭においた横断的な庁内組織

- 幼保一体化を念頭においた横断的な体制をとっているのは、約4分の1(25.5%)である。

図 68 : 問 26(2) 幼保一体化を念頭においた横断的な庁内組織 (n=47)



具体的な組織名

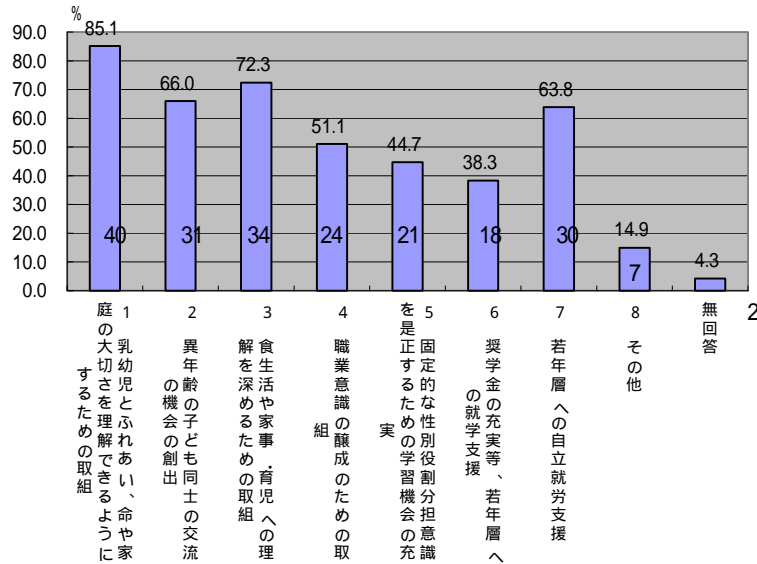
- 保育所と幼稚園の連携に関する連絡会議(構成:保育所、公立・私立幼稚園所管課)
- 幼児教育振興ワーキング会議
- 幼稚園及び保育所に関する連絡会議
- 幼保一元化推進会議(構成:知事公室人づくり推進室、福祉局、教育委員会)
- 幼児教育連絡協議会
- 幼保一元化研究会
- 幼保連絡調整会議(担当レベルの調整を図る組織)
- 少子化対策推進本部本部会(部長会)、同幹事会(担当課室長)
- 庁内連携チーム(担当班長レベル)
- こども課(保育所担当と幼稚園担当を一元化)
- こども支援課(幼保施策を一元化)
- 教育庁 幼保推進課

27. 子育ての環境整備とともに、労働市場や地域社会の問題も含めて、より幅広い視点から検討会や諮問機関等で課題・論点等があがっているもの

(1) A群：次世代（子ども・若年層）に対して

- 乳幼児とふれあい、命や家庭の大切さを理解できるようにするための取組(85.1%)、食生活や家事・育児への理解を深めるための取組(72.3%)、異年齢の子ども同士の交流の創出(66.0%)の順である。

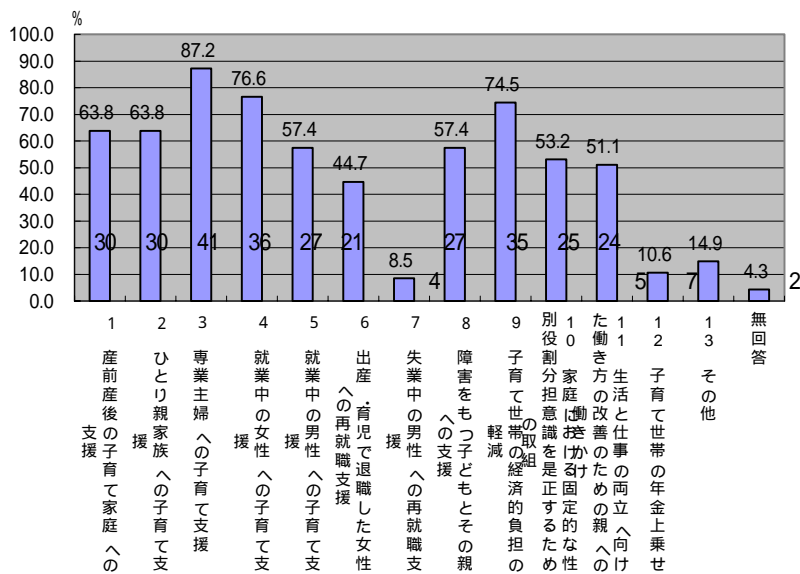
図 69：問 27(1) A群：次世代（子ども・若年層）に対して（複数回答可）(n=47)



(2) B群：子育て家庭に対して

- 専業主婦への子育て支援(87.2%)、就業中の女性への子育て支援(76.6%)、子育て世帯の経済的負担の軽減(74.5%)の順である。

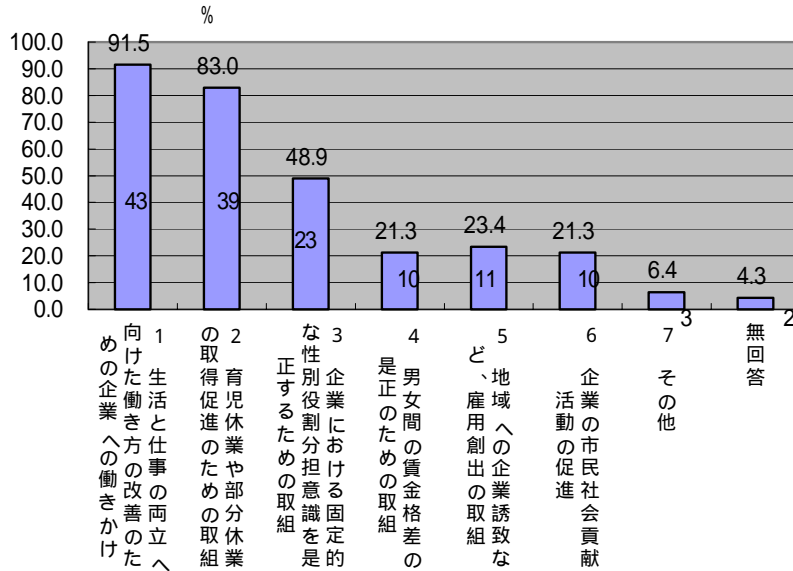
図 70：問 27(2) B群：子育て家庭に対して（複数回答可）(n=47)



(3) C群：企業に対して

- 生活と仕事の両立へ向けた働き方の改善のための企業への働きかけ(91.5%)、育児休業や部分休業の取得促進のための取組(83.0%)、企業における固定的な性別役割分担意識を是正するための取組(48.9%)の順である。

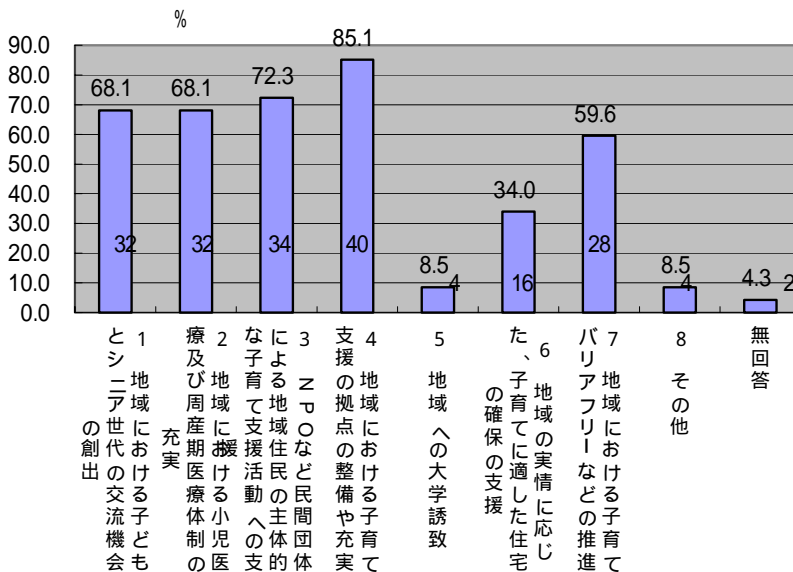
図 71：問 27(3) C群：企業に対して（複数回答可）(n=47)



(4) D群：地域社会において

- 地域における子育て支援の拠点の整備や充実(85.1%)、NPO など民間団体による地域住民の主体的な子育て支援活動への支援(72.3%)、地域における子どもとシニア世代の交流機会の創出(68.1%)、地域における小児医療及び周産期医療体制の充実の順である。

図 72：問 27(4) D群：地域社会において（複数回答可）(n=47)

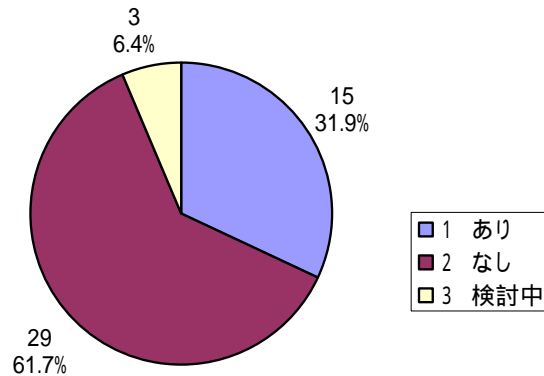


28. 次世代育成支援全般について

(1) 次世代育成支援全般について、特徴的な取組

- 特徴的な取組があるのは約3割(31.9%)である一方で、ないのは約6割(61.7%)と2倍になっている。

図73：問28(1) 次世代育成支援全般について、特徴的な取組があるか(n=47)



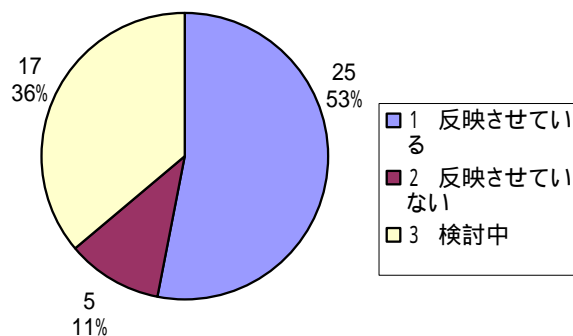
問28(1) 具体的な内容

- ・ 「子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例(仮称)」の制定への取組み。
- ・ ファミリーサポートセンターを設置できない小規模市町村を対象とした県単事業の実施。
- ・ 保健福祉部と教育委員会が連携し、幼保一体施設の整備に関して市に対し支援を実施。
- ・ 心に問題を抱える子ども対策として「子どもメンタルクリニック事業」や「子どもデイケア事業」などの児童精神科医療面からのアプローチ。
- ・ 小学校の少人数学級編制、認可保育所・認可外保育所・放課後児童クラブ・地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンターへの県単独の補助制度、市町村の少子化対策に係る助成制度、地域の子育て支援を推進するためのコーディネーター配置及び子育て支援ボランティアの養成講座開催。
- ・ 若者の出会い・結婚対策(パーティーの開催)。
- ・ 県政の目標として掲げ、直接的な支援策のみならず、自然環境や景観、食、住環境、治安などで総合的に次世代対策支援に取り組んでいる(例えば、動物ふれあい事業等)。
- ・ 子育て応援団の設置、パパ早く帰ろうキャンペーンの実施、次世代育成ニュースの発行、県のホームページ上に「おやし子育て大学」開設。
- ・ 地域におけるニーズとサービスのコーディネート、相談、権利擁護の3つの機能を果たす「中核地域生活支援センター」の全県展開。
- ・ まちの子育てひろば、子育て地域協働プロジェクトの推進等。
- ・ 民間による「子育てサロン」の全県展開(民間助成事業)。
- ・ 子育て県民運動の展開。
- ・ 県ホームページ内において、子育て支援サイトを県とNPO法人が共同して運営。
- ・ 育児の社会的支援等の総合的なシステム(育児保険等)構築の実現に向けた検討を各県と協力して進め、今秋までに最終とりまとめを行い、政府予算提案等を通じて、国に働きかけていく。
- ・ 地域における子育て支援推進事業(子育て応援団推進事業、子育て支援コーディネーター養成講座等)。
- ・ 母親の心のケア推進事業(産後の母親の不安を早期に把握し、適切なフォローを実施)を実施。
- ・ 近隣県で作っている「育児費用の社会的支援に関する研究会」において研究中。

(2) 次世代育成支援の政策立案の過程：次世代(子ども、若者)の声の反映

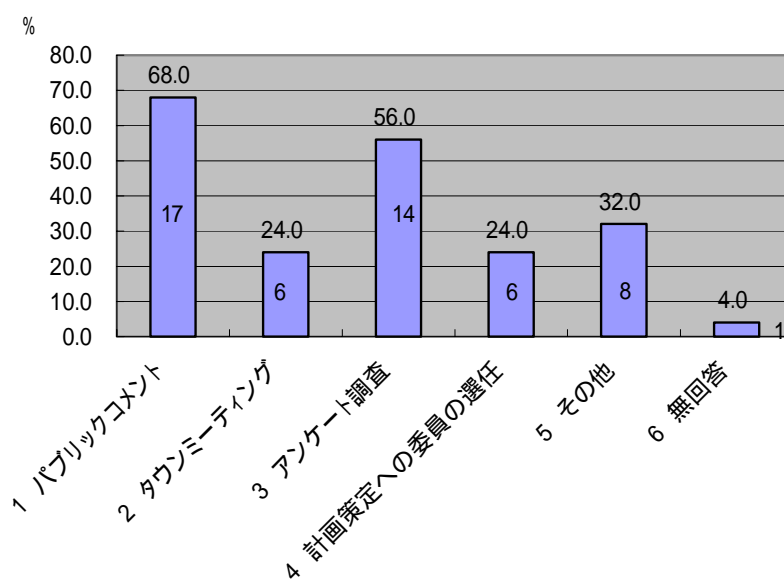
- 過半数(53%)が反映させており、パブリックコメント(36.2%)、アンケート調査(29.8%)の順である。

図 74：問 28(2) 次世代育成支援の政策立案の過程で、次世代(子ども・若者)の声を反映させているか (n=47)



ア 反映させる手段

図 75：問 28(2)ア 反映させる手段(複数回答可)(n=25)



問 28(2)ア その他の内容

- ・ 意見募集、県民フォーラム(小学生から参加)。
- ・ 計画策定の会議への出席。
- ・ アイデア募集の優秀作品(子育てマップ作成に対する助成制度)を施策化した。
- ・ 子どもフォーラムでの子ども、若者の意見。
- ・ 若者対象の意見交換会の実施、少子化をテーマにした知事広聴会への高校生の参画。
- ・ 意見募集の公募。
- ・ 学生との意見交換の実施。

イ 反映させた結果、特徴的な取組

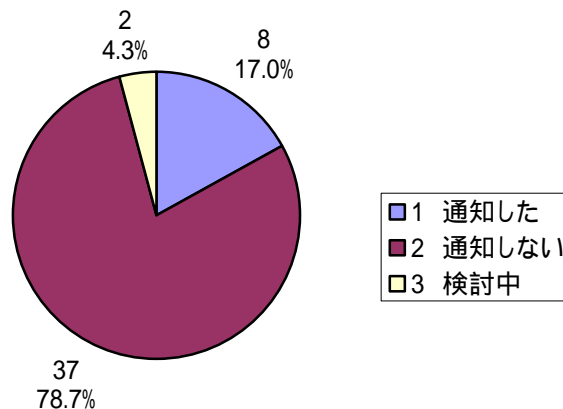
問28(2)イ その他の内容

- ・ 子どもを生き育てやすい環境づくりアイデア募集。
- ・ 子どもフォーラムを8月に開催し、今後、政策立案の過程で反映させる。

(3) 市町村に対する、都道府県からの策定指針の通知

- 8割近く(78.7%)が通知していない一方で、2割弱(17.0%)が通知している。

図76：問28(3) 都道府県としても策定指針を市町村に通知したか (n=47)



問28(3) 通知した理由

- ・ 県行動計画の方向性を示し、市町村行動計画策定の参考とし、整合性を図ってもらうため。
- ・ 県と市町村が連携を図り少子化対策の推進に取り組むため。
- ・ 市町村の行動計画を積み上げて、県の行動計画を策定することから、県の考え方を市町村へあらかじめ示しておく必要があったため。
- ・ 県の施策の趣旨を踏まえて市町村に行動計画を策定してもらうため。
- ・ 国の指針の内容について、より具体的な情報提供を行うため。
- ・ 県としての策定指針とは異なるかもしれないが、市町村の計画策定への技術的支援は県の役割と認識しており、策定の手引き書を作成し、市町村に周知した。
- ・ 平成16年9月末までに国に報告すること求められている「特定14事業に係る目標事業量」の算定に当たり、各市町村がその算定に苦慮していることから、県としての算定の目安を示した。

問28(3) 通知しなかった理由

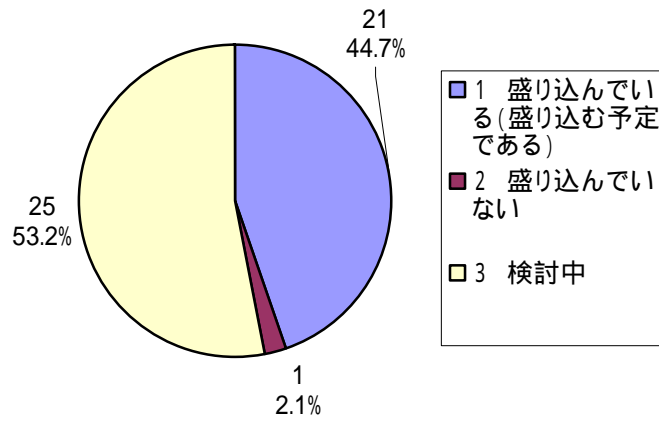
- ・ 本来、計画は自治体の実態に即して策定するのが理想の姿であり、県がモデル的なものを示すことについては類似の内容を誘導しかねないという危険性ははらむものであるから。
- ・ 計画の策定については、市町村の判断が尊重されるべきであり、計画策定の考え方を県として示すことは適当でない。また、策定に関する方法など、事務的な部分については必要に応じて連絡会議等を開催して対応している。
- ・ 国の示す行動計画策定指針が非常に広い範囲をカバーしているとともに、地域の実情に即した具体的な取組等については市町村の主体性にまかせるべきと考えるため。
- ・ 市町村の自主性を重視。
- ・ 各市町村の独自性及び自主性を尊重すべきと考えるため。

- ・ 国が行動計画策定指針を示しており、他に県独自の指針を策定する必要はないと考えられるため。また、市町村の主体性・独自性をできるだけ損なわないようにするため。
- ・ 国が示した指針がある上に、さらに県の指針を作成すれば市町村が混乱する恐れがある。市町村計画の自主性が失われる恐れがある。
- ・ 各市町村には地域差や行政サービスの差があり、県が一律的に指針を示すよりも各市町村の自主性を尊重するとともに、各市町村が横並びの計画を作るのではなく、独自性のある計画策定することが望ましい。
- ・ 今回は、住民に対するニーズ調査を行うことが前提となっており、ニーズ調査結果を活かし、市町村の地域特性に応じた計画を策定することを優先させるため。
- ・ 目標数値の設定に関して調整は必要であるが、あとは市町村の判断に委ねる。
- ・ 市町村行動計画の策定手順については、「策定指針」、「留意事項」、「策定の手引き」により具体的に示されているため。
- ・ 国の行動計画指針は必要事項が十分に網羅されていること、及び市町村ではそれぞれの実情に基づき、住民の意見を聞きながら策定するものであることからの理由から。
- ・ 国の示す指針で十分であるため。
- ・ 国の指針において、市町村及び都道府県行動計画の内容に関する事項について網羅的に示されており、また、市町村が実施するニーズ調査のモデル調査票についても具体的に示されているため。
- ・ 国の指針が詳細である。またスケジュール的に余裕がない。
- ・ 国の策定指針に基本的な考え方が概ね示されており、県独自の考え方の部分については県計画案を各市町に示すことで対応できると考えているため。
- ・ 国からの指針が示されており、それを都道府県及び市町村が自主的に選択・アレンジするものであり、県から改めて通知する必要がないため。
- ・ 一般的事項は国の策定指針に網羅されており、市町村ごとの個別具体的な事項はあらかじめ指針として示すことが困難である。個別具体的な事項は、市町村説明会での質疑応答の他、1対1の協議で問題解決に当たる手法の方が適しているため。
- ・ 国が示している以上、改めて策定する必要はない。
- ・ 国が示した行動計画策定指針があれば、あえて県が行動指針を示さなくても市町村における策定事務に支障はないと考えたため。
- ・ 国の示した県行動計画策定指針に基づき県行動計画を策定することとしており、市町村に対して県の策定指針を示すことは考えていない。
- ・ 市町村は、法第8条により国の定める行動計画策定指針に即して策定することとなっていること、及び県は「次世代育成支援対策推進法」第10条で市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助に努めるものとするとなっていることによる。
- ・ 時間的余裕なく、検討できていない。担当が一人であり、多くの業務分担を抱えており、次世代育成支援対策行動計画の業務に専念できる状況にないため、全庁的な対応をまとめる時間も検討もできない状況にある。
- ・ 策定の時期が、市町村とほぼ同じであったため、加えては通知できなかった。
- ・ 県の策定指針としては通知をしていないが、策定に当たっての考え方等については、市町村説明会を随時開催し、情報提供している。
- ・ H15年度に説明会を開催し、H16年度は市町村との連絡会を開催予定。
- ・ 行動計画策定に当たり、県独自の策定指針（人口減少社会を前提とした施策）は存在するが、市町村からのニーズ等を吸い上げて策定する性格のものではないため、特段市町村への通知は必要がないと思われるから。
- ・ 市町村説明会において、市町村および都道府県の行動計画策定指針について説明をしており、県の独自の指針は特に必要性がないため。
- ・ 県行動計画の策定において、市町村行動計画との整合性を図る等の観点から、「市町村行動計画策定にあたって、市町村に踏まえていただきたい事項」を提示することとしている。
- ・ 文書としては通知していないが、説明会や地域ごとの情報交換会を開催した中で、ニーズ調査や地域における実情等に応じた計画策定をしていただくようお願いをしている。
- ・ ガイドラインを作成することにより県計画との整合性を図り、地域の実情に応じて検討を加え、より効果的な施策を講じることを目的とした。

(4)「少子化社会対策大綱」の「重点課題に取り組むための28の行動」

● 半数近く(45%)が盛り込んでいる一方で、過半数(53%)は検討中である。

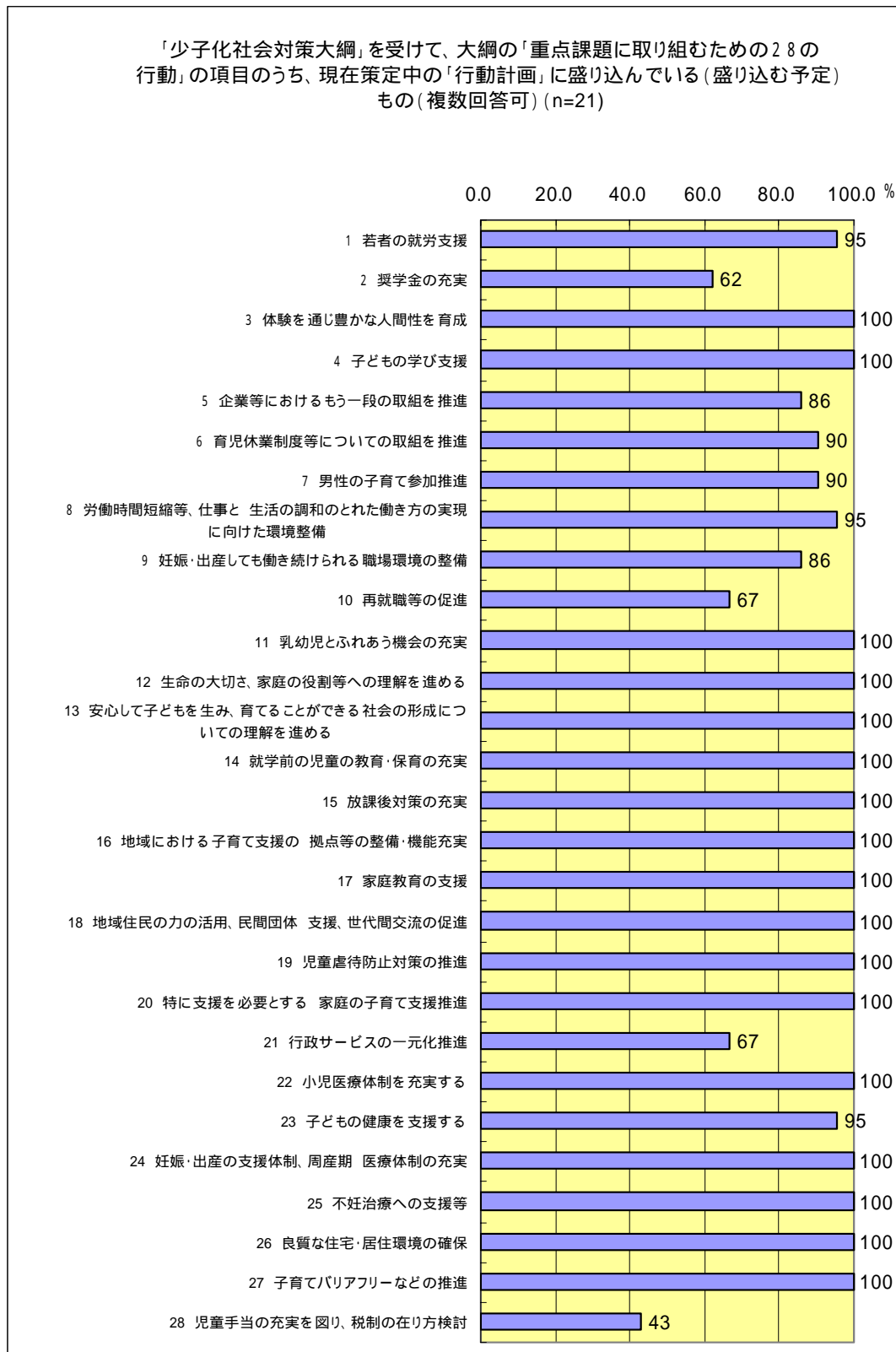
図 77 : 問 28(4) 「少子化社会対策大綱」を受けて、大綱の「重点課題に取り組むための28の行動」として示されている内容を、現在策定中の「行動計画」に盛り込んでいるか (n=47)



ア 以下、「28の行動」の項目のうち、盛り込んでいるもの

- 児童手当の充実を図り、税制の在り方検討(43%)、奨学金の充実(62%)、再就職等の促進(67%)、行政サービスの一元化の推進(67%)が低い。

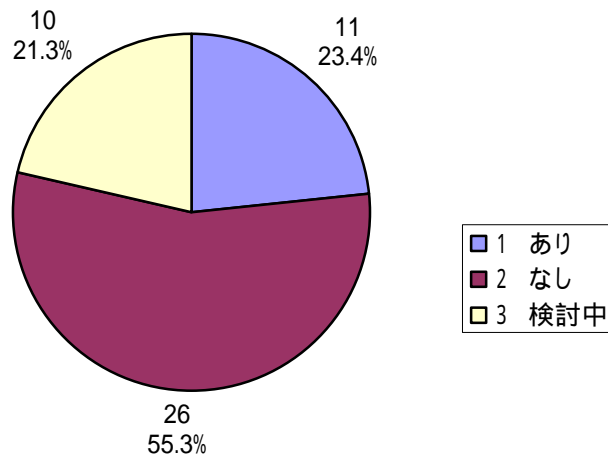
図 78 : 問 28(4)ア 「28の行動」の項目のうち、盛り込んでいるもの(複数回答可)(n=21)



(5) 幼稚園や保育所の保護者負担について、今後の方針

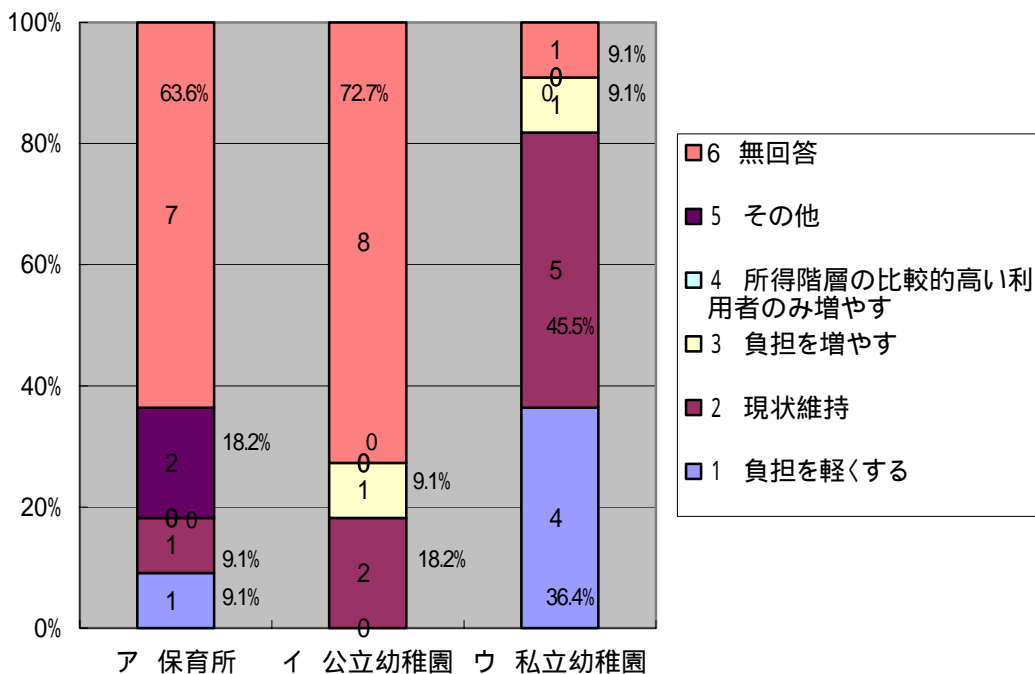
- 過半数(55.3%)がない一方で、約4分の1(23.4%)があるが、そのうち負担を軽くするのは保育所1割(10%)、私立幼稚園4割(40%)である。

図 79 : 問 28(5)幼稚園や保育所の保護者負担について、今後の対応に関する方針等(n=47)



具体的な方針の内容

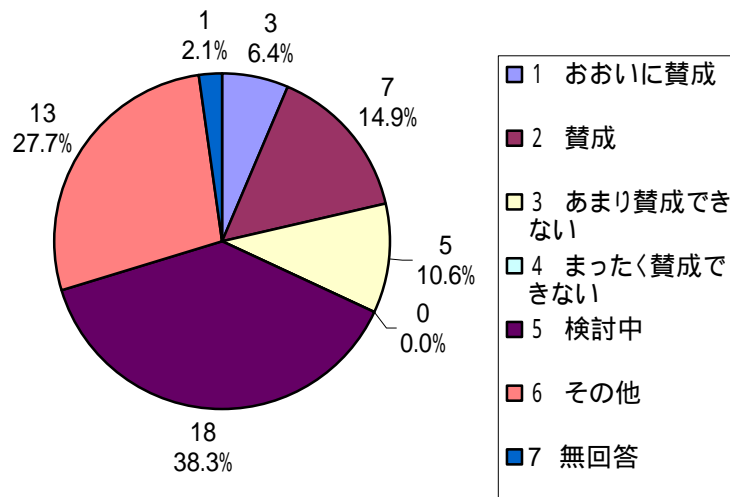
図 80 : 問 28(5)ア 具体的な方針の中身(n=11)



29 . 介護保険の育児版いわゆる育児保険構想

- おおいに賛成(6.4%)、賛成(14.9%)、併せて2割強(21.3%)である。その一方で、あまり賛成できないのは1割(10.6%)、検討中が約4割(38.3%)、その他が約3割(27.7%)となっている。
- 具体的な意見から、まだ制度の具体的な内容が検討できていないため、はっきりとしたスタンスを示すことができない状況が示されている。

図 81 : 問 29 次世代育成支援対策を進める上での財源確保に関して、介護保険の育児版いわゆる育児保険構想について (n=47)



問 29 その他の内容

- ・ 九州山口地方知事会において研究会を設置し検討中。
- ・ 財源確保の必要性があり、育児保険もそのための選択肢の1つとは考える。
- ・ 少子化対策に向けられる財源が多くなることについては賛成であるが、制度として適当かは議論不足と考える。
- ・ 保険制度のあり方など、さらに議論を深める必要があると考える。
- ・ 構想が具体化した段階で検討を行う。
- ・ 次世代育成支援対策を効果的に進めていく上で、子育て支援に対する税財源の比率を拡大し、子育て家庭の経済的負担を軽減することは重要な課題であると認識している。ただし、いわゆる育児保険構想については、詳細が明らかになっておらず、現状では判断しかねる。
- ・ 国の検討状況を見まもり、構想が具体化した段階で判断したい。
- ・ 現時点では判断できない。
- ・ 特に検討していない。

30．次世代育成支援対策に関連した地方分権改革

- 地域の特性を生かした次世代育成支援策を実行する上で、財源確保や権限の見直し、規制緩和の必要性などが挙げられている。
- ・ 次世代育成支援のために計画されている地域行動計画の推進に当たって、地方公共団体が地域の創意工夫を活かした幅広い取組を着実かつ自立的に実施できるよう万全の措置を講じる必要がある。
- ・ 地域特性を生かした次世代育成支援対策が実現するよう、構造改革特区による規制緩和を全国的規模に拡大するよう、国に要望したい。
- ・ 地域の実情に応じた少子化対策を進めるためには、弾力的に執行できる財源が必要であり、より一層の地方への税源移譲が必要である。
- ・ 次世代育成支援対策は、保育、小児医療、母子寡婦対策、就労支援等幅広い行政分野にわたるが、それぞれの行政分野毎に、国と地方の役割分担を明確にすることが必要である。この役割分担を検討する際には、「何でも地方で実施する」という姿勢ではなく、現在地方が実施している事務であっても、国の直接執行事務とすることも検討すべきと考える。そして、その役割分担の結果、地方の権限と責任で実施すべき分野では、地方の一般財源（又は自主財源）事業を実施することを基本に、各都道府県・市町村が地域住民のニーズに応じた施策を実施するための財源確保のあり方を検討すべきである。
- ・ 国の施策は、全国的な平均像をベースにおいて、あるいは大都市スタンダードでの施策の組み立てがなされている場合が多い。しかし、子育て支援環境は都市部と地方では状況が異なっており、個々の地域の実情に合わせた施策が展開できるような組み立てが必要。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主に対する指導権限は、都道府県労働局が所管している。県、市町村、企業が取り組む行動計画が有機的に連携するためには、県所管とすべきである。
- ・ 保育サービスを各地域の実情に応じて柔軟に取り組むことができるよう、国における一層の規制緩和の拡大を要望する。
- ・ 公立保育所運営費が一般財源化されたが、これに見合う財源を確実に措置すること。
- ・ 児童施設に関する補助・負担金の見直しについては、保育等の質の低下を招かないようにされたい。
- ・ 家庭教育の充実については、行政だけではなく、企業やNPO等の民間団体の人材やノウハウを活用し、地域の実態にあった地域ぐるみの取組みが大切になってくる。

・ **終わりに：次世代育成の推進にあたって、国等への要望や提言**

- そもそも、「少子化」という問題とは何かを根本から議論すること、地域の特性を生かした次世代育成支援策を実行する上で、財源確保や権限の見直し、規制緩和の必要性などが挙げられている。
- また、より一層の企業への働きかけが重要であり、企業や労働者の意識改革の重要性が示されている。

A県

- 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」が効果的かつ計画的に推進できるよう必要な財源の確保を図ること。
- 乳幼児医療費助成制度の創設や児童手当の拡充など、子育てに対する経済的負担軽減の一層の充実・強化を図ること。
- 保育所と幼稚園の一元化に向けた入所要件の緩和や、設置・運営基準の改正など、子育て家庭支援のための保育制度の一層の充実を図ること。
- 地域の子育てサークルや子育て支援グループなどの自主的な活動を支援する体制を一層充実するための適切な財政措置を講じること。

B県

1 「少子化」について

- 「少子化」については、ゆとりのある生活を取り戻すためにはむしろ歓迎すべきとの意見もあり、何が問題なのかを議論する必要がある。
 - ・ 現行の賦課形式をとる年金制度の維持という観点であれば、年金制度そのものを少子化社会に対応した制度とするよう議論すべきではないか。
 - ・ 労働力の確保という観点であれば、高齢者や女性の就業促進による効果と将来的なモデル試算等を示しながら議論すべきではないか。

2 少子化対策施策(予算)について

- 「理想の子ども数」が実現されない最大の原因は、教育費に係る経済的負担であるとされており、従前の保育所整備などの対策では不十分ではないか。
- 各都道府県、市区町村の次世代育成支援策の拡充が図られるよう、財源の確保・充実に要望する。
- 高齢者関係にシフトしている予算配分の現状を見直し、次世代育成対策に十分な予算措置を行うよう要望。

3 国の推進体制について

- 次世代育成支援対策を最優先の国策として推進するため、国の組織として財務・サービス提供・実施管理などの各部門を統括する体制を整備願いたい。

C県

- 少子化に歯止めをかけるため、国の次世代育成支援対策において、実効性のある少子化対策を推進するための基盤整備が進められているところであるが、長期にわたる経済不況の中で、子育てへの経済的負担の増大が少子化の進行をさらに加速させることが懸念されることから、子育て家庭に対する支援の充実・強化を図る必要がある。

D県

- 不妊に悩む夫婦への経済的支援として、特定不妊治療(対外受精及び顕微授精)に対する助成制度が16年度から創設されたが、健康保険制度への適用による不妊治療を受けやすくする環境づくりが必要と考える。
- 妊婦健診に係る費用は、健康保険対象外となり、自己負担となっているが、(交付税措置により2回分の受診券を市町村で交付)、健診費用の負担軽減を図るためにも健康保険の適用も検討すべき。
- 「地域行動計画策定に関するQ&A」において、「どの企業が一般事業主行動計画の策定を義務づけられるか等の個別企業の情報の提供は困難」とされている。行動計画策定指針では、地方公共団体と一般事業主は密接な連携を図

ることが必要とされており、策定義務のある企業がどこか等の情報は企業に対する啓発等を行ううえで欠かせないものであるため、情報の提供をお願いしたい。

- 保育所児童のみが、手厚い支援(処遇、経済的支援)を受けている。次代を担う子どもの育成支援という広い観点から、幼稚園、認可外保育施設等どこに入所しても等しい支援が得られるよう検討すべき。
- 認可外保育施設が、社会福祉事業と認められず、消費税課税対象となっていることに対し、保護者の経済的負担軽減の観点からも早急に検討してほしい。
- 若者の雇用安定対策を緊急に行うべきであり、若者が望む道に自由に進めるよう各般関連して検討すべきである。

E 県

- 多様な子育てニーズに対応するため、保育所の多機能化を一層促進するために必要な財源を確保すること。
- 国民が等しくサービスが享受できる現物給付方式による「乳幼児医療費助成制度」を創設すること。
- 発達障害児の早期発見を図るための相談や健診に係る制度の創設又は財政支援措置の導入を図ること。
- 市町村が児童相談等を迅速・的確に行えるよう、体制の整備・充実のための支援を図ること。
- 育児休業を取得しやすい職場環境づくりと男性の積極的子育て参加の促進策として、育児休業を一定期間父親に割り当てる「パパ・クォータ制」の導入や、母親の産後8週の間父親を一定期間強制的に休ませる制度を創設すること。

F 県

- 乳幼児やひとり親家庭等に対する医療費助成事業は、乳幼児やひとり親家庭等の健康の増進と経済的・精神的負担の軽減に寄与するとともに、安心して生活できる環境づくりを進める上で、その意義は大きく、既に全国で実施されているところであるが、各都道府県や市町村ごとに対象者や利用方法などが異なっている状況にある。このため、全国的な取組が必要であり、国において公費負担医療制度を創設することが必要である。

G 県

- 三位一体改革により国庫補助負担金の廃止・縮減を行う場合は、削減対象額の全額を税源委譲により確保するよう要望する。

H 県

- 諸外国に比べて保護者負担が重い。

I 県

- 国立社会保障・人口問題研究所の「第12回出生動向基本調査」では、女性が結婚相手の条件として「家事・育児に対する能力や姿勢」を重視するというのが、ほぼ6割に達している。一方、内閣府の「男女共同参画に関する世論調査」の「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、男性平均で51.3%と過半数を超えている状況である。国では、今後とも男女共同参画社会の実現に向けて、なお、一層の啓発事業とそれに関する法整備を強力に推し進めていただくよう要望する。
- 社会福祉施設整備の国庫補助について見通しが検討されているが、代替財源が確保されるよう検討されたい。
- 県及び市町村行動計画に盛り込まれた事業については、その財源確保をお願いしたい。
- 企業の計画づくり、意識改革を特に中小企業に対して強力に進めてほしい。

J 県

- 乳幼児医療費の窓口無料化など「現物給付」方式による公費負担制度の確立。
- 児童虐待相談業務における児童相談所と市町村との業務の明確化。
- 放課後児童クラブ補助金の1クラブ単価の増額。
- 企業への働き方の改善に対する推進強化。
- 市町村が各事業を円滑に執行できるための予算枠の確保。

K 県

- 次世代育成支援は国の基本政策であることから、国を挙げて次世代育成支援に取り組む必要があり、特に国民からも要望が多い子育て期にかかる教育費、医療費等の経済的支援については、国の責務において対処されるべきである。
- また、少子化を助長している晩婚化については、若者の将来に対する不安感が要因として考えられるため、国において効果的な経済対策及び雇用対策を展開し、雇用創出の取組を進める必要がある。
- さらに、仕事と家庭の両立が図られるような働き方の見直しを進めるために、国を挙げて、企業及び労働者の意識改革に取り組む必要がある。

L 県

- 地域行動計画の着実な推進を図るための財源措置等。
 - ・地方公共団体に対する財源移譲等財源措置の充実。
 - ・省庁間の施策調整等の推進。
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定等への積極的な支援。
- 親と子の健康と安全の確保
 - ・小児医療の充実・強化(医療報酬制度の改善、「小児救急医療支援事業」の補助基準単価の増額及び「小児救急医療拠点病院事業」における拠点病院から小児科医が不足する医療圏への小児科医派遣メニューの追加)。
 - ・病後児保育(乳幼児健康支援一時預り事業)に対する助成制度の充実。
 - ・児童虐待をする保護者の心理ケアを円滑に行うための保健所等を中心としたケアシステムの構築。
 - ・児童相談所の被虐待児へのカウンセリング強化のため心理判定員の配置基準設定。
 - ・乳児院及び児童養護施設の職員配置基準の見直し。
 - ・里親手当の増額などによる里親の経済的負担の軽減及びメンタルケアの拡充。
- 子どもが健やかに育つ環境の整備・充実
 - ・放課後児童クラブ活動への助成の一層の充実(余裕教室活用推進事業の対象拡大、補助基準単価を専任指導員2人配置に改善、障害児受入全クラブへ加算措置、土日祝日開設加算の対象拡大)。
 - ・盲・聾・養護学校へ通学する障害のある児童専用の放課後児童クラブの設立。
- 多様な保育サービスの充実
 - ・保育所等だけでなく幼稚園を含めた就学前児童の総合的な保育・教育体制の確立。
 - ・保育所の耐震化促進のための制度の充実。
 - ・待機児童解消に向けた保育所施設整備に必要な予算の確保。
 - ・保育所の職員配置基準及び事務職員雇用費の改善。
 - ・特別保育事業の拡充(乳児保育促進事業、保育所地域活動、障害児保育事業)。
 - ・事業所内保育施設の設置、運営等に対する助成制度の充実。
 - ・認可外保育施設が実施する地域の子育て支援事業に対する支援制度の創設。
 - ・家庭的保育等事業の制度の一層の充実(家庭的保育支援事業実施要件の撤廃、保護者負担基準額の7段階への細分化等)。
 - ・保育所における施設外調理の容認。
- 家庭での子育てを支援する体制の充実
 - ・主任児童委員の抜本的な待遇改善。
 - ・子育て家庭の経済的負担の軽減(乳幼児の医療費の負担軽減、乳幼児医療費の現物給付に係る国民健康保健医療給付費負担額増減の廃止、児童扶養手当の拡充と市町村に対する地方交付税の算定方法の見直し、多子世帯における保育料の減免措置の拡充、教育費の保護者負担軽減のための私立学校経常費助成に係る財源措置全体の一層の充実、子育て家庭に対する税制上の優遇措置並びに健康保険料及び年金保険料の減免)。
- 男女がともに子育てに関わることができる就労環境の整備
 - ・次世代育成支援対策推進法の趣旨や内容、関連する制度について、企業に対する周知の徹底。

- ・ 短時間勤務制度やパート、派遣労働等、子育てと両立しやすい就業形態について、働きに見合った適正な処遇や雇用補償の制度確立と企業に対する指導・援助。
- ・ 職場優先の意識の改革や労働時間制度等の弾力的運用の促進。

M県

- 次世代育成支援は国の基本政策として進められるものであり、地方公共団体が各種施策を実施するための財源措置が国において十分なされる必要があると考える。

N県

- 現行施策を再構築するだけでは不十分である。市町村のニーズ調査も踏まえて詳細な分析を行い国全体の施策を検討する必要がある。
- 福祉や教育分野のみならず、産業界をはじめ国全体の課題であるので、国の関係省庁がよく連携されたい。
- 一都道府県で解決できる課題ではないので、国において制度の充実、国民の意識変革等に努められたい。

O県

- 子育て家庭の経済的負担の軽減や働き方の見直しなどについて、全国知事会男女共同参画研究会の研究結果を踏まえて、共同して国へ提言していくべきと考えている。

P県

- 平成16年7月国へ「少子化総合対策の推進について」を提案。

Q県

- 次世代育成支援を社会全体の問題として考え、子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境づくりを進めるため、意識啓発をさらに推進すること。

R県

- 待機児ゼロに向けての保育所の増設、延長保育や一時保育等の特別保育の実施など、保育サービスの充実に必要な財源はしっかりと確保していただきたい。
- また、平成15年度から障害児保育が一般財源化されたが、発達障害のある子どもの保育も課題となる中で、身体障害や知的障害も含めて「育ち」に支援が必要な子どもの保育という観点から、新たに受入促進策を講ずる必要があるのではないか。
- 現在実施している国の委託事業の家庭教育支援総合推進事業は、様々な機会や親などが学習して学ぶよい機会である。市町や民間団体は地域の実態にあわせて積極的に取り組んでいるので、今後も継続して実施したい。
- 男性を含めた働き方の見直しや子育て中の従業員の労働条件の整備、父親の家庭教育への参画には、企業の積極的取り組みが不可欠であり、経済界全体でも主体的に少子化、子育て支援を考えて、取り組んでもらいたい。そのため、県レベルだけでなく、全国的なフォーラム等を企業も巻き込みあらゆるところで開催して欲しい。
- また、働き方の見直しや子育てにやさしい労働条件の整備に積極的な企業に何等かの優遇措置を講ずるなど、企業が取り組みやすい環境を整えるべきである。

S県

- 現在、地方自治体が策定に取り組んでいる行動計画は、当面の少子化対策の鍵となる重要な計画であり、その実効性を確保するために、国においては、住民が必要とするサービス量の実現が図られるようは、必要な財政的措置を図られたい。

T県

- 子どもたちを取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、都市化の進展、児童虐待の増加等により大きく変化している。このような中で、21世紀を担うたくましい心豊かな子どもを育てることは国民的課題であり、責務でもあったと考えられる。
- このため本県においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、本年度、「行動計画を策定し、本県の実情を踏まえた子育て支援策を積極的に推進することとしている。

- ついては、国や地方自治体はもとより、企業・職場や地域社会などが子育て支援のための取組を積極的に行う「子育て支援社会」の構築を進めるため、財源の確保とともに、各種施策の充実強化を図る必要がある。

U県

- 国においては、各地方公共団体の行動計画の実施にあたり、必要な財源の確保等、積極的な支援をお願いしたい。

次世代育成支援対策推進のための調査（都道府県用）

都道府県名：_____

担当課（室）名：_____

担当者氏名：_____

電話：_____

FAX：_____

E-mail：_____

記入要領

- （１） 調査基準日は原則として、平成 16 年 4 月 1 日で記入して下さい。
- （２） 有無については、該当するものに 印をつけて下さい。
- （３） 指示に従い必要事項を記入して下さい。「その他」と回答した場合は具体的に記入して下さい。
- （４） 割合（％）は小数点以下第 1 位（第 2 位以下四捨五入）まで記入して下さい。
- （５） 数値等を公開できない項目がある場合には、該当項目の欄外等に理由を記入して下さい。
- （６） 数値は、中核市・政令市を含んだものを記入して下さい。

若者の自立とたくましい子どもの育ちについて

問1 都道府県として、若年層の就業実態を把握するための調査(調査の一項目として行ったものも含みます。)を行っていますか。

- 1 あり 2 なし 3 検討中

↓ (「1 あり」とお答えの場合) 調査概要がわかる文書を添付して下さい。

問2 若者の自立就労支援について、都道府県として何か事業を行っていますか。

- 1 行っている 2 行っていない 3 検討中

↓ (「1 行っている」とお答えの場合)

(1) 事業の有無と事業名をご記入下さい。

	実施の有無	事業名
1 就労相談	1 あり 2 なし	
2 職業紹介	1 あり 2 なし	
3 職業訓練	1 あり 2 なし	
4 定着支援	1 あり 2 なし	
5 若者対象の起業支援	1 あり 2 なし	
6 訓練手当の給付	1 あり 2 なし	
7 ジョブカフェの設置	1 あり 2 なし	
8 職業意識の醸成 (セミナー等広報事業の開催)	1 あり 2 なし	
9 その他(具体的に記入)		

(2) (「1 行っている」とお答えの場合) 事業の継続、充実にとって障害となることは何ですか(1つに)、また、「2 行っていない」「3 検討中」とお答えの場合、最も大きな理由は何ですか(1つに)

- 1 そもそも労働行政は国が主導する業務である
- 2 都道府県として必要は感じるが、その権限・業務に関する法的位置づけが弱い
- 3 財源や実施体制に限界がある
- 4 実態やニーズがつかめていない
- 5 その他(具体的に)

問3 都道府県独自の、高校・大学・専門学校等の学生への就学支援

	都道府県独自の就学支援制度の有無	制度名 具体的な制度の内容がわかる資料を添付して下さい。
(1) 公立高校生向け	1 あり 2 なし	
(2) 私立高校生向け	1 あり 2 なし	
(3) 専門学校生向け	1 あり 2 なし	
(4) 国公立大学向け	1 あり 2 なし	
(5) 私立大学向け	1 あり 2 なし	

問4 都道府県独自の、高校・大学・専門学校等の学生向けの、今後の就学支援制度の拡大について、以下の点について、対象別にお答え下さい。

対象	内容
(1) 公立 高校	<p>今後の就学支援制度の拡大について検討していることはありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1 あり 2 なし 3 検討中</p> <p>↓(「1 あり」とお答えの場合)それはどのような内容ですか。</p> <p>ア 就学支援拡大の方向性 (1つに)。</p> <p>1 就学支援対象者の拡充(採用枠の拡大) 2 貸付金額の引き上げ 3 その他(具体的に)</p> <p>イ 就学支援拡大の方法 (1つに)</p> <p>1 学生への生活資金の現金貸与 2 学生への授業料の補助 3 学校への補助金</p> <p>4 その他(具体的に)</p>
(2) 私立 高校	<p>今後の就学支援制度の拡大について検討していることはありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1 あり 2 なし 3 検討中</p> <p>↓(「1 あり」とお答えの場合)それはどのような内容ですか。</p> <p>ア 就学支援拡大の方向性 (1つに)。</p> <p>1 就学支援対象者の拡充(採用枠の拡大) 2 貸付金額の引き上げ 3 その他(具体的に)</p> <p>イ 就学支援拡大の方法 (1つに)</p> <p>1 学生への生活資金の現金貸与 2 学生への授業料の補助 3 学校への補助金</p> <p>4 その他(具体的に)</p>
(3) 専門 学校	<p>今後の就学支援制度の拡大について検討していることはありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1 あり 2 なし 3 検討中</p> <p>↓(「1 あり」とお答えの場合)それはどのような内容ですか。</p> <p>ア 就学支援拡大の方向性 (1つに)。</p> <p>1 就学支援対象者の拡充(採用枠の拡大) 2 貸付金額の引き上げ 3 その他(具体的に)</p> <p>イ 就学支援拡大の方法 (1つに)</p> <p>1 学生への生活資金の現金貸与 2 学生への授業料の補助 3 学校への補助金</p> <p>4 その他(具体的に)</p>
(4) 国 公立 大学	<p>今後の就学支援制度の拡大について検討していることはありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1 あり 2 なし 3 検討中</p> <p>↓(「1 あり」とお答えの場合)それはどのような内容ですか。</p> <p>ア 就学支援拡大の方向性 (1つに)。</p> <p>1 就学支援対象者の拡充(採用枠の拡大) 2 貸付金額の引き上げ 3 その他(具体的に)</p> <p>イ 就学支援拡大の方法 (1つに)</p> <p>1 学生への生活資金の現金貸与 2 学生への授業料の補助 3 学校への補助金</p> <p>4 その他(具体的に)</p>
(5) 私立 大学	<p>今後の就学支援制度の拡大について検討していることはありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1 あり 2 なし 3 検討中</p> <p>↓(「1 あり」とお答えの場合)それはどのような内容ですか。</p> <p>ア 就学支援拡大の方向性 (1つに)。</p> <p>1 就学支援対象者の拡充(採用枠の拡大) 2 貸付金額の引き上げ 3 その他(具体的に)</p> <p>イ 就学支援拡大の方法 (1つに)</p> <p>1 学生への生活資金の現金貸与 2 学生への授業料の補助 3 学校への補助金</p> <p>4 その他(具体的に)</p>

(6)今後、就学支援制度を充実していく際、国への要望等がありましたらご記入下さい

6 労働組合との連携	a・b・c・d
7 地方労働局との共同事業の実施	a・b・c・d
8 その他（具体的に）	a・b・c・d

イ 都道府県の担当の部署と担当者数についてご記入下さい。

- ・担当部署の名称（部、課、班、係名）()
 ・担当者数（専任 名、他業務との兼務 名）

(4)(3)で(「1 行っている」とお答えの場合)、事業の継続、充実にとって障害となることは何ですか。また、「2 行っていない」「3 検討中」とお答えの場合、最も大きな理由は何ですか(1つに)

- 1 そもそも労働行政は国が主導する業務だから
- 2 都道府県として必要は感じるが、その権限・業務に関する法的位置づけが弱いから
- 3 財源や実施体制に限界があるから
- 4 実態やニーズがつかめていないから
- 5 その他（具体的に）

(5)ファミリーフレンドリー企業に対する表彰もしくは支援策など、都道府県独自の制度がありますか。

- 1 あり 2 なし 3 検討中

(「1 あり」とお答えの場合)

具体的な内容をお聞かせ下さい。(または内容のわかる資料を添付して下さい)

問7 両立支援策について

(1)都道府県内の全事業所における、女性・男性の育児休業取得率を把握していますか(直近の調査結果でお答え下さい)

- 1 把握している 女性(%) 男性(%) (平成 年)
- 2 一部だけ把握している 女性(%) 男性(%) (平成 年)
- 3 把握していない

(2)都道府県の職員に対して、部分休業時に代替要員を配置していますか。

- 1 している 2 していない 3 検討中

問8 育児中の女性の再就職のニーズと支援の状況

(1)都道府県で育児中の女性を対象とした再就職に関する調査をしていますか(調査項目の一部として行ったものも含まれます)

- 1 あり 2 なし 3 検討中

(「1 あり」とお答えの場合)調査概要がわかる文書を添付して下さい。

(2)育児中の女性の職業能力やキャリア開発(起業・創業を含む)を支援するための、都道府県としての取組がありますか。

- 1 あり 2 なし 3 検討中

(「1 あり」の場合)

ア 具体的にはどのような取組ですか(いくつでも可)

- a 研修・セミナー b 相談 c 広報 d 求人情報の提供
 e その他(具体的に)

(「a 研修・セミナー」「b 相談」「c 広報」の場合具体的な内容がわかる文書を添付して下さい)

問9 「少子化対策プラスワン」以降、強調されている男性の育児を支援する施策について

(1) 都道府県で、子どものいる男性を調査対象として、男性の子育て支援のニーズに関する調査をしていますか。(調査項目の一部として行ったものも含まれます。)

1 あり 2 なし 3 検討中

(「1 あり」とお答えの場合) 調査概要がわかる文書を添付して下さい。

(2) 都道府県として、男性の育児を支援する施策には何がありますか(いくつでも可)

- 1 研修・セミナー 2 相談 3 広報
- 4 父子手帳 5 男性向けの妊産婦教室 6 料理教室
- 7 その他(具体的に)

. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

問10 都道府県の事業として、乳幼児と触れ合う機会について、対象別に実践例があれば記入して下さい(もしくは内容がわかる文書を添付して下さい)

対象	現状 (1つに)	実践例 (現状で「1 あり」と答えた場合)
小学生	1 あり 2 なし 3 検討中	
中学生	1 あり 2 なし 3 検討中	
高校生	1 あり 2 なし 3 検討中	
大学生	1 あり 2 なし 3 検討中	
高齢者	1 あり 2 なし 3 検討中	
その他	1 あり 2 なし 3 検討中	

問11 都道府県の事業として、子どもを生み、育てることの意義、子どもや家庭の大切さについての理解を深める取組がありますか。

1 あり 2 なし 3 検討中

(「1 あり」とお答えの場合) 具体的な内容をお聞かせ下さい。

[]

. 子育ての新たな支え合いと連帯

問12 自立した生活を営む知識・技術の習得と意識の醸成のための支援について

(1) 食に関する教育(食育)について

ア 都道府県として食に関する実態調査(食習慣・食生活等の調査)を実施していますか(調査項目の一部として行ったものも含まれます。)

1 あり 2 なし 3 検討中

(「1 あり」とお答えの場合) 調査概要がわかる文書を添付して下さい。

イ 今の子どもたち(高校生含む)の食生活に関して、何が問題になっていますか(いくつでも可)

- 1 朝食を食べていない 2 はしを持たない 3 1日三食の習慣がない
- 4 偏食している 5 孤食が日常化している 6 その他(具体的に)

ウ 都道府県として、乳幼児、小中高生に対し、食に関する教育（食育）の特徴的な取組や実践例があれば記入して下さい。（又は内容のわかる資料を添付して下さい。）

[]

(2) 都道府県として、これから結婚し、子どもを育てる男女が、ともに助け合いながら家事、育児等を協力しあうことの理解を深めるための取組について、何か特徴的な取組や実践例（例：妊産婦体験等）があれば記入して下さい。（又は内容のわかる資料を添付して下さい。）

[]

問13 経済的負担の軽減に関する自治体独自の取組の現状とあり方について

(1) 都道府県で、子育て家庭の経済的支援に関するニーズ調査を実施していますか（調査項目の一部として行ったものも含みます）

1 あり 2 なし 3 検討中

（「1 あり」とお答えの場合）調査概要がわかる文書を添付して下さい。

(2) 都道府県独自の取組について

ア 都道府県独自の出産費用の援助はありますか。

1 あり 2 平成17年度から実施予定 3 なし

（「1 あり」、「2 平成17年度から実施予定」とお答えの場合）以下の表にご記入下さい。

給付条件	・所得制限 1 なし 2 あり（具体的に） ・その他の条件（具体的に）
給付額	第一子（ 円） 第二子（ 円） 第三子（ 円） その他（具体的に）
給付方法	1 現物給付 2 償還払い 3 その他（具体的に）

イ 都道府県独自の出産手当（出産祝い金）はありますか。

1 あり 2 平成17年度から実施予定 3 なし

（「1 あり」、「2 平成17年度から実施予定」とお答えの場合）以下の表にご記入下さい。

給付条件	・所得制限 1 なし 2 あり（具体的に） ・その他の条件（具体的に）
給付額	第一子（ 円） 第二子（ 円） 第三子（ 円） その他（具体的に）
給付方法	1 現物給付 2 償還払い 3 その他（具体的に）

ウ 都道府県独自の児童の育成を支援する手当等ありますか。

1 あり 2 平成17年度から実施予定 3 なし

（「1 あり」、「2 平成17年度から実施予定」とお答えの場合）以下の表にご記入下さい。

給付条件	・所得制限 1 なし 2 あり（具体的に） ・その他の条件（具体的に）
給付額	第一子（ 円） 第二子（ 円） 第三子（ 円） その他（具体的に）
給付方法	1 現物給付 2 償還払い 3 その他（具体的に）

エ 都道府県独自の乳幼児医療費助成はありますか。

1 あり 2 平成17年度から実施予定 3 なし

（「1 あり」、「2 平成17年度から実施予定」とお答えの場合）以下の表にご記入下さい。

給付条件	・所得制限 1 なし 2 あり(具体的に) ・その他の条件(具体的に)
内容	

オ 都道府県独自の小中高生学校給食費の助成はありますか。

1 あり 2 平成17年度から実施予定 3 なし

(「1 あり」, 「2 平成17年度から実施予定」とお答えの場合) 以下の表にご記入下さい。

給付条件	・所得制限 1 なし 2 あり(具体的に) ・その他の条件(具体的に)
内容	

カ その他都道府県独自の助成はありますか。

1 あり 2 平成17年度から実施予定 3 なし

(「1 あり」, 「2 平成17年度から実施予定」とお答えの場合) 以下の表にご記入下さい。

内容	
----	--

問14 自治体における乳幼児の養育の現状について

(1) 保育・幼児教育施設等についてお聞かせ下さい(以下の表にご記入下さい)

各年齢別に分からない場合は、まとめてご記入下さい。

	児童数 (人)	施設数 (ヶ所)	在籍数(人)						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認証保育所 A									
B									
家庭的保育(保育ママ等)									
認可外保育所									

認可外保育所については、各都道府県において把握している人数を記入して下さい。

認証保育所は東京都のみ記入して下さい。

(2) 待機児童数(人)

全体(名)	内訳(人)				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上

(3) 幼稚園の公私立別総数及び預かり保育を実施している施設数をお聞かせ下さい。

		総数(か所)		実施園(か所)		
1 教育時間開始前の預かり	公立幼稚園	()	()	()	()	
	私立幼稚園	()	()	()	()	
2 教育時間終了後の預かり	公立幼稚園	()	()	()	()	
	私立幼稚園	()	()	()	()	
3 長期休業中の預かり	(1) 夏休み	公立幼稚園	()	()	()	
		私立幼稚園	()	()	()	
	(2) 冬休み	公立幼稚園	()	()	()	()
		私立幼稚園	()	()	()	()
	(3) 春休み	公立幼稚園	()	()	()	()
		私立幼稚園	()	()	()	()

問 1 5 特定 1 4 事業に関する都道府県独自の加算（補助も含む）について。以下の(1)～(14)の事業について、都道府県での実施の有無、及び実施している場合、独自の加算制度の有無をお聞かせ下さい。

	実施の有無		都道府県の加算有無（平成 16 年度）		
	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(1)通常保育事業	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(2)延長保育事業	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(3)夜間保育事業	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(4)子育て短期支援事業（トワイライト事業）	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(5)子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(6)一時保育事業	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(7)特定保育事業	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(8)休日保育事業	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(9)乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育所型）	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(10)乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・派遣型）	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(11)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(12)地域子育て支援センター事業	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(13)つどいの広場事業	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし
(14)ファミリー・サポート・センター事業	1 あり	2 なし	1 あり	2 平成 17 年度より加算予定	3 なし

問 1 6 都道府県独自の保育料軽減策はありますか。

1 あり 2 平成 17 年度から実施予定 3 なし

（「1 あり」、「2 平成 17 年度から実施予定」とお答えの場合）以下の表についてご記入下さい。

給付条件	・所得制限 1 なし 2 あり（具体的に） ・その他の条件（具体的に）
内容	

問 1 7 保育サービスの質の確保の取組（第三者評価）の現状について

（ 1 ） 第三者評価制度を実施している認可保育所の数を把握していますか。

- 1 している 実施数（ ケ所）
2 していない

（ 2 ） 公立・私立の認可保育所に関する、今後の第三者評価の取組の方向性についてどのようにお考えですか

（ 1 つに ）

- 1 国（全国保育士養成協議会）の評価制度で行う 2 都道府県独自の評価制度を中心に行う
3 現在検討中 4 現時点では考えていない
5 その他（具体的に）

（ 3 ） 認可保育所以外の第三者評価についてどのようにお考えですか（ 1 つに ）

- 1 独自の評価制度を開発予定 2 認可保育所の評価制度を活用 3 現在検討中
4 現時点では考えていない 5 その他（具体的に）

問 1 8 保育需要に対応するための規制緩和について。民営化（公立保育所の民間への委託や移管）は実施していますか（平成 1 2 年度以降の状況）

- 1 すでに実施している 2 平成 1 6 ・ 1 7 年度に実施が決定 3 実施していない
4 その他（具体的に）

(「1 すでに実施している」とお答えの場合、ア～イへ)

- ア 平成12年度以降、何ヶ所で実施していますか。 (所)
- イ どのような形態で実施していますか。 - 民間移管(所) 民間委託(所)
- ウ 上記のうち、企業(株式会社)が参入しているのは何ヶ所ですか。 (所)
- エ 都道府県として、民営化に関する方針が決まっていますか。
 a 決まっている b 決まっていない c 検討中

「a 決まっている」とお答えの場合

(a) 民営化に関する方針はどのようなものですか(1つに)

- 1 民営化に積極的 2 民営化に消極的 3 市区町村の判断に任せる

問19 いわゆる幼保一体型の施設へのニーズと取組について

(1) 幼保一体型施設の現状についてお聞かせ下さい。

- 1 すでに設置されている 2 平成16・17年度に設置が決定 3 設置されていない

(2) 都道府県として、幼保一体型施設の推進または促進に関する方針がありますか。

- 1 あり 2 なし 3 検討中

「1 あり」とお答えの場合

ア 推進または促進に関する方針はどのようなものですか(1つに)

- 1 推進・促進に積極的 2 推進・促進に消極的 3 市区町村の判断に任せる

「1 推進・促進に積極的」とお答えの場合

(ア) その理由は何ですか(いくつでも可)

- 1 幼保両サービスが効率的に提供できる 2 財政的に効率的 3 利用対象者が拡大する
- 4 利用者の就業形態の多様化に応じて多様なサービスを提供できる 5 よりよい育成環境になる
- 6 その他(具体的に)

問20 定年を迎えた男性たち、自分の子育てに一段落した女性たちの子育て支援への参画に関する都道府県としての取組がありますか。

- 1 あり 2 平成17年度から実施予定 3 なし

(「1 あり」、「2 平成17年度から実施予定」とお答えの場合)

具体的な内容をご記入下さい。

問21 ひとり親家庭のニーズや支援の現状について

(1) ひとり親家庭の都道府県独自の実態調査はありますか(厚生労働省報告分を除く)

- 1 あり 2 なし 3 検討中

(「1 あり」とお答えの場合) 調査概要がわかる文書を添付して下さい。

(2) ひとり親家庭支援のア～イの事業について、貴都道府県の実施の有無、及び、実施している場合、独自の加算制度の有無についてお聞かせ下さい(国庫補助事業への独自の上乗せを含む)

	実施の有無	都道府県の加算有無(平成16年度)
ア 母子家庭自立支援給付金事業	1 あり 2 なし	1 あり 2 平成17年度より加算予定 3 なし
イ 母子家庭等就業・自立支援センター事業	1 あり 2 なし	1 あり 2 平成17年度より加算予定 3 なし
ウ 母子寡婦福祉資金貸付	1 あり 2 なし	1 あり 2 平成17年度より加算予定 3 なし

エ 母子福祉団体への補助	1 あり 2 なし	1 あり 2 平成17年度より加算予定 3 なし
オ 一人親家庭等日常生活支援事業	1 あり 2 なし	1 あり 2 平成17年度より加算予定 3 なし
カ 母子家庭等医療費等の助成	1 あり 2 なし	1 あり 2 平成17年度より加算予定 3 なし
キ 父子家庭に対する支援	1 あり 2 なし	1 あり 2 平成17年度より加算予定 3 なし
ク その他(具体的に)	1 あり 2 平成17年度より加算予定 3 なし	

問22 児童虐待の現状と対策について

(1) 児童虐待相談処理件数の推移

平成2年度 (1990)	平成7年度 (1995)	平成12年度 (2000)	平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)

(2) 児童虐待防止対策について、現行制度の中でどの分野に、特に改善が必要と考えますか(1つに)

- 1 発生予防 2 早期発見・対応 3 危機介入
4 ケア(家族・子ども) 5 家族再生(再統合) 6 その他(具体的に)

(3) 上記(2)で改善が必要と考える理由は何ですか(いくつでも可)。

- 1 司法の関わりが不十分 2 児童相談所の体制が不十分 3 市町村の関わり方が不明確
4 市町村の育児支援施策が不十分 5 親権による制約が大きい 6 保護施設等が不十分
7 専門の人材の不足 8 専門的なプログラムやマニュアルが不十分
9 児童虐待問題が母親の問題に限定され、母親のみが施策の対象となっている(父親向けの施策不足)
10 その他(具体的に)

(4) 児童虐待防止対策に関し、民間と協働した独自の施策がありますか。

- 1 なし 2 あり (具体的に)

(5) 現在、継続審議中の児童福祉法の改正案等では、発生予防と早期発見、早期対応の観点から、児童相談所の機能が「市町村に対する後方支援等」に専門特化される点についてどうお考えですか(いくつでも可)。

- 1 相談、発見がよりしやすくなる 2 地域でのサポート体制が組みやすい
3 市町村の裁量の幅が広がる 4 専門的ノウハウが乏しい
5 職員の数に限界がある 6 財政上の裏づけがはっきりしなし
7 地域間格差が大きくなる恐れがある 8 転居等による広域的な対応が難しくなる
9 逆に相談がしにくくなる 10 相談がたらい回しにされる
11 その他(具体的に)

問23 子どもの発達障害や学習障害について

(1) LD, ADHD, 高機能自閉症等の軽度発達障害のある子どもの数を把握していますか。

- 1 把握している 2 把握する予定 3 把握していない 4 検討中

(2) 都道府県としての独自の支援を実施していますか。

- 1 実施している 2 平成16・17年度に実施予定 3 実施していない 4 検討中

(「1 実施している」「2 平成16・17年度に実施予定」とお答えの場合)

具体的な内容をお聞かせ下さい。

{

問24 小児医療体制および周産期医療体制の現状について

(1) 都道府県で、産前産後の子育て家庭を調査対象として、産前産後に焦点を当てた支援策のニーズに関する

調査をしていますか（調査項目の一部として行ったものも含まれます）。

1 あり 2 なし 3 検討中

（「1 あり」とお答えの場合）調査概要がわかる文書を添付して下さい。

（2）都道府県としての、産前産後の子育て家庭に対する支援策（例：産褥ヘルパー派遣等）がありますか
（問11 経済的支援（乳幼児医療費助成）・問13 特定14事業の支援策を除く）

1 あり 2 なし

（「1 あり」とお答えの場合）

ア 具体的な制度の名称をご記入下さい。（ ）

イ 具体的な制度の内容がわかる資料を添付して下さい。

（3）次世代育成支援の点から、周産期医療体制の課題はありますか。

1 あり 2 なし

（「1 あり」とお答えの場合）具体的な内容をお聞かせ下さい。

[]

（4）次世代育成の点から、小児医療体制の課題はありますか。

1 あり 2 なし

（「1 あり」とお答えの場合）具体的な内容をお聞かせ下さい。

[]

問25 都道府県における子ども連れの親子が楽いやすい、住みやすい、動きやすいまちづくり（子育てバリアフリー）について

（1）必要な取組はどのようなものだと思いますか（いくつでも可）

- 1 公共施設や民間施設におけるベビーベッド、プレイルーム等の設置
- 2 余裕のある駐車スペースの確保
- 3 ベビーカーに配慮したまちづくり（例：ベビーカーが動きやすい段差がなく幅員の広い歩道の設置）
- 4 子育て中の親子のための専用列車、もしくは車両の設置
- 5 その他（具体的に）

（2）計画策定や公共施設整備等において、父親の立場からの声を反映させていますか。

1 反映させている 2 反映させていない 3 検討中

（「1 反映させている」とお答えの場合）

反映させた結果、特徴的な取組がありましたらお聞かせ下さい（例：男性トイレにおむつ台を設置）。

[]

（3）計画策定や公共施設整備等において、母親の立場からの声を反映させていますか。

1 反映させている 2 反映させていない 3 検討中

（「1 反映させている」とお答えの場合）

反映させた結果、特徴的な取組がありましたらお聞かせ下さい。（例：育児サービスつき講習会）

[]

・その他

問26 都道府県内の横断的な庁内組織体制について

(1) 少子化対策や次世代育成支援に係る横断的な庁内推進体制はありますか。

1 あり 2 なし 3 検討中

↓ (「1 あり」とお答えの場合) その事務局はどこですか。()

(2) 特に幼稚園と保育所(教育と福祉)の分野で、幼保一体化を念頭においた横断的な庁内組織はありますか。

1 あり 2 なし 3 検討中

↓ (「1 あり」とお答えの場合) どのような組織ですか。(例：関係課長会議)

問27 今までの少子化対策では限界があるといわれています。子育ての環境整備とともに、労働市場や地域社会の問題も含めて、より幅広い視点から検討会や諮問機関等で課題・論点等があがっているものは何ですか。対象別に、お答え下さい(いくつでも可)。

(1) A群：次世代(子ども・若年層)に対して

- 1 乳幼児とふれあい、命や家庭の大切さを理解できるようにするための取組
- 2 異年齢の子ども同士の交流の機会の創出
- 3 食生活や家事・育児への理解を深めるための取組
- 4 職業意識の醸成のための取組
- 5 固定的な性別役割分担意識を是正するための学習機会の充実
- 6 奨学金の充実等、若年層への就学支援
- 7 若年層への自立就労支援
- 8 その他(具体的に)

(2) B群：子育て家庭に対して

- 1 産前産後の子育て家庭への支援
- 2 ひとり親家族への子育て支援
- 3 専業主婦への子育て支援
- 4 就業中の女性への子育て支援
- 5 就業中の男性への子育て支援
- 6 出産・育児で退職した女性への再就職支援
- 7 失業中の男性への再就職支援
- 8 障害をもつ子どもとその親への支援
- 8 子育て世帯の経済的負担の軽減
- 9 家庭における固定的な性別役割分担意識を是正するための取組
- 10 生活と仕事の両立へ向けた働き方の改善のための親への働きかけ
- 11 子育て世帯の年金上乘せ
- 12 その他(具体的に)

(3) C群：企業に対して

- 1 生活と仕事の両立へ向けた働き方の改善のための企業への働きかけ
- 2 育児休業や部分休業の取得促進のための取組
- 3 企業における固定的な性別役割分担意識を是正するための取組
- 4 男女間の賃金格差の是正のための取組
- 5 地域への企業誘致など、雇用創出の取組
- 6 企業の市民社会貢献活動の促進
- 7 その他(具体的に)

(4) D群：地域社会において

- 1 地域における子どもとシニア世代の交流機会の創出
- 2 地域における小児医療及び周産期医療体制の充実
- 3 NPO など民間団体による地域住民の主体的な子育て支援活動への支援
- 4 地域における子育て支援の拠点の整備や充実

- 5 地域への大学誘致
- 6 地域の実情に応じた、子育てに適した住宅の確保の支援
- 7 地域における子育てバリアフリーなどの推進
- 8 その他（具体的に）

問28 次世代育成支援全般について

(1) 次世代育成支援全般について、特徴的な取組がありますか。

- 1 あり 2 なし

（「1 あり」とお答えの場合）

具体的な取組をご記入下さい。（例：子育て支援を目的とした宝くじの発行、目的税の導入等）

(2) 次世代育成支援の政策立案の過程で、次世代（子ども、若者）の声を反映させていますか。

- 1 反映させている 2 反映させていない 3 検討中

（「1 反映させている」とお答えの場合）

ア 反映させる手段についてお聞かせ下さい（いくつでも 可）

- 1 パブリックコメント 2 タウンミーティング 3 アンケート調査
4 計画策定への委員の選任 5 その他（具体的に）

イ 反映させた結果、特徴的な取組がありましたらお聞かせ下さい。

(3) 都道府県計画策定にあたって、国の示す行動計画策定指針に加えて、都道府県としても策定指針を市町村に通知していますか

- 1 通知した 2 通知しない 3 検討中

ア （「1 通知した」とお答えの場合） その理由は何ですか（具体的に）

イ （「2 通知しない」とお答えの場合） その理由は何ですか（具体的に）

(4) 「少子化社会対策大綱」を受けて、大綱の「重点課題に取り組むための28の行動」として示されている内容を、現在策定中の「行動計画」に盛り込んでいますか。

- 1 盛り込んでいる（盛り込む予定である） 2 盛り込んでいない 3 検討中

（「1 盛り込んでいる（盛り込む予定である）」とお答えの場合）

ア 以下、「28の行動」の項目のうち、盛り込んでいるものの数字に をつけて下さい（いくつでも 可）

1 若者の就労支援	2 奨学金の充実	3 体験を通じ豊かな人間性を育成
4 子どもの学び支援	5 企業等におけるもう一段の取組を推進	6 育児休業制度等についての取組を推進
7 男性の子育て参加推進	8 労働時間短縮等、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備	9 妊娠・出産しても働き続けられる職場環境の整備
10 再就職等の促進	11 乳幼児とふれあう機会の充実	12 生命の大切さ、家庭の役割等への理解を進める
13 安心して子どもを産み、育てることができる社会の形成についての理解を進める	14 就学前の児童の教育・保育の充実	15 放課後対策の充実
16 地域における子育て支援の拠点等の整備・機能充実	17 家庭教育の支援	18 地域住民の力の活用、民間団体支援、世代間交流の促進
19 児童虐待防止対策の推進	20 特に支援を必要とする家庭の子育て支援推進	21 行政サービスの一元化推進
22 小児医療体制を充実する	23 子どもの健康を支援する	24 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制の充実
25 不妊治療への支援等	26 良質な住宅・居住環境の確保	27 子育てバリアフリーなどの推進
28 児童手当の充実を図り、税制の在り方検討		

(5) 幼稚園や保育所の保護者負担について、今後の方針はありますか。

1 あり 2 なし 3 検討中

↓ 「1 あり」とお答えの場合

その方針等はどのような内容ですか。以下、公立・私立幼稚園、保育所について、それぞれお答え下さい。

- ア 保育所：** 1 負担を軽くする 2 現状維持 3 負担を増やす
4 所得階層の比較的高い利用者のみ増やす 5 その他（具体的に）
- イ 公立幼稚園：** 1 負担を軽くする 2 現状維持 3 負担を増やす
4 所得階層の比較的高い利用者のみ増やす 5 その他（具体的に）
- ウ 私立幼稚園：** 1 負担を軽くする 2 現状維持 3 負担を増やす
4 所得階層の比較的高い利用者のみ増やす 5 その他（具体的に）

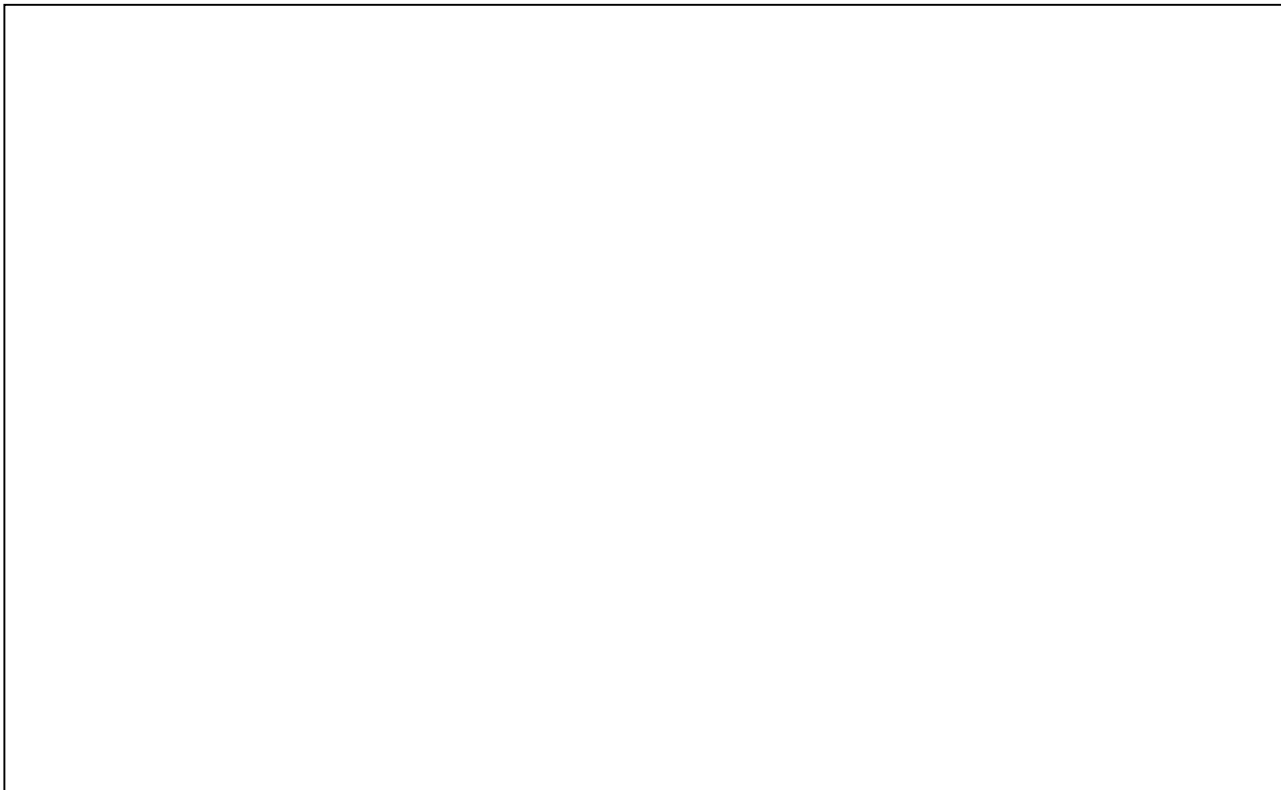
問29 次世代育成支援対策を進める上での財源確保に関して、介護保険の育児版いわゆる育児保険構想について、どう考えますか。

- 1 おおいに賛成 2 賛成 3 あまり賛成できない 4 まったく賛成できない
5 検討中
6 その他（具体的に）

問30 次世代育成支援対策に関連した地方分権改革について、何か特にご意見がありましたら以下に記入して下さい。

()

最後に、次世代育成の推進にあたって、国等への要望や提言などがありましたら記入して下さい。



お忙しい中、ご協力ありがとうございました。